

## 別冊5

### 点 検 方 法 ・ 判 定 基 準

- ・ 特殊建築物等
- ・ 建築設備
  - (換気設備)
  - (排煙設備)
  - (非常用の照明装置)
  - (給水設備及び排水設備)
- ・ 防火設備
  - (防火扉)
  - (防火シャッター)
  - (耐火クロススクリーン)
  - (ドレンチャー)

令和 7 年 7 月  
大垣市総務部契約管財課

(建築物)

特殊建築物等の点検方法、判定基準

特殊建築物等の点検は、別表(イ)欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表(ロ)欄に掲げる点検方法により、別表(ハ)欄にかかげる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表 (特殊) 建築物等の点検の項目及び項目ごとの点検方法等

番号	(イ) 点検項目	(ロ) 点検方法	点検手法	(ハ) 判定基準
1	敷地及び地盤			
(1)	地盤 地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	目視により敷地全般にわたって不陸状況を点検する。埋戻土の上に芝張りや砂利敷き等が施されている場合は容易に沈下状態を確認できるが、コンクリート、アスファルト舗装等で覆われていると、内部の沈下状態の確認は困難である。このような場合は、ひび割れ状態や振動を足で与えて内部の空隙状態を推測する必要がある。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
(2)	敷地 敷地内の排水の状況	目視等により確認する。	排水溝やますの周辺に水溜り跡がないかを点検する。特に、ためます上部の傾斜やます内より排水不良の有無を重点的に点検する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
(3)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という。)	敷地内の通路の確保の状況	目視等により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
(4)		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	目視等により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。
(6)	塀 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	設計図書等で見え隠れ部分(基礎寸法、配筋等)を把握するとともに、材料間の目地にひび割れが生じていないか等に注意して目視により点検及び測定等を行う。	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと。
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視等又は下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	全面にわたって、劣化現象の有無を確認するとともに、安全性に重点を置いて点検する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	目視等により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	擁壁の水抜きパイプが適正に維持されているか、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
2	建築物の外部				
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	目視等により基礎に発生しているひび割れについて点検する。また、必要に応じてクラックスケールによりひび割れ幅を測定する。不同沈下によるひび割れは一般に地中梁にも及んでいるため、地上露出部からひび割れが発生しているかを調べるのも判断の手がかりになる。建物全体としての傾斜程度は、打継ぎ部等の連続的なものや建具の開閉具合から判断するが、目視で傾斜が分かる場合の傾斜角は大体 1/250 程度以上である。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	目視等により基礎に礎石のずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等がないかを点検し、必要に応じてクラックスケールによりひび割れ等を測定する。ここでは、基礎の沈下によるひび割れ以外の劣化及び損傷の状況を点検する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。
(3)	土台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	建物全体としての傾斜程度は、建具の開閉具合等から水平具合を判断する。なお、目視等においても傾斜角が大体 1/250 程度以上あれば判断できる。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木造土台の場合は、テストハンマーで打診して健全度を判断したり、千枚通しやドライバー類を押し込んでその押し量で判断する。土台の被害が大きい時は、上部構造材についても腐朽、虫害が及んでいることが考えられるので、出来るだけ点検する。点検は、建物の北面部分、厨房、浴室、便所等日常水を使用する箇所、基礎の立ち上がりが高い箇所、壁体の破損又は剥落した箇所、上部の窓廻り、出入口廻りで雨仕舞の不良箇所などを	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	<p>重点的に行なう。</p> <p>事前に確認に要した図書、仕様書等で防火性能に関する事項を確認する必要があり、点検では、目視により防火材料の損傷、延焼のおそれのある部分の開口部の状態などを重点的に点検する。</p> <p>・壁面、軒裏の防火対策</p> <p>1) 防火構造は建築基準法施行令に定められている構造となっているかを見る。</p> <p>下地が不燃材料の場合と、不燃材料以外の場合で塗厚さが異なっていることに注意する。</p> <p>また、外壁、軒裏で防火材料の剥落のおそれのあるところがあれば、それが全体的なものか局部的なものであるかを確認する。</p> <p>2) 防火構造として個別に認定を受けた構造によっている場合は、使用材料、工法が認定の条件に合っているかを確認する。</p> <p>3) 延焼のおそれのある部分の防火構造に防火上の欠陥となる目地又は材料の剥落した部分がないか。特に軒裏とか、けらばなどは火焰を抱き込む作用をし、延焼上の弱点となるので入念に点検する。</p> <p>・延焼のおそれのある部分の開口部の防火対策</p> <p>1) 延焼のおそれのある部分の開口部の防火戸は規定に適合しているか (法第61条、令第109条)</p> <p>防火地域又は準防火地域内にある建築物で耐火構造及び準耐火構造以外のものは、その開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸又は消防庁の認定に合格したドレンチャーを設けなければならないこととなっているので注意する。</p> <p>2) 換気孔等の開口部の防火設備は適切か (令第109条)</p> <p>防火上支障となる換気口、冷房用の孔等があげられていないかを点検する。</p> <p>特に、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の換気口、冷房用の孔等は防火上の弱点となるので注意する必要がある。</p> <p>また、換気口内に鳥が巣を作ったため、排気不良によるガス中毒で死亡する事故もあったので、事故防止の観点からも注意深く点検する。</p> <p>3) 開口部近傍に燃料等可燃物が置いているか又は堆積して</p>	法第23条、第25条又は第61条の規定に適合しないこと。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
				<p>いるかを点検する。</p> <p>4) 延焼のおそれのある部分に防火ダンパー（防火設備）が適切に設置されているか設計図書等により確認する。</p>		
(6)	外壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>木材の腐朽・損傷状況を接合金物類の健全程度とともに部位毎に目視等により点検する。</p> <p>木造建築物では、局所的な部材損傷が漏水に伴う腐朽や蟻害などによって生じていることも多いため、腐朽に影響の大きい湿潤しやすい部位・箇所である北側壁面や床下、漏水の生じやすい浴室・厨房周りの部材には注意を払う必要がある。</p>	<p>木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。</p>
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>組積材料間の目地状態や取合部の移動の有無について、必要に応じて双眼鏡等を使用して目視により点検する。</p> <p>特に開口部（窓、出入口等）上部の、まぐさや庇取合部などを重点的に点検する。</p>	<p>れんが、石等に割れ、ずれ等があること。</p>
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>目地モルタルの欠落やブロック積みの変位等を必要に応じて双眼鏡等を使用し、目視により確認する。</p>	<p>目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。</p>
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>鉄骨造の劣化・損傷は、鋼材の「錆」に代表され、鋼材全面にわたって発生するものと、局所的に発生するものとに区別される。いずれも部材の断面積を減少させることから、進行度合いによっては部材の強度を著しく低下させるおそれがあるため、必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。</p>	<p>鋼材に著しい錆、腐食等があること。</p>
(10)	外壁	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>コンクリート建築物点検表を用いて行なう。この点検表は、コンクリートの劣化状況を把握するにあたり、「剥落の危険性あり」の場合には5段階で評価し、「剥落の危険性なし・小」の場合には3段階で評価し、点検を進めることとしている。</p> <p>また、点検箇所については、柱・梁・壁・バルコニー・庇等とし、東西南北の4方向について、それぞれ部材10程度とすることとしている。</p> <p>評価点については次の通りとするが、詳細な記入については、点検表の注記を参照して記入することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「剥落の危険性あり」の場合</li> <li>5：多数の部材に各々多くの劣化部分がある</li> <li>4：少数の部材に多くの劣化部分がある</li> <li>3：多数の部材に各々少しづつ劣化部分がある</li> </ul>	<p>コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。</p>

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
				2：少数の部材に少しの劣化部分がある 1：劣化部分がない 注1：多数の部材とは30%以上の部材である 注2：多くとは複数箇所をいう ・「剥落の危険性なし・小」の場合 3：多数の部材に劣化部分がある 2：少数の部材に劣化部分がある (「但し、「不同沈下」がある場合は「3」とする。) 1：劣化部分がない 注3：多数の部材とは30%以上の部材である		
(11)	外壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は目視等により確認し、異常が認められた場合にあっては、全面打診等（落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。ただし、竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後10年を超え、最初に実施する定期調査等にあっては、全面打診等により確認する（3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）。	1) 点検対象となる外壁の種類 この項目で点検対象となる「タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）」とは、仕上げ材の下地材としてコンクリート、プレキャストコンクリート（PC）パネル、ALCパネルなどにモルタル又は接着剤等で貼り付けられたタイル、石貼り等及び現場、工場等でコンクリートなどと同時に打ち込まれたものを対象としている。 2) 点検の範囲 点検の範囲は、定期報告のたびに行う手の届く範囲を中心とした点検と、その点検で異常が認められた場合又は原則10年ごと（竣工後、外壁改修後又は全面打診等を実施した後10年を超え、最初に実施する定期点検等）に実施される全面的な点検の2種類がある。 また、原則10年ごとに行う点検については、3年以内に実施された全面打診等の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合は除かれる。 3) 点検の方法 点検の方法としては、外壁タイルの浮きを把握するための最も一般的な方法としてテストハンマーにより打診し、打診によって発生する音の高低等で浮きの有無を判断する方法が用いられる。この他赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む。）による方法、有機系接着剤張り工法による外壁タイルに限り用いられる引張接着試験による方法がある。 また、剥落、白華、ひび割れ等外観から把握可能な劣化につ	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目			(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
					<p>いては、必要に応じて双眼鏡や可視カメラ等を使用し目視により確認する。</p> <p>①手の届く範囲の打診等点検 打診等により手の届く範囲について確認する。 剥落の危険の大きい箇所（開口隅部、水平打継部、コーナー部、パラペット部、斜壁部分等）については特に留意する。 なお、斜壁部分は、下地状況（防水層等）により打診点検では浮きの有無を判断し難い場合があるので、垂直壁面との取り合い部に白華（エフロレッセンス）やタイルのズレ等がないかを打診点検と併せて目視等及び双眼鏡等を使用して確認する。 また、その他の部分は点検者が直接肉眼で劣化・損傷状況を確認する方法で、高所など肉眼での確認が難しい場合は双眼鏡やカメラ等を使用し外観から把握できる劣化の目視調査を行う。</p> <p>②落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分についての全面打診等点検 イ) 外壁点検範囲に、足場等設置してテストハンマーで全面打診する方法。 ロ) 赤外線調査（無人航空機による赤外線調査を含む） ③引張接着試験（有機系接着剤張り工法による外壁タイルに限る。）</p>	
(12)	外壁	外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>乾式工法は、湿式工法のように下地モルタルではなく、金属製の下地材にタイル等をはめ込んだり、引っかけて固定しているため、タイル等の仕上げ材に割れや欠けが発生すると、下地金物から外れ、落下するおそれがあるので、固定状態（ガタツキ、変形等）を目視等で点検する。</p> <p>なお、下地材がPC版でタイル、石材とPC版の接合が金物固定またはシアコネクター方式（金物・シアコネクター部分以外は絶縁されているものに限る。）により設計・製造された場合に限る、その点検方法は乾式工法に相当する取扱いとするが、タイル、石材に割れや欠けが発生すると、金物やシアコネクターから外れ、落下する恐れがあるので、固定状態（タイル・石材の割れ、ガタツキ、変形、タイル・石目地の段差等）や不具合の恐れの際となる著しい白華現象の有無を目視等で可能な範囲を確認する。</p>	ひび割れ、欠損等があること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	金属パネルとしては、鋼板（亜鉛めっき鋼板等）、アルミニウム板、ステンレス鋼板、ホーロー鉄板などが使用されており、各々の在室、建築物の立地条件、経過年数、表面処理の仕様及び維持管理の方法などによっても異なる。 先ずパネル全体の汚れ状況、浮きや歪みについて必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。 鋼製パネルの場合は、取り合い部に施されているシーリング材の劣化により、雨水等が浸入すると錆が発生し、長い間には錆がこぶ状となり、パネルが変形することもあるので注意する。 また、アルミ製パネルの場合は、表面に白い泡状の点食が発生し、やがて孔食状態となるので注意する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。	
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート系パネルとしては、PC版、ALCパネルなどがあるが、それぞれ材料によって劣化現象が異なるので、事前に設計図書等により確認しておく必要がある。 PC版の場合は、主に軽量コンクリートを使用しているが、中には普通コンクリートの場合もあるので、パネルがファスナー金物で固定されている場合は、錆汁が流出していないか、パネル取り合い部の状況を注意深く確認する。 ALCパネルは、多孔質で吸水性が比較的大きいので、表面塗膜の劣化現象（ふくれなど）の有無やパネル取り合い部のシーリング材の柔軟性が失われていないかを確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。	
(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	目視等又は開閉により確認する。	建具の劣化は、比較的分かりやすい形で現れるため、殆どが外観の目視等と聴覚・触感などによって行われる。また、材質によって、劣化現象もそれぞれ異なって現れるので、その材質に応じた点検方法をとる必要がある。 特に鋼製建具の場合、表面塗膜の劣化により赤錆が発生し、さらに放置すれば劣化が進行して板厚の損耗、孔食発生の原因となる。 アルミ製建具の場合は、表面処理皮膜及び塗膜が紫外線や熱などの相乗効果により表面の腐食・点食が発生して劣化が進行する。 建具の劣化現象は、建具鋼製部材の腐食・損耗及び粹類・障子の湾曲やたわみ等の変形の進行状況等によって点検できる。 この他、表面塗装の剥がれ、ビスの弛み、ガタツキ、扉の回転不良や下がり、長期使用による反りや曲がりなどもある。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
				ガラス自体の劣化は、特殊な条件でない限り劣化しにくい材料ではあるが、部分補修ができる材料ではないので注意する必要がある。網入り板ガラスの網サビによる割れ、ガラス熱割れ、人為的な傷つき等に注意して点検する。 なお、外部建具の点検に当たっては、作業の安全性を確保の上、十分に注意して行なう必要がある。	
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	室内側からはめ殺し窓であるかを確認し、パテ止めの場合は、触診によりパテの硬化がないかを点検する。 点検した結果、網入りガラスでないガラス窓がはめ殺しとなっていた場合は、ガラスに飛散防止用フィルムの張付、ガラス、サッシの取替などの措置を講じるように建物所有者に助言する。	昭和46年建設省告示第109号第3第四号の規定に適合していないこと。
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	地上部等から双眼鏡などにより、本体及び金物類の取り付け状態や変形、損傷、錆、腐食あるいは塗膜の劣化状態などとともに、電線のゆるみ、垂れ下がりなどについて点検する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	外壁面に取り付けられている広告板や空調室外機等は、支持部材等が隠ぺいされている場合も多いが必要に応じて双眼鏡等やファイバースコープ等を使用し目視等により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
<b>3</b>	<b>屋上及び屋根</b>				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	断熱ブロック、クリンカータイル、防水モルタル等の仕上げ材に、ひび割れ、欠損、浮きなどが無いかを目視等により点検する。 また、伸縮目地材の欠落は仕上げ材のせり上がりにつながるため併せて点検をする。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
(2)	屋上回り (屋上面を除く。)	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	パラペット立ち上がり部について、ひび割れ・エフロレッセンス・欠損・浮きなどについて目視等及びテストハンマーによる打診等により点検する。	モルタル等の仕上げ材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木モルタルや人造石研ぎ出し仕上げ（人研ぎ）のひび割れ・エフロレッセンス・欠損・浮きなどについて目視等及びテストハンマーによる打診等により点検する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	金属笠木部に錆、変形、脱落、落下危険性等はないか、強風等により飛散等が起こらないか、固定状態について目視及びテス	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩み

## (建築物)

番号	(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
			トハンマーによる打診等により点検する。	があり部分的に変形していること。
(5)	排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルのひび割れ、浮き等を目視等及びテストハンマーによる打診等により点検する。 また、ドレーンについては錆や破損等がないか目視等により点検する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。
(6)	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	設計図書等で建物の耐火構造種別を確認し、これに応じた構造となっているかを点検する。	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根にあつては法第62条の規定に適合しないこと又は法第22条の規定に基づき特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内の建築物の屋根にあつては同条の規定に適合しないこと。
(7)	屋根の劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。	直接屋根に乗ったり、近づくことができない場合もあるので、屋根ふき材や緊結金物の劣化等を双眼鏡などを利用して点検する。また、緊結金物等については手の届く範囲でテストハンマーにより打診する。 屋根、庇について、雨水の浸入箇所の有無、シール材劣化の有無、ボルト・ナットなどの固定金具のゆるみ、欠落の有無、その他金具の変形の有無などについて点検する。 なお、庇も同様の点検を行うが、特に建物との接続状態（垂れ下がっていないか）を点検する。	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること。
(8)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器、工作物本体及びこれらを支えている金物との接合部等を点検する。 特に金物類は、鉄製のパイプや軽量鉄骨などを加工して、工場を組み立て、それに塗装仕上げをしているものが多いので、錆や腐食の程度はテストハンマーで打診しながら、錆を除去して金物部を確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。
(9)	支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	広告塔などの支持部は、高所に設置されている場合が多いので、双眼鏡などにより確認する。 また、支持部のアンカーボルト、ナット等にゆるみやコンクリート基礎のひび割れ等を確認する。錆等が発生している場合はテストハンマーで除去し、錆状況を確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
4	建築物の内部			
(1)	防火区画 令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	<p>設計図書等と現況を目視により確認する。</p> <p>堅穴区画は複数の階にまたがるため、区画が構成されているか否かを、現場を巡回しながら点検・確認することは困難である。あらかじめ堅穴区画の状況を把握し、点検箇所を経路に組み込む必要がある。また、竣工後もしくは前回点検以降の改修の有無を聞き、変更があった場合にはその内容を図面で点検し、さらに点検経路にも組み込んで実地に確認する必要がある。変更がない建物でも、昭和44年以前の建物では堅穴区画そのものがないものや、区画されていても不適切な仕様の防火戸が残っていることがあるので注意する。</p> <p>また、堅穴区画の中でも吹抜き、階段、エスカレーターなどは、防火シャッターや防火戸で区画されている場合が多い。ここでは堅穴区画の壁の部分だけを対象としているが、防火シャッターや防火戸など、区画に設けた開口部については別途の点検項目を参照し、併せて点検する。</p> <p>エレベーター昇降路の堅穴区画については目視だけでの点検は困難なので、下記の方法で判定する。</p> <p>①平成14年6月以降に確認を取得した建物については適法とみなし、それ以前に確認を取得したものについては既存不適核の可能性があるので、竣工後に昇降路区画の改修を行ったかを関係者から聞く。</p> <p>②扉自体に遮炎性能と遮煙性能を持たせたエレベーターを使用している場合は、扉に以下の内容が記載された認定シールが貼付されているのでこれを確認する。</p> <div data-bbox="1328 1102 1675 1214" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>認定番号 CAS-〇〇〇            認定取得会社名            商品名 (記載は任意)</p> </div> <p>吹抜き、階段、エレベーター昇降路、エスカレーター、ダクトシャフトなど、堅穴状の部分が防火区画されているかを確認する。</p> <p>エレベーター昇降路の区画については平成12年の法令改正によって従来の乗場戸の扉だけでは堅穴区画に適合しないこととな</p>	<p>令第112条第11項から第13項までの規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕や模様替え等（以下「修繕等」という。）が行われていない場合を除く。</p>

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
				り、別途遮炎性能と遮煙性能とを有する扉等の設置が必要となった。	
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	設計図書等と現況を目視により確認する。 面積区画はその構造、階数の違いにより100㎡から1,500㎡以内ごとに区画する必要がある。スプリンクラー等が設置されている部分では面積を2分の1として計算できるので、結果として面積区画は最大3,000㎡まで拡大できる。	令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項まで (令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く。)の規定に適合しないこと。
(3)	防火区画	令第112条第18項に規定する区画の状況	設計図書等により確認する。	設計図書等と現況を目視により確認する。	令第112条第18項の規定に適合しないこと。ただし、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(4)	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。	設計図書等と現況を目視により確認する。 ガラスまたは金属カーテンウォールの外装の場合には、スパンドレルの耐火パネルの有無や取り付け状況は容易には点検できないが、設計図面等によって確認できることもある。	令第112条第16項又は第17項の規定に適合しないこと。
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	防火区画が外壁に接する部分のスパンドレル等の劣化及び損傷を目視等により点検する。	令第112条第16項に規定する外壁等、同条第17項に規定する防火設備に損傷があること。
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	※建物躯体の点検は、直接劣化・損傷等を受ける外部を重点的に行うのが実務的であるが、木造、鉄骨造の場合は、耐久性、防・耐火性などの性能要求により、他の材料で被覆されており、直接視覚だけでの点検が困難な場合が多い。 そのため、比較的部材等が露出している内部からも点検を行うこととしているが、点検方法、判定基準は建築物の外部の点検と同様のため、省略する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は繋結金物に著しい錆、腐食等があること。
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	※建物躯体の点検は、直接劣化・損傷等を受ける外部を重点的に行うのが実務的であるが、木造、鉄骨造の場合は、耐久性、防・耐火性などの性能要求により、他の材料で被覆されており、直接視覚だけでの点検が困難な場合が多い。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
				そのため、比較的部材等が露出している内部からも点検を行うこととしているが、点検方法、判定基準は建築物の外部の点検と同様のため、省略する。		
(8)	壁の室内に面する部分	躯体等	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	※建物躯体の点検は、直接劣化・損傷等を受ける外部を重点的に行うのが実務的であるが、木造、鉄骨造の場合は、耐久性、防・耐火性などの性能要求により、他の材料で被覆されており、直接視覚だけの点検が困難な場合が多い。 そのため、比較的部材等が露出している内部からも点検を行うこととしているが、点検方法、判定基準は建築物の外部の点検と同様のため、省略する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること。
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	※建物躯体の点検は、直接劣化・損傷等を受ける外部を重点的に行うのが実務的であるが、木造、鉄骨造の場合は、耐久性、防・耐火性などの性能要求により、他の材料で被覆されており、直接視覚だけの点検が困難な場合が多い。 そのため、比較的部材等が露出している内部からも点検を行うこととしているが、点検方法、判定基準は建築物の外部の点検と同様のため、省略する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(10)	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	※建物躯体の点検は、直接劣化・損傷等を受ける外部を重点的に行うのが実務的であるが、木造、鉄骨造の場合は、耐久性、防・耐火性などの性能要求により、他の材料で被覆されており、直接視覚だけの点検が困難な場合が多い。 そのため、比較的部材等が露出している内部からも点検を行うこととしているが、点検方法、判定基準は建築物の外部の点検と同様のため、省略する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。
(11)	壁の室内に面する部分	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	防火区画を構成する壁について必要とされる耐火性能を有するか設計図書等で確認する。	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第18項を除く。）の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。

(建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
					<p>(二) 令第112条第7項又は第10項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第7項を除く。)の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。</p> <p>(三) 令第112条第11項から第13項まで又は第16項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第11項から第13項までを除く。)の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。</p>	
(12)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁(防火区画を構成する壁に限る。)		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	内壁の壁本体に穴あきあるいは破損などによる防火区画としての性能の低下・欠落がないかを目視等で確認する。特に接合部については、RC造のように一体化している場合はよいが、乾式構造の場合は隙間が生じていることもあるので注意が必要である。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
(13)	壁の室内に面する部分		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視等により確認する。	本来は被覆の厚さや材質の確認も重要であるが、目視点検では困難であるため設計図書等により確認し、修繕等が行われた場合に、点検口等から表面の耐火被覆に欠きこみや欠損、脱落等がないかを点検する。間仕切り変更など、内装や設備等の改修工事の際に耐火被覆に欠損を生じさせることもあるので、改修部分については特に注意を要する。また、吹付け石綿等の除去工事を行なった場合にも、露出した鉄骨部材がないか注意する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視等により確認する。	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況について、設計図書等により確認し、修繕等が行われた場合には点検口等により点検する。天井がある室ではダンパー近傍には点検口を設けることになっ	令第112条第20項若しくは第21項又は第129条の2の4の規定に適合しないこと。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
				<p>ているので、通常はここを通じて点検できる。床を貫通する部分については点検口からシャフトの中に入れてみることができる。</p> <p>風道周囲はダンパー付近の天井に点検口を設けることになっているので、これによってダクト周囲の処置状況を見ることができる。防火区画壁とダクト本体の間の隙間を点検する。コンクリート壁の場合にはモルタルが充填されている必要がある。乾式壁の場合には壁と同等の仕様による隙間ふさがりが必要である。</p> <p>防火ダンパーの設置及び機能に関しては建築設備の定期点検において実施しているもので、原則としてその結果を確認する。</p> <p>なお、建築設備の点検が指定されていない場合には、その設置について確認する。</p> <p>配線ケーブルは床や壁との間の処置を点検する。配線ケーブルは模様替えなどに従って引き替えが行われることがあるので充填状況に注意する。</p>	
(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第12条第2項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあっては、点検口等から目視等により確認する。	界壁、間仕切壁、隔壁の構造が所定の耐火性能が確保されているか設計図書等により確認し、修繕等が行われている場合には現地では小屋裏又は天井裏に達しているかを点検口等から目視等で点検する。	令第114条の規定に適合しないこと。
(16)	壁の室内に面する部分	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	設計図書等により確認する。	<p>適正な不燃性の内装材が使われているか設計図書等により確認する。</p> <p>防火材料は適正な種類を選択するだけでなく、その性能の経年劣化・変質・損傷についても留意する必要がある。</p> <p>塗料の塗り重ねや壁装材の貼り重ねが増えると性能が低下することがあるので注意する。</p>	令第128条の5(令第128条の6第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
					の規定を除く。)の規定に適合しないこと。
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	※建築物の内部の床躯体を点検するが、各点検項目における点検方法、判定基準は建築物の外部の点検と同様のため、省略する。
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	※建築物の内部の床躯体を点検するが、各点検項目における点検方法、判定基準は建築物の外部の点検と同様のため、省略する。
(19)	床	躯体等	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	※建築物の内部の床躯体を点検するが、各点検項目における点検方法、判定基準は建築物の外部の点検と同様のため、省略する。
(20)	床	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。	防火区画を構成する床について必要とされる準耐火性能等を有するかを設計図書等で確認する。
					次の(一)から(三)までのいずれかに該当すること。 (一) 令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第18項を除く。)の規定による防火区画1時間準耐火基準に適合しないこと。 (二) 令第112条第7項又は第10項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第7項を除く。)の規定による防火区画令第107条の規定に適合しないこと。 (三) 令第112条第11項から第13項まで又は第16項(令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
					を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第11項から第13項までを除く。)の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	床部材等に防火上支障(穴あき、破損等)、安全上(転倒等)支障となる劣化及び損傷がないか目視等により点検する。	各部材又は接合部に穴又は破損があること。
(22)	床	耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区画を構成する床に限る。 給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視等により確認する。	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況について、設計図書等により確認し、修繕等が行われた場合には点検口等により点検する。 天井がある室ではダンパー近傍には点検口を設けることになっているので、通常はここを通じて点検できる。床を貫通する部分については点検口からシャフトの中に入れてみることができる。 風道周囲はダンパー付近の天井に点検口を設けることになっているので、これによってダクト周囲の処置状況を見ることができる。防火区画壁とダクト本体の間の隙間を点検する。コンクリート壁の場合にはモルタルが充填されている必要がある。乾式壁の場合には壁と同等の仕様による隙間ふさがりが必要である。 防火ダンパーの設置及び機能に関しては建築設備の定期点検において実施しているので、原則としてその結果を確認する。 なお、建築設備の点検が指定されていない場合には、その設置について確認する。 配線ケーブルは床や壁との間の処置を点検する。配線ケーブルは模様替えなどに従って引き替えが行われることがあるので充填状況に注意する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4の規定に適合しないこと。
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分 室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	防火材料は適正な種類を選択するだけでなく、その性能の経年劣化・変質・損傷についても留意する必要がある。塗料の塗り重ねや壁装材の貼り重ねが増えると性能が低下することがあるので注意する。 修繕等が行われた場合、適正な不燃性の内装材が使われているか留意して点検する。	令第128条の5(令第128条の6第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
					2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定を除く。)の規定に適合しないこと。	
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。	点検経路上の各部分について目視等によって点検する。また必要に応じて、打診によりチェックする。 仕上げ材についても、経年劣化により著しいたるみ、ひび割れ、肌別れ等が生じるおそれがあり、落下の可能性があるので注意する。	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
(25)	天井	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	必要に応じて双眼鏡やカメラ等を使用し、天井面の室内に面する側及び天井裏から目視等により確認する。このとき、天井材の種別(斜め部材端部取付金具、吊り材、斜め部材、附属金物、天井下地材、天井板等)毎に少なくとも1箇所以上を対象として点検する。 天井裏から点検を行う場合は、状況に応じて以下のとおりとする。高所作業となるため、特に足場やローリングタワー等を用いる場合は、安全管理には十分に注意しなければならない。 1) 天井裏にキャットウォーク等の容易に天井裏の空間に入ることができる設備がある場合 キャットウォーク等から天井材を目視等により確認する。 2) 天井に点検口がある場合 点検口から天井材が目視またはカメラ等で撮影し確認する。 3) キャットウォーク等や点検口がない場合 新たに点検口を設置することが望ましいが、照明設備等取り外しができる場合は、その開口から天井材を目視またはカメラ等で撮影し確認する。照明設備の取り外し時の電気配線遮断作業や再取付時の電気配線結線作業には、電気工事士の資格が必要となるので注意が必要である。 新たに点検口を設置する場合は、天井材が有効に点検でき、かつ、天井材の劣化又は損傷が最も早く進行すると考えられる箇所の目視等確認が可能な位置を選定する。また、既存の天井	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
				<p>の構造耐力が低下しないように十分注意する。</p> <p>新たに点検口を設置しない場合であっても、天井裏の点検を行うことが可能となる何らかの措置を講じ、天井材の劣化及び損傷の状況を確認する。</p> <p>1つの特定天井に複数の点検可能な箇所がある場合は、少なくとも1箇所以上について点検を行う。この場合、点検を行う箇所は、天井材の劣化若しくは損傷が最も早く進行すると考えられる箇所（結露等の水ぬれが生じやすい箇所、段差部、壁際、柱形部分等）又はその近傍とする。</p> <p>天井面のたわみは、目視等で確認することが難しいが、床からレーザー距離計等を使用して距離を測ることにより確認できる場合もある。</p>	
(26)	<p>防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。）又は戸（令第112条第19項第二号に掲げる戸に限る。以下この表において同じ。）</p> <p>区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況</p>		<p>目視等及び設計図書等により確認する。</p>	<p>&lt;防火扉&gt;</p> <p>設計図書等と現況を目視等により確認する。</p> <p>防火区画の目的あるいは扉の開閉方式に応じた種類の防火扉が使用されているかを確認する。常時閉鎖式防火扉は、ドアクローザー等によって常に閉鎖状態が保たれ、開放したときは自動的に閉鎖する構造となっていなければならない。</p> <p>日常は開放してあり、火災発生時のみ閉鎖する防火扉は、煙感知器に連動するものか、熱感知器あるいは温度ヒューズによって閉鎖するものか、堅穴・面積・異種用途それぞれの防火区画の種類によって適正なものを選ばれているかを確認する。堅穴区画と異種用途区画では煙感知器に連動して、面積区画では煙感知器又は熱感知器あるいは温度ヒューズに連動して閉鎖する必要がある。</p> <p>特に、昭和48年以前の建築物では堅穴区画に用いる防火扉等に不備なもの、例えば煙感知器連動が必要な部分でも熱感知器連動あるいは温度ヒューズ式になっているものなどがあるので注意する。</p> <p>なお、堅穴区画を構成するEV扉の遮煙性能の有無については、4(1)堅穴区画の状況において点検を行う。</p> <p>&lt;防火シャッター&gt;</p> <p>設計図書等と現況を目視等により確認する。</p> <p>点検方法は上記に準じるが、遮煙性能の有無はスラット等により確認する。</p>	<p>令第112条第19項の規定に適合しないこと。</p>

## (建築物)

番号	(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
(27)	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	大型の防火扉及び防火シャッターが避難経路を遮断する形で設けられている場合は、その近接にくぐり戸等（防火扉）が設けられているかを点検する。	令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(28)	防火扉又は戸の開放方向	目視等及び設計図書等により確認する。	避難経路に設けられた防火扉あるいはくぐり戸は、避難方向に開くか目視等により確認する。	令第123条第1項第六号、第2項第二号又は第3項第十号（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第3項第十号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第1項第六号、第2項第二号及び第3項第十号を除く。）の規定に適合しないこと。
(29)	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火扉を除く。）又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）の本体及び枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	建具本体と枠の間隔が適正に保たれているか、建具に歪みがないか、取り付け金物の緩みや戸のずれがないかを点検するほか、実際に戸を動かして円滑に開閉できるか、枠や床、天井との擦れなどはないかを確認する。また、遮煙性能が必要な防火設備等には、戸と枠には煙を遮るために戸当たり、相じゃくり、定規縁が必要とされているので、これらが設けられているか、あるいは過大な隙間が生じていないかについても点検する。	常閉防火設備等の劣化又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
(30)	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	点検方法中の「各階の主要な」とは、「①避難経路に設けられたもの」、「②吹抜きに面して設けられたもの」、「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」、その他安全上必要なものを点検することとなる。 「①避難経路に設けられたもの」とは、避難階では、居室や直通階段から屋外へ通ずる出口までの移動経路、避難階以外の階では、居室から避難階までの移動経路に設けられたものを指し	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
			<p>ており、建築確認図書で対象を確認する。点検の対象としては、居室の出口、廊下の途中、直通階段の出入口、及び屋外への出口などに設けられた防火扉以外の常閉防火設備等が想定される。</p> <p>「②吹き抜きに面して設けられたもの」とは、原則、吹き抜きに面する堅穴区画や面積区画等の防火区画に設ける常閉防火設備等を示しており、建築確認図書で対象を確認することとする。なお、堅穴区画のうち、昇降路に設ける昇降機と連動する防火扉（乗り場の戸）は、昇降機定期点検の対象となるため対象外となる。</p> <p>「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」については、建築確認図書のほか、必要に応じて所有者等へ聴取を行い、点検者が日常の使用状況を把握し、建築物平面図において点検対象となる常閉防火設備等を明記する。</p> <p>「その他安全上必要なもの」とは、点検者が技術者判断で安全上点検対象とすべきと判断するものを指し、例えば「④前回の点検時に点検しなかったもの」、「⑤前回の点検時に指摘のあったもの」が考えられる。「④前回の点検時に点検しなかったもの」は、当該建築物の模様替えで防火区画が移動したものの、「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」による遡及適用の代替措置等により新たに避難区画に設けたもの等が想定される。また、「⑤前回の点検時に指摘のあったもの」は、①～③以外の常閉防火設備等で、点検者が技術者判断で前回点検し、指摘されたものについて、それが是正されているかを点検することが想定される。</p> <p>錆、変形等の劣化又は損傷によって開けられなくなっていないか（閉まらなくなっていないか）を確認し、非常時に避難者を支障なく通過させ、避難者が通過した後は自動的に閉鎖して火煙の拡大を防止できる状態になっていることを確認する。</p>	
(31)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	家具や物品等により障害となって閉鎖できないことがないかを確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
(32)	常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。	設計図書上、常時閉鎖した状態にある戸は、日常から閉鎖状態を保つ必要がある。このような戸がくさび等によって固定されていると、火煙を拡大させるおそれがあるので撤去させる必要がある。日常開放しておく必要があるならば、煙感知器に連動して閉鎖する戸に改修すべきである。	常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。	
(33)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	目視等又は触診により確認する。	目視等により、照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況について確認し、高所部分について双眼鏡等を使用して著しい錆、腐食、ゆるみ、変形等がないかを点検する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。
(34)	警報設備	警報設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の3の規定に基づく点検(以下「消防法に基づく点検」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	設計図書等及び所有者等へのヒアリングにより建築基準法の設置基準に基づき設置された警報設備について確認する。確認申請が不要な用途変更(コンバージョン)があった場合は、警報設備の新設が必要な場合もあるので特に注意する。設計図書等を基に警報設備各機器の設置状況を把握し、各室において適切に設置されているかどうかを点検する。 自動火災報知設備は受信機の設置や配線工事が必要になることから甲種消防設備士が工事を行うこととなっているが、特定小規模施設用自動火災報知設備(無線式)連動型警報機能付感知器)は所有者等でも設置できるため、設置の状況についても留意が必要である。 また、設置の状況に合わせて、火煙の感知障害となる照明器具、懸垂物や物品放置等がないかを点検する。	令第110条の5の規定に適合しないこと。
(35)		警報設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	消防法に基づく点検の記録がある場合は、自動火災報知設備の点検票の各機器の点検結果の判定及び不良内容を確認する。これがない場合においては、建築基準法に基づき設置されている警報設備を対象として構成する各機器について、目視等で劣化及び損傷を確認する。 警報設備に著しい腐食・変形・損傷等が記載されている場合は要是正の判定とし、それ以外の不良の判定がある場合は、その旨を特記事項に記載し速やかに是正を促すことが望ましい。併せて設計図書等の設置記録や銘板等を参考として各機器の耐用年数の確認をすることが望ましい。 警報設備は、火災時に重要な役割を果たすため、消防法に基づく点検記録がない場合には、消防法令に基づく点検、消防設備点検資格者等による点検の実施を勧める必要がある。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
(36)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号又は第二号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	設計図書等で建築基準法の設置基準に基づき設置されたスプリンクラー設備について確認する。基本的に設計図書(スプリンクラー設備の系統図)等を基に当該建築物における各機器の世知状況を把握し、各室において適切に設置されているかどうかを点検する。 また、設置の状況に合わせて、火煙の感知障害となる照明器具、懸垂物やスプリンクラーヘッドからの散水を妨げる物品放置等がないかを点検する。	火災の感知若しくは散水のために必要な設備が設置されていないこと又は設備の周囲の状況により火災の感知若しくは散水に支障があること。
(37)		スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	消防法令に基づく点検の記録がある場合は、スプリンクラー設備機器点検票のスプリンクラーヘッドの点検項目においてその点検結果の判定及び不良内容を確認する。 これがない場合においては、建築基準法に基づき設置されているスプリンクラー設備を対象としてその全室に設置されているスプリンクラーヘッドについて目視等で劣化及び損傷の状況を確認する。 消防設備点検の記録において、スプリンクラーヘッドに著しい腐食・変形・損傷等が記載されている場合は要正の判定とし、それ以外の不良の判定がある場合は、その旨を特記事項に記載し速やかに是正を促すことが望ましい。 スプリンクラー設備は、初期消火時に重要な役割を果たすため、消防法に基づく点検記録がない場合には、水損事故を未然に防ぐという観点からも消防法令に基づく点検、消防設備点検資格者等による点検の実施を勧めることが必要である。	スプリンクラーヘッドに著しい腐食、変形、損傷等があること。	
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	設計図書等により採光のための開口部の面積の確保の状況を確認又は鋼製巻尺等により、面積を測定する。	法第28条第1項又は令第19条の規定に適合しないこと。	
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	目視等により採光の妨げとなる物品の放置の状況を確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。	
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	設計図書等により換気のための開口部の面積の確保の状況を確認又は鋼製巻尺等により測定する。	法第28条第2項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと。	
(41)		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	設計図書等により必要な換気設備が設置されているかを確認する。	法第28条第2項若しくは第3項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと。	

## (建築物)

番号	(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
(42)	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	ヒアリングにおいて、吹付け石綿等がない又は有無が不明の場合には、点検経路に従って点検を行うが、露出した吹付け材を発見した場合には、石綿が含有しているおそれがあるので、吹付け材に直接手を触れたり、剥がすなど損傷はあたえず、速やかにその室を退去する等の注意が必要である。 この場合には、所有者等に速やかな材質分析を実施してもらい、分析結果により判定する。 なお、電気室、機械室(昇降機含む)やボイラー室などに立ち入る場合は、必ず管理者と同行する必要がある。 建築や改修当時の材料、工法などが記載されている設計図書や施工記録などから、石綿が含有している可能性のある吹付け材を洗い出し、建築年次と吹付け材の製造時期との照合を行って、石綿含有の有無を判定することも考慮する。しかし、設計図書等に「〇〇〇(商品名)又は同等品とする」と記載されている場合には、当該商品が実際に使われているか否かの判断は難しく、他に点検資料がない場合には、同じく所有者等に材質分析を実施してもらい、分析結果により判定する。	平成 18 年国土交通省告示第 1172 号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
(43)	石綿等を添加した建築材料 吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	建築物石綿含有建材調査者等が3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。 また、吹付け材が露出した室には、点検時には入らないため、この写真の添付は省略して良い。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと。
(44)	除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	目視等により確認する。	吹付け石綿等に関して除去、封じ込め、囲い込み等の対策を行っているか現状を確認する。	次に掲げる各号のいずれかに該当すること。 (一) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第 137 条に定める基準時(以下「基準時」という。)における延べ面積の2分の1を越える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
					<p>をしていないこと。</p> <p>(二) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を越えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。</p>
(45)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況		目視等により確認する。	封じ込め材料に亀裂やはく離などの劣化・損傷が生じていないか、囲い込み材料に欠損などの劣化・損傷が生じていないか点検する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。
5	避難施設等				
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。	<p>間仕切り変更等があった部分に留意し、設計図書等と現況を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室から2以上の避難経路 建物では2つ以上の避難経路を設けることが原則である。このため2つ以上の階段が必要となる。ただし建物の規模・用途・階数によっては、1つの階段だけでも認められる場合があり、バルコニーに代えることができる。これらが法令の規定に適合していることを点検する。</li> <li>・階段までの歩行距離 法令では居室の各部から階段室に至る距離が定められている。建設当初は適合していても、内部の改修を行うと、歩行距離が基準以上になることがある。特に大部屋をいくつかの小部屋に分割した場合には、問題が発生していることがあるので注意する。</li> <li>・2以上の階段への重複距離 2つ以上の避難経路があってもそれらが接近していると、両方が同時に火や煙によって使用不可能となることがある。このため2方向避難はできるかぎり離れて設けられるのが理想である</li> </ul>	令第120条又は第121条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合）においては、令第120条を除く。）の規定に適合しないこと。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目	(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
				が、必ずしも可能ではないので、避難経路が重複した部分の長さが一定以下となるように規定されている。	
(2)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	設計図書等により幅員が確保されているか確認または、鋼製巻尺等により測定して確認する。	幅が令第119条の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(3)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	廊下に避難の支障となる物品が放置されていないか目視等により確認する。また、避難経路から出火すると、居室からの避難が不可能になる場合があるので、このような部分に可燃性の物品が放置されていたりするなど、出火のおそれの有無について点検する必要がある。	避難の支障となる物品が放置されていること。
(4)	出入口	出入口の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	設計図書等と現況を確認する。	令第118条、第124条、第125条又は第125条の2（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項第二号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項並びに第125条第1項及び第3項を除く。）の規定に適合しないこと。
(5)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	出口付近に物品が放置されていないかを目視等により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視等により確認する。	屋上広場の設置及び手すり等の設置及び損傷・劣化の有無、避難の妨げになる様な物品の有無を目視等により確認する。	令第126条の規定に適合しないこと。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
(7)	避難上有効なバルコニー		目視等及び設計図書等により確認する。	設計図書等と現況を確認する。建物外周部の点検時に目視や双眼鏡等により点検をし、続いて点検経路に基づいてバルコニーに出て点検を行う。 しかし、共同住宅のバルコニーは住戸内に立ち入らない限り点検は難しいので、不具合や修繕箇所がないかを事前に聞き取り、これらがあつた場合には、立ち入り可能ならばその箇所を点検経路に組み込む。また住戸に立ち入りできれば、下階や隣戸の状況もある程度は観察することができる。	令第121条の規定に適合しないこと。
(8)			目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	手すり等の劣化・損傷状況を目視等及びテストハンマーによる打診等により点検する。	著しい錆又は腐食があること。
(9)			目視等により確認する。	障害物や可燃物の集積状況などについて目視等により点検をする。	避難に支障となる物品が放置されていること。
(10)			目視等及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できるか目視等及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。
(11)	階段	階段	目視等及び設計図書等により確認する。	直通階段とは、階段のみを利用して避難階（通常は1階）、または直接地上に出られるものをいう。設計図書等で直通階段の位置、構造等を確認し、目視等で使用状況を点検する。	令第120条、第121条又は第122条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第120条を除く。）の規定に適合しないこと。
(12)			設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	階段の幅については建物の規模、用途等に応じて法令の規定に適合しているかを点検する。設計図書等と現況の確認または鋼製巻尺等により測定する。	令第23条、第24条又は第124条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項第二号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
					影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては令第124条第1項を除く。)の規定に適合しないこと。
(13)		手すりの設置の状況	目視等により確認する。	目視等により手すりの設置状況を確認する。 平成12年の法令改正によって、階段には側壁だけでなく手すりが必要となった。手すりを後付けする場合、手すりの出が10cm以内であればその階段の算定幅は低減されない。	令第25条の規定に適合しないこと。
(14)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	階段室の内部から出火することは、防災の前提を根底から覆すことになるので絶対に避けなければならない。また、避難歩行の邪魔になるものもあってはならない。このために内部には物品、とりわけ可燃物の放置・集積がないかを目視等により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等、触診及び設計図書等により確認する。	階段の構造強度については、亀裂（ひび割れ）あるいは錆などの損傷について点検する。鉄骨階段の場合、錆を放置すると構造的に脆弱になるので、錆が進行しないうちに対策を行なう必要がある。また、鉄骨が建物の構造体としっかり固定されているか、ボルトの異常や接合部の錆などを点検する必要がある。階段の床面では、床面の変形・凹凸やノンスリップに損傷、磨耗、がたつきなどは歩行者の転倒の原因となるので留意する。屋外階段は、一定の防腐、防錆措置等を行った場合でも、物理的、科学的、生物学的要因により劣化が生ずる。特に木材については、水分、温度等の条件によっては数か月で急速に腐朽が進む場合もある。このため表面等だけでなく、接合部等についても状況を確認する必要がある。 また、手すりについてもがたつきや変形がないことを確認する。手すりに木材を使用している場合には、「ささくれ」などがないかも点検しておけば日常のけがも予防できる。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。
(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	屋内の避難階段の構造について設計図書等で確認し、目視等で現状の使用状況を点検する。	令第123条第1項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号及び第六号を除く。）の規定に適合しないこと。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	屋外階段に面した外壁の2m以下の範囲にある1㎡以上の開口部が、遮炎性能のある防火設備となっているか設計図書等と現況を確認する。 点検は階段室の上から下まで通して点検する。	令第123条第2項(第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第2項第二号を除く。)の規定に適合しないこと。
(18)		開放性の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	設計図書等と現況を確認する。現況確認は、階段室の上から下まで通して点検する。	開放性が阻害されていること。
(19)	特別避難階段	令第123条第3項第一号に規定するバルコニー(以下単に「バルコニー」という。)又は付室(以下単に「付室」という。)の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	付室等は他の部分と防火区画しなければならず、また出入口以外の開口を設けることができない。これらの適不適については竣工以降改修がなされていないか、それが適正に行われているかを設計図書等及び現況について確認する。 付室及びこれに代わるバルコニーの面積は法令によるもの(各階の階段室と付室又はバルコニーの面積の合計は、店舗ではその階の居室面積の合計の100分の8以上、事務所では同じく100分の3以上となっている)のほか、防災計画評定を受けた建物では避難計算によって求めた面積が必要とされている。内部を仕切ったり、付室入口の扉を移動したり、面積が変更となった場合には注意が必要である。	令第123条第3項(令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号、第二号、第十号(屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。))及び第十二号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては第一号から第三号まで、第十号及び第十二号を除く。)の規定に適合しないこと。
(20)		階段室又は付室(以下「付室等」という。)の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	機械排煙の給排気口あるいは自然排煙の排煙窓が適正に設置されているかを設計図書等と現況について確認する。	排煙設備が設置されていないこと。
(21)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等及び作動により確認する。	自然排煙口が付室内に置かれた物品などによって開放できなくなっていないか、サッシに異常はないかを目視等及び作動により点検する。	外気に向かって開くことができず窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。
(22)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	付室はごみ置き場や商品倉庫に転用されるおそれがあるが、火災時には避難上必要な空間であるため、物品を置くのは危険であることから、目視等により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
(23)	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	建築物に立ち入った段階では防煙区画の全容を把握することができないので、設計図書等によって事前に点検しておく必要がある。 防煙区画が破綻している部分はないか、所定の面積以内で区画されているかに留意して、設計図書等と現況を確認する。	令第126条の3の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(24)		防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	目視等により防煙垂れ壁に亀裂、破損、変形等がないか確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。	
(25)	排煙設備等	排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	点検は設計図書等と現況を確認する。建築物に立ち入った段階では防煙区画の全容を把握することができないので、設計図書等によって事前に点検しておく必要がある。	令第126条の2の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(26)		排煙口の維持保全の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	自然排煙口の手動開放装置は壁面に設けられるが、これが家具などによって隠されたり手が届かない状態になっていないか、また、自然排煙口専用の建具は長時間閉鎖したままであることが多く、錆付きや固着のおそれがあるので作動するか確認する。	排煙設備が作動しないこと。	
(27)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	所定の進入口の存在・間隔・大きさ・構造などについて設計図書等と現況を確認する。	令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準	
(28)		非常用の進入口等の維持保全の状況	目視等により確認する。	開口部分の錆や付着等の劣化損傷やフィルムが貼られているなど、開放の支障はないかを確認する。また、家具や間仕切りによって塞がれていないか、進入口を表示する赤色灯・三角マークは維持されているかなどについても目視等により確認する。	物品が放置され進入に支障があること。	
(29)	非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	乗降ロビーの構造・内装などを設計図書等と現況を点検する。	令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと。	
(30)		昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	乗降ロビーの排煙設備の設置状況について設計図書等と現況を確認する。	排煙設備が設置されていないこと。	
(31)		乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	自然排煙口は長時間閉鎖したままであることが多く、錆付きや固着のおそれがあるため、目視等で物品放置がないかを確認するとともに開閉を確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
(32)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていないか目視等により確認する。	乗降ロビーに物品が放置されていること。	
(33)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	非常用の照明装置の設置状況について設計図書等と現況を確認する。	令第126条の4の規定に適合しないこと。
6	その他					
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	双眼鏡等により膜体の全体的状況、取付部材の損傷、錆の有無、膜体の破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等を点検する。また、3年以内に実施した膜構造建築物定期点検の有資格者（以下、定期点検者という）等による点検記録がある場合には、当該定期点検報告書より実施日、定期点検者名、同登録番号及び総合所見により確認する。膜構造は環境条件により劣化又は損傷が急速に進む場合があることに留意する必要がある。	膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。
(2)			膜張力及びケーブル張力の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	膜体、ケーブルの張力低下は重要なチェックポイントである。これらは膜面形状の変化やしわ、たるみ、ケーブル位置のズレの有無を観察することで、ある程度把握することができる。張力低下による押さえケーブル位置のズレは、場合によっては膜体の破断を引き起こす可能性があるため、十分に注意が必要である。通常、押さえケーブルは振動や摩擦等により本体膜を損	膜張力又はケーブル張力が低下していること。

## (建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
				傷させることがないよう、補強布の上に接地されている。しかしながら、ケーブルの位置がズレ、本体膜に直接接触する状況が生じ、それが継続すると膜体に重大な損傷を与える恐れがある。 また、3年以内実施した定期点検者等による点検記録がある場合には、その結果を確認する。	
(3)	免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）	目視等により確認するとともに、3年以内実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認する。	免震装置の鋼材部分に錆や腐食がないか目視等により確認する。なお、免震建物点検技術者等による3年以内実施した点検記録がある場合にはその記録を確認する。	鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。
(4)		上部構造の可動の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内実施した点検の記録がある場合には、当該記録により確認することで足りる。	免震層・建物外周部のクリアランス、エキスパンションジョイント等に関し、上部構造の水平移動に支障がない状態が保たれているか、障害物はないかを目視等により点検する。特にピット内部では上部構造が動く範囲内に障害物や設備配管等が設置されていないか、外部では樹木やフェンスその他外構施設等との間にクリアランス等が確保されているかに注意する。 また、免震建物点検技術者等による3年以内実施した点検記録がある場合にはその記録を確認する。	上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	突針、避雷針等の劣化及び損傷を必要に応じて双眼鏡等により確認する。	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。 点検は、煙突表面の損傷状況、建物と接合部のひび割れ（特に水平ひび割れには注意する）の有無について必要に応じて双眼鏡等を使用し確認する。また、煙突頂部は熱・ガスなどの影響を受け、劣化・損傷が起こりやすく、その程度によっては煙突の寿命判定の目安となるので注意して点検する。	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	煙突には、点検はしご、タラップ、デッキなどが付帯して設置されているので、これら金物類の緊結状況や錆の程度などについて必要に応じて双眼鏡等を使用し点検する。	付帯金物に著しい錆、腐食等があること。
(8)	令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	点検は、近傍から可能な範囲における劣化現象及び経年等から劣化、損傷状況を判断する。 必要に応じて双眼鏡等を使用し、ひび割れ、鉄部の錆などの確認が主となる。	煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。

(建築物)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検方法	点検手法	(は) 判定基準
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	点検は、必要に応じて双眼鏡等を使用し確認する。 特に、付帯金物について錆状況、固定状況などを注意して確認する。	アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。

(換気設備)

建築設備の点検方法、判定基準

建築設備等（昇降機は除く。）の点検は、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表（ろ）欄、（は）欄に掲げる点検事項・方法により、別表（に）欄にかかげる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。なお、別添1に掲げる点検項目について、（は）欄に掲げる点検方法にかかわらず、建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録により確認することで足りる。

別表 建築設備（昇降機は除く。）の点検の項目及び項目ごとの点検方法等

番号	（い）点検項目	（ろ）点検事項	（は）点検方法	点検手法	（に）判定基準
1	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水の浸入等の防止措置の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	1) 給気機の外気取入口（外気取入ガラリ）並びに直接外気に開放された給気口及び排気口（排気ガラリ）に設けられた雨水の吸込み防止設備や防虫金網等ねずみ、虫、ほこり等の侵入防止設備について、破損や著しい錆の発生がないこと。また、フィルターが清掃されていること。 2) 給気機の外気取入口（外気取入ガラリ）又は外気に直接開放された給気口が衛生上支障のない部分に設けられていること。 外気取入口（外気取入ガラリ）又は外気に直接開放された給気口は、新鮮な外気が得られる通風性の良い部分に設けられていること。経年による環境変化で、空気が滞りやすい場所となっていることがあるので注意すること。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2の5第2項第三号の規定に適合しないこと。
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	1) 外気取入口（外気取入ガラリ）及び排気口（排気ガラリ）が堅固に取り付けられていること。 2) 外気取入口（外気取入ガラリ）及び排気口（排気ガラリ）に著しい腐食、損傷等がないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	給気口及び排気口の位置関係を目視等及び設計図書等により確認するとともに、必	著しく局所的な空気の流れ（ショートサーキット）が生じていないことを確認する。給気口と排気口（又は居室内の空気排出口（還気口）	著しく局所的な空気の流れが生じていること。

(換気設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。</p>	<p>が近接している場合は、ショートサーキットのおそれがあるので、必要に応じて気流方向を気流検知器等を用いて確認する。なお、給気口と排気口（又は居室内の空気排出口（還気口））が室内で対角線上に配置されている場合、一定の離隔距離が確保されている場合、給気口が複数あって分散配置されている場合などは、ショートサーキットのおそれは少ないものと判断される。</p>	
(4)	<p>機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の外観</p>		<p>各居室の給気口及び排気口の取付けの状況</p>	<p>目視等又は触診により確認する。</p>	<p>1) 給気口、排気口及び居室内の空気取り入れ口（還気口）が堅固に取付けられていること。 2) 給気口、排気口及び居室内の空気取り入れ口（還気口）に著しい騒音や振動等がないこと。 3) 給気口、排気口及び居室内の空気取り入れ口（還気口）に著しい腐食、損傷等がないこと。</p>	<p>取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。</p>
(5)			<p>風道の取付けの状況</p>	<p>目視等又は触診により確認する。</p>	<p>1) 風道（ダクト）に空気漏れがないこと。 風道（ダクト）の著しい変形や接続部の破損、フランジのボルトやナットの緩み、フレキシブルダクト等の接続部のテープ巻きの劣化等がないこと（アルミ製フレキシブルダクトは、曲げ部分でシーム（縫い目）の外れ等が散見されるので注意して点検すること。）。 これらの風道（ダクト）が天井内等隠蔽部にある場合で、風量が設計風量と著しく異なる場合は、風道（ダクト）に漏洩又は閉塞がある可能性があるため、風道（ダクト）全体を点検すること。また、風道（ダクト）の吸音材の表面被覆の破れ等が生じていないか等を確認する。 2) 風道（ダクト）は、堅固に取付けられていること。 3) 風道（ダクト）に著しい騒音や振動等がないこと。 4) 風道（ダクト）に著しい腐食、損傷等がないこと。</p>	<p>風道の接続部に損傷があり空気が漏れていること又は取付けが堅固でないこと。</p>



## (換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
			<p>この式において、V、<math>v</math>、A及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 換気量 (単位 <math>\text{m}^3/\text{h}</math>)  <math>v</math> 平均風速 (単位 <math>\text{m}/\text{s}</math>)  A 給気口断面積 (単位 <math>\text{m}^2</math>)  C 次の式により計算した給気量に対する外気の混合比  <math>C=(V2)/(V1)</math></p> <p>この式においてV1及びV2は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V1 空気調和設備の送風空気量 (単位 <math>\text{m}^3/\text{h}</math>)  V2 空気調和設備への取り入れ外気量 (単位 <math>\text{m}^3/\text{h}</math>)</p>	<p>換気量 (測定風量) が次の式を満足することを確認する。</p> <p>換気量 (測定風量) <math>\geq</math> 必要有効換気量</p> <p>ここで、必要有効換気量とは次の式により算出した換気量を表すものとする。</p> <p>a. 無窓居室  <math>V=20(Af-20W)/N</math></p> <p>b. 集会場等の居室 (劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場)、中央管理方式の空気調和設備  <math>V=20Af/N</math></p> <p>これらの式においてV、Af、W及びNは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V: 必要換気 [単位 <math>\text{m}^3/\text{h}</math>]  Af: 居室の床面積 [単位 <math>\text{m}^2</math>]  W: 密等換気上有効な開口面積 [単位 <math>\text{m}^2</math>]  N: 実況に応じた一人あたりの占有面積 (集会場等の居室にあつては、3を超えるときは3と、その他の居室にあつては、10を超えるときは10とする) [単位 <math>\text{m}^2</math>]</p> <p>なお、Nは以下の式で表すことができる。  <math>N=Af/\text{定員}</math></p> <p>②給気口の換気量  給気口の換気量は、次の手順により求める。</p> <p>第三種換気方式の場合は、排気口の排気量を換気量としてよい。</p> <p>a. 給気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出する。  b. 5箇所の風速を測定し平均風速<math>v</math>を求める。  c. 平均風速<math>v</math>を3,600倍(1時間当たりの平均風速に換算)した値に、給気口の有効断面積Aを乗じて換気量Vを求める。</p> <p>給気風量に還気風量が混合されている場合は、給気量に対する外気の混合比を乗じること。</p>	<p>化炭素含有率の差が、100万分の650を超えていること。</p>

## (換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>なお、給気風量が全て外気量であれば混合比 C は1となる。</p> <p>また、一つの居室に複数の給気口がある場合はその全ての給気口の風速を測定し換気量を求める。</p> <p>③アネモ型吹出し口での風量測定方法 アネモ型吹出し口は、吹出し空気を室内に広く拡散させるため案内羽根が設けられている。また、案内羽根は、周囲の空気を誘引し易いようにしてあり、吹き出し空気は、噴流や偏流もあり得るので補助ダクトを用いて測定することが望ましい。</p> <p>2) 風速の測定が困難な場合 (二酸化炭素含有率による判定)</p> <p>①在室者がほぼ設計定員の状態である場合 検知管法等により各室の還気の二酸化炭素含有率が 1,000ppm 以下であること又は還気と外気の二酸化炭素含有率の差が 650ppm 以下であることを確認する。測定位置は、還気口又は排気口付近とする。</p> <p>②在室者が設計定員に満たない場合 各居室の推定換気量が次の式を満足することを確認する。</p> <p>推定換気量<math>\geq</math>必要有効換気量</p> <p>ここで、推定換気量とは、次の式により算出した換気量を表すものとする。</p> $V = (N \times M \times 10^6) / (C_1 - C_2)$ <p>この式において、V、N、M、C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>は、次の数値を表すものとする。</p> <p>V：推定換気量[単位m<sup>3</sup>/h] N：測定期間中の平均滞在人数[単位 人] 測定に先だって少なくとも1時間程度同様の在室者数が維持されていること。 M：一人当たりのCO<sub>2</sub>発生量[単位m<sup>3</sup>/h] C<sub>1</sub>：室内の二酸化炭素含有率[単位 ppm] C<sub>2</sub>：外気の二酸化炭素含有率[単位 ppm]</p>	

(換気設備)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	点検手法	(に) 判定基準
(11)	機械換気設備	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	<p>高さが31mを超える非常用エレベーターが設置された建築物又は各構えの合計が1,000㎡を超える地下街の機械換気設備（一の居室のみに係るものを除く。）は、中央管理室において制御及び作動状況を監視できること。</p> <p>また、上記以外の建築物でも中央管理方式で管理を行っている場合には、中央管理室の監視盤で換気設備の運転、停止の操作及び運転状態の監視（運転表示窓、電流計等）や異常等の表示ランプが点灯することを確認すること。</p>	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
(12)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	<p>1) 空気調和機器（熱源機器、ボイラー、冷却塔、ポンプ、全熱交換器等を含む。）は堅固に取付けられていること。</p> <p>基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。</p> <p>①基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがなく、</p> <p>②架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。また、ナットの締付けは緩んでいないこと。</p> <p>2) 屋外設置の機器においては、本体に著しい腐食、損傷等がないこと。</p>	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(13)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>空気調和機器（熱源機器、ボイラー、冷却塔、ポンプ、全熱交換器等を含む。）又は配管に変形、破損又は著しい腐食がないこと。</p> <p>1) 空気調和機器（熱源機器、ボイラー、冷却塔、ポンプ、全熱交換器等を含む。）に変形、破損又は著しい腐食がないこと。</p> <p>2) 配管に変形、破損又は著しい腐食がないこと。</p> <p>3) 空気調和機器と配管との接続部にある防振継手に変形等がないこと。</p>	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(14)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の運転の状況	目視等又は触診により確認する。	<p>1) 空気調和機器(熱源機器、ボイラー、冷却塔、ポンプ、全熱交換器等を含む。)は、運転時に異常な音や異常な振動がないこと。また、送風機の軸受、ベルトの緩み、送風機の防振ゴム本体に劣化等がないこと。</p> <p>2) 定格運動中の電圧、電流値は、仕様書等に規定される値であること。また、異常な発熱がないこと。</p>	運転時に異常な音、異常な振動又は異常な発熱があること。
(15)		空気ろ過器の点検口	目視等により確認する。	<p>1) 点検のためには、フィルター前後に 60～90cm のスペースが確保されていること。</p> <p>2) 点検用又は清掃のための十分な大きさの点検口が設けられていること。</p> <p>3) 空気濾過機にはユニット型フィルター、自動巻取型フィルター、中性能フィルター、電気集じん器等がある。いずれも、汚れの程度や空気がバイパスするような破れ等がないか確認すること。また、清掃や巻取りの頻度について問診することが望ましい。</p> <p>なお、清掃又は巻取りは、フィルター前後の差圧が適正値を超えない頻度で行うこと。運転中のフィルター前後の圧力差は、一般的には、巻取式グラスウールフィルターは 20～30Pa、中性能フィルターは 150～300Pa 程度である。</p> <p>4) フィルターの大きさは処理風量に対して適正なものか、銘板等により確認すること。</p>	昭和 45 年建設省告示第 1832 号第四号の規定に適合しないこと又は点検用の十分な空間が確保されていないこと。
(16)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	<p>地階を除く階数が 11 以上の建築物の屋上に設ける次に定める構造の冷却塔設備は、ほかの冷却塔までは、2m (当該冷却塔の間に防火上有効な隔壁が設けられている場合を除く。)、建築物の開口部 (法第 2 条第九号の二に規定する防火設備が設けられている場合を除く。) までは 3m の離隔距離が確保されていること。(昭和 40 年建設省告示代 3411 号第 2)</p> <p>1) 充てん材が難燃性の材料以外の材料であり、ケーシング (下部水槽を含む。以下同じ。)</p>	令第 129 条の 2 の 6 第二号の規定に適合しないこと。

(換気設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					<p>が難燃材料に準ずる材料、その他の主要な部分が準不燃材料で造られていること。</p> <p>2) 冷却塔の容量が2,200kW以下であること。</p> <p>3) ケーシングの開口部に網目又は呼称網目の大きさが、26mm以下の金網が張られていること。</p> <p>なお、次のいずれかに該当する場合は離隔距離を確保する必要はない。</p> <p>①冷却塔設備の主要な部分が不燃材料で造られている場合。</p> <p>②充てん材が難燃性の材料とし、ケーシングを難燃材料又は強化ポリエステル板等の難燃材料に準ずる材料で造り、その他の主要な部分が準不燃材料で造られている場合。</p> <p>③充てん材を難燃性の材料以外の材料とし、その他の主要な部分が準不燃材料で造られており、冷却塔の容量が3,400kW以下かつケーシングの開口部に網目又は呼称網目の大きさが26mm以下の金網が張られている場合。</p> <p>④冷却塔の容量が450kW以下で、ケーシングが難燃性の材料で造られている場合。</p> <p>⑤冷却塔設備の内部が燃焼した場合において、建築物の他の部分の温度を260℃以上に上昇させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものである場合。</p>	
(17)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の性能	各居室の温度	居室の中央付近において温度計により測定する。	<p>1) 各室の温度は、18℃以上28℃以下であること(基準値は、省エネ的な配慮と春夏秋冬の全シーズンを包括した値となっている。)</p> <p>2) 各居室の温度を外気温度より低くする場合は、その差が著しくないこと。</p> <p>温度の測定点は、居室の中心付近をバランスよく選定する。建築物衛生法では、温度は0.5℃目盛の温度計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器を用いることと規定されている。</p> <p>なお、温度計には、棒状温度計、デジタル温度計、自記録温度計等がある。いずれも標準</p>	令第129条の2の5第3項の表(4)項の規定に適合しないこと。

## (換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				計器と比較校正されたものであれば用いて差支えはない。	
(18)		各居室の相対湿度	居室の中央付近において湿度計により測定する。	各居室の相対湿度は、40%以上70%以下の値であること。(基準値は、春夏秋冬の全シーズンを包括した値となっている。)湿度の測定点はバランスよく選定する。建築物衛生法では、湿度は0.5℃目盛の乾湿球湿度計又はこれと同程度以上の性能を有する測定器を用いることと規定されている。	令第129条の2の5第3項の表(5)項の規定に適合しないこと。
(19)		各居室の浮遊粉じん量	居室の中央付近において粉じん計により測定する。	室内空気中の粉じん濃度は、0.15mg/m <sup>3</sup> (空気1m <sup>3</sup> につき0.15mg)以下であること。浮遊粉じんの環境基準は、1m <sup>3</sup> の空気中に含まれる粉じんの重量で規定されている。したがって、測定は空気をろ過して集められた粉じん重量を軽量する重量濃度測定法を標準測定法とする。しかし、この方法は湿度の影響を受けやすいことや精度の高い秤が必要等、複雑な面があるので、一般的には同計器で校正された相対濃度計等を用いてもよい。	令第129条の2の5第3項の表(1)項の規定に適合しないこと。
(20)		各居室の一酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	室内空気中の一酸化炭素含有率は、100万分の6(6ppm)以下であること。一酸化炭素含有率の測定は、検知管法、非分散赤外分析法、スクロマトグラフ法、光干渉法がある。検知管法は、検知管を通してガスを採集し、検知管に充填された検知剤の変色の長さや比色によって測定できる非常に簡便な測定方法である。	令第129条の2の5第3項の表(2)項の規定に適合しないこと。
(21)		各居室の二酸化炭素含有率	居室の中央付近においてガス検知管等により測定する。	室内空気中の二酸化炭素含有率が、100万分の1,000(1,000ppm)以下であること。	令第129条の2の5第3項の表(3)項の規定に適合しないこと。
(22)		各居室の気流	居室の中央付近において風速計により測定する。	室内居住域の気流は、0.5m/s(1秒間につき0.5m)以下であること。これは吹出し気流の到達最終速度を示した値である。一般に居住域の気流は0.1~0.25m/s程度で、それ以上の気流は快適性を損なう。このような低風速条件下では一般の熱式風速計では	令第129条の2の5第3項の表(6)項の規定に適合しないこと。

## (換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				ごくわずかに針が振れる程度で正確な測定が困難なため注意が必要である。	
2	換気設備を設けるべき調理室等				
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	目視等又は触診により確認する。	排気筒、排気フード及び煙突は、鋼板等の不燃材料で造られていること。	不燃材でないこと。
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	1) 排気筒、排気フード及び煙突の取付けが、堅固であること。また、著しい騒音や振動等がないこと。 2) 排気筒、排気フード及び煙突に著しい腐食、損傷等がないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(3)	自然換気設備及び機械換気設備	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさが、令第20条の3第2項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合すること。 1) 自然換気設備 ①排気口又は排気筒 a. 排気口又は排気筒 排気口の有効断面積又は排気筒の有効断面積が次の式を満足すること。 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積 $\geq$ 排気口の必要有効開口面積又は排気筒の必要有効断面積 b. 給気口又は給気筒 給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積が、次の式を満足すること。 給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積 $\geq$ 給気口の必要有効開口面積又は給気筒の必要有効断面積 ②煙突による場合 a. 煙突の有効断面積が次の式を満足すること。 煙突の有効断面積 $\geq$ 煙突の必要有効断面積 b. 給気口又は給気筒	令第20条の3第2項第一号イ(3)、(4)、(6)又は(7)の規定に適合しないこと。

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>b-1 常時外気又は通気性の良い玄関等に開放された給気口又は給気筒（以下「常時開放型給気口等」という。）を設ける場合 常時開放型給気口等の有効開口面積等が、次の式を満足すること。 常時開放型給気口等の有効開口面積<math>\geq</math>煙突の必要有効断面積</p> <p>b-2 常時開放型給気口等以外の給気口又は給気筒を設ける場合 常時開放型給気口以外の給気口又は給気筒の有効開口面積が、次の式を満足すること。 常時開放型給気口以外の給気口又は給気筒の有効開口面積<math>\geq</math>排気口の必要有効開口面積又は排気筒の必要有効断面積</p> <p>③排気フードを有する排気筒による場合 a. 排気フードを有する排気筒 排気筒の有効断面積が、次の式を満足すること。 排気筒の有効断面積<math>\geq</math>排気筒の必要有効断面積</p> <p>b. 給気口 b-1 常時開放型給気口等を設ける場合 常時開放型給気口等の有効開口面積等が、次の式を満足すること。 常時開放型給気口等の有効開口面積<math>\geq</math>排気筒の必要有効断面積</p> <p>b-2 常時開放型給気口等以外の給気口又は給気筒を設ける場合 常時開放型給気口以外の給気口又は給気筒の有効開口面積が、次の式を満足すること。 常時開放型給気口以外の給気口又は給気筒の有効開口面積<math>\geq</math>排気口の必要有効開口面積又は排気筒の必要有効断面積</p> <p>2) 機械換気設備</p>	

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>排気口の有効開口面積、排気筒又は煙突の有効断面面積は、必要な換気量を確保できる面積とする。</p>	
(4)		<p>給気口、排気口及び排気フードの位置</p>	<p>目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。</p>	<p>1) 自然換気設備            ①給気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井の高さの1/2以下の高さの位置（煙突を設ける場合においては適当な位置）に設けられていること。なお、給気口は原則として常時外気に開放され通風性の良い場所に開口されていること。その他、給気口に燃焼器具の廃ガス又は自動車の有害ガスが入るおそれがないことを確認すること。            ②排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方80cm以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒を設ける場合には、適当な位置）に設け、直接外気に開放若しくは排気筒に直結又は排気に有効な立ち上がりを有する排気筒に直結されていること。            ③排気フードを有する排気筒とする場合の排気フードの火源等から排気フード下端までの高さは、規定する高さを満足すること。            2) 機械換気設備            ①給気口は、適当な位置に設けられていること。給気口は、直接外壁に設けられることが原則であるが、ダクトを経由して給気する場合や、隣室を経由して欄間等から給気する例がある。このような場合は、給気経路が確保されているか確認すること。また、給気口の吹き出し空気が室内では混合されることなく直ちに排気口から排出される状態（ショートサーキット）となっていないことを確認する。            ②排気口は、換気設備を設けるべき調理室等の天井又は天井から下方80cm以内の高さの位置（煙突又は排気フードを有する排気筒に設け</p>	<p>令第20条の3第2項第一号イ(1)又は(2)の規定に適合しないこと。</p>

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>る場合には、<b>適当な位置</b>)に設け、かつ、換気扇等を設けて、直接外気に開放し、若しくは排気筒に直結し、又は排気上有効な立ち上がり部分を有する排気筒に直結されていること。</p>	
(5)	<p>自然換気設備及び機械換気設備</p>	<p>給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況</p>	<p>目視等又は触診により確認する。</p>	<p>給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の給排気が妨げられていないこと。                      1) 火気使用設備・器具を長期間使用していないと、給排気筒や煙突の先端部に鳥が巣を作り、給排気不良となる危険性があるので、先端部の金網や格子等が破損していないか、また、鳥の巣はないか確認する。                      2) 給気口が家具等で塞がれていたり、テープで目張りされている場合がある。また、給気口に目の細かいネットが取付けられている場合には、目詰りしていることが多いため、給気口の保守状況を確認する。さらに、騒音の激しい場所の給気口に消音器がついている場合があり、消音器により給気に障害が起きていないか確認する。                      3) 排気フード内のフィルターに多量の油が付着すると廃ガスの吸引量が低下するので、発煙器等により排気フードの廃ガスの吸込み状態を確認すること。                      4) 排気フード内のフィルターを取外して使用するとレンジフードファン、逆風止めダンパー、ダクト及び排気口を汚すことになり好ましくない。特にダンパー等は油等が固着して動かなくなることもあるので注意して点検する。                      5) 逆風止めの開閉不良による換気不良には、油汚れによるものと施工不良によるものの2種類があるので注意して点検する。</p>	<p>鳥の巣等により給排気が妨げられていること。</p>
(6)		<p>排気筒及び煙突の断熱の状況</p>	<p>目視等又は触診により確認する。</p>	<p>天井裏、ダクトシャフト等の排気筒、煙突の断熱材が脱落、損傷していないこと。</p>	<p>断熱材に脱落又は損傷があること。</p>

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	<p>1) 煙突及び排気筒の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、次に定める構造方法を用いるものであること。</p> <p>①不燃材料で造り、かつ、有効に断熱された構造</p> <p>②金属その他の断熱性を有しない不燃材料で造った部分(①に適合するものを除く。)にあつては、次のa又はbの基準に適合していること。</p> <p>a. 給排気管であること。</p> <p>b. 断熱性を有する不燃材料で覆い、有効に断熱された構造であること。</p> <p>2) 煙突及び排気筒は、建築物の部分である木材その他可燃材料から15cm以上離して設けること(煙突又は排気筒が厚さ10cm以上の金属以外の不燃材料で造られている場合は、可燃材料等に接していなければよい。)。ただし、廃ガス温度が260℃以下で、煙突又は排気筒が、木材等の可燃材料から当該煙突又は排気筒の半径以上離して設けられている場合や、厚さが2cm以上の金属以外の不燃材料で有効に断熱されている場合等はこの限りではない。</p>	令第115条第1項第三号イ(2)又は第2項の規定に適合しないこと。
(8)		煙突等への防火ダンパー、風道等の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	<p>1) 煙突(燃焼機器に直接接続して設けるものをいう。)には、防火ダンパーその他温度の上昇により排気を妨げるおそれのあるものが設けられていないこと。</p> <p>2) 火を使用する設備又は器具を設けた室の煙突又は排気筒(ダクト)は、他の換気設備の排気筒(ダクト)、風道その他これらに類するものに連結されていないこと。</p>	昭和45年建設省告示第1826号第4第二号又は第三号の規定に適合しないこと。
(9)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況	目視等により確認する。	給気口及び排気口の給排気が周囲の障害物(物品等が置かれること。)により妨げられていないこと。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(10)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上がりの状況(密閉型燃焼器具の煙突を除く。)	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	<p>1) 煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離が60cm以上あること。</p> <p>2) 煙突の高さは、その先端から水平距離1m以内に建築物がある場合で、その建築物に軒がある場合においては、その建築物の軒から高さ60cm以上あること。</p> <p>風等により、自然換気設備の排気性能が低下していないか確認する。</p> <p>外気に開放された煙突の頂部が適切な位置にないと、風の方向によって排気性能が低下する可能性があるため、排気筒や煙突の先端部が、屋根面より60cm以上立上っているか点検する。</p>	令第115条第1項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。
(11)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況	目視等により確認する	<p>防火ダンパーを設けた調理室等の厨房ダクトに煙突を接続する際の構造基準に関する規定である。</p> <p>防火ダンパーその他温度上昇により排気を妨げるおそれのあるものを設けた排気筒(厨房ダクト)に、煙突を連結する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>1) 排気筒(厨房ダクト)に換気上有効な換気扇等が設けられており、かつ、排気筒は換気上有効に直接外気に開放されていること。</p> <p>2) 煙突内の廃ガスの温度は、排気筒(厨房ダクト)に連結する部分において65℃以下とすること。</p> <p>3) 煙突に連結する設備又は器具は、半密閉式瞬間湯沸器又は半密閉式の常圧貯蔵湯沸器若しくは貯湯湯沸器とし、かつ、故障等により煙突内の廃ガスの温度が排気筒に連結する部分において65℃を超えた場合に自動的に作動を停止する装置が設けられていること。</p>	昭和45年建設省告示第1826号第4第四号の規定に適合しないこと。
(12)		換気扇による換気の状況	目視等により確認する	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていないこと。	外気の流れにより著しく換気能力が低下する構造となっていること。

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(13)		給気機又は排気機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	<p>1) 給気機又は排気機に損傷がないこと。</p> <p>2) 給気機又は排気機は堅固に取付けられていること。 基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。</p> <p>①基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと。</p> <p>②架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。また、ナットの締付けは緩んでいないこと。</p> <p>3) 屋外設置の機器においては、本体に著しい腐食、損傷等がないこと。</p>	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(14)	機械換気設備	機械換気設備の換気量	<p>排気口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて風速を測定し、次の式により換気量を算出する。</p> $V=3600vA$ <p>この式において、V、v及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V 換気量 (単位 m<sup>3</sup>/h)</p> <p>v 平均風速 (単位 m/s)</p> <p>A 開口断面積 (単位 m<sup>2</sup>)</p>	<p>1) 換気量 (測定風量) の測定 換気量 (測定風量) が次の式を満足すること。</p> $\text{換気量 (測定風量)} \geq \text{必要有効換気量}$ <p>ここで、必要換気量とは、次の式により算出した換気量を表すものとする。</p> $V=NKQ$ <p>この式において、V、N、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>V: 必要換気量 [単位 m<sup>3</sup>/h]</p> <p>N: 排気フード等の型式採数</p> <p>K: 燃料の単位消費量当たりの理論廃ガス量 [単位 m<sup>3</sup>]</p> <p>Q: 火を使用する設備又は器具の実況に応じた燃料消費量 [単位 kW 又は 1時間につき kg]</p> <p>2) 換気設備を設けるべき調理室等&lt;火気使用室&gt;の風量測定方法</p> <p>a. 壁付換気扇の測定方法 羽根の近くは乱気流があるので、補助ダクトを用いて風速を測定する。測定点は5点とし、平均風速vは5点を算術平均して求める。</p> <p>b. 浅型レンジフードファンの測定方法</p>	令第20条の3第2項第一号イ又は昭和45年建設省告示第1826号第3の規定に適合しないこと。

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>浅型レンジフードファンは吸込み口の気流が安定しているため、吸込み口の至近距離で風速を測定する。</p> <p>c. 深型レンジフードファンの測定方法 測定位置は、フィルター面の近傍とし、測定点は6点とする。平均風速<math>v</math>は、6点を算術平均して求める。</p> <p>d. 業務用厨房フードの測定方法 業務用厨房のフードには、通常グリスフィルターが取り付けられており次の種類がある。風量測定にはフィルターに適した測定法を用いる必要がある。一般にバツフル型以外は、フィルター面で一様に吸引するとみなせるものが多いため、深型レンジフードファンの測定法に準じた測定法を用いてよい。しかし、中央地点と端部付近などに明らかに差が見られる場合は、浅型レンジフードの測定方法などを参考に、適宜測定点を補って測定する。</p>	
3	法第28条第2項又は第3項の規定に基づき換気設備が設けられた居室等				
(1)		防火ダンパーの設置の状況	設計図書等により確認するとともに、目視等により確認する。	防火企画である壁や床を貫通するダクトには、その部分に火煙の伝播を防止する目的で防火ダンパーを設置していること。竣工図書等で防火区画等位置の確認と現場では所定の位置に設置されていることを確認する。	令第112条第21項の規定に適合しないこと。
(2)	防火ダンパー等(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	<p>1) 防火ダンパーは主要構造部に堅固に取り付けられていること。</p> <p>2) 防火ダンパーは防火ダンパー専用の吊り金具等により躯体に堅固に取り付けられていること。</p> <p>吊り金具は、4点吊りを基本とするが、直径300mm以下及び角形300mm以下のダンパーは2点吊り、直径100mm以下のダンパーは1点吊りでもよい。</p>	平成12年建設省告示第1376号第1の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。

## (換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				3) 防火ダンパーの吊り金具に著しい腐食がないこと。	
(3)	防火ダンパー等 (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが手動操作により円滑に作動すること。 防火ダンパーは、制御ダンパーのごとく常時動いているものでない。したがって、しばしば軸受の部分や連結機構が錆やほこり、保守の際のペンキ等で固着していないか作動の確認を行う。 また、ヒューズ方式のものは、ヒューズを抜取ったとき、自力（錘り又はスプリング）で完全に閉鎖するか確認する。また、防火ダンパーの羽根は、円滑に作動するか確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
(4)	防火ダンパー等 (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。	1) 防火ダンパー本体に変形、破損等がないか点検する。 2) 防火ダンパー本体に著しい腐食がないこと。 ※ 防火ダンパーの材質について 防火ダンパーは、ダクトを通して火煙の伝播を阻止する設備である。したがって、通常の火災により上昇した熱又は煙を感知して自動的に閉鎖する構造であり、防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない（令第112条第21項）。具体的には、鉄製で鉄板の厚さが1.5mm以上のもので造られていることを確認する（平成12年建設省告示第1369号）。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(5)	防火ダンパー等 (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。	1) 防火ダンパーが天井内に設けられている場合には、その近くに点検口（一辺45cm以上）が設けられていること。 2) 防火ダンパーの羽根の状態（開又は閉）を確認するための検査口が設けられていること。 3) ヒューズを交換するスペースがあること。 ヒューズの交換には、少なくともその場所でスパナ等の工具を扱うことやヒューズホルダーを引き抜くためのスペースがあるか確認する。点	平成12年建設省告示第1376号第3の規定に適合しないこと。

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				検口は、点検者の身体がその場所まで入れるような位置関係であること。	
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	温度ヒューズは、昭和48年建設省告示代2563号別記に規定する試験に合格したもので、以下の適正な溶解温度のものを使用していること。 ヒューズホルダーから温度ヒューズを取出して確認する。 1) 一般の空調・換気ダクトの防火ダンパー・・・72℃ 2) ボイラー室等常時温度の高い場所に設けられた換気ダクトの防火ダンパー・・・90℃ 3) 厨房の排気ダクトの防火ダンパー・・・120℃	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
(7)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	目視等により確認する。	1) 換気、冷暖房の設備の風道(ダクト)は、令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する位置に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道(ダクト)は、厚さ1.5mm以上の鉄板でつくられていること。又は鉄鋼モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていること。 防火ダンパーは、その目的からして防火区画貫通部に設けられるべきであるが、ダンパーが壁から離れて設置されている場合、壁とダンパーの間は厚さ1.5mm以上の鉄板でつくられ、又は鉄鋼モルタル等の不燃材料で隙間のないよう覆われているか確認する。 2) 地震や火災に際して、万一天井やダクトが落下しても防火ダンパーは、防火壁から離れたり、隙間ができたりしないことを確認する。	平成12年建設省告示第1376号第2の規定に適合しないこと。
(8)	防火ダンパー等(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	感知器は、次に掲げる場所に設けられていること。 1) 風道(ダクト)が、令第112条第1項第二号、6項及び第10項に規定する階段室の部分及び昇降機の昇降路部分(当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。)等の区画、同条	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に適合しないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第2第二号ロ(2)の規定に適合しないこと。

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>第11項から第13項に規定する竪穴区画、同条18項に規定する異種用途区画を貫通する場合の煙感知器又は熱煙複合式感知器</p> <p>①間仕切壁等で区画された場所で、当該防火ダンパーに係る風道の換気口等がある場所</p> <p>②壁から60cm以上離れた天井等の室内に面する部分</p> <p>③次に掲げる場所以外の場所</p> <p>a. 換気口等の空気吹出口に近接する場所</p> <p>b. じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>c. 腐食性ガスの発生するおそれのある場所</p> <p>d. 厨房等正常時において煙等が滞留する場所</p> <p>e. 排気ガスが多量に滞留する場所</p> <p>f. 煙が多量に流入するおそれのある場所</p> <p>g. 結露が発生する場所</p> <p>2) 令第112条第1項、第4項、第5項に規定する面積区画、第7項から第9項に規定する高層区画等、1)以外の区画を貫通する場合の煙感知器又は熱煙複合質感知器</p> <p>①防火ダンパーからの水平距離が10m以内で、かつ、防火ダンパーと感知器の間に間仕切壁がない場所</p> <p>② 1) ②および③に該当する場所</p> <p>3) 令第112条第1項、第4項、第5項に規定する面積区画第7項から第9項に規定する高層区画等、1)以外の区画を貫通する場合の熱感知器</p> <p>1) ②及び2) ①に該当する場所</p>	
(9)	防火ダンパー等(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。	煙感知器連動型や熱感知器連動型防火ダンパーは、関連する感知器をガス又は加煙試験器、加熱試験器等で作動させ、連動して作動すること(同種の点検を消防点検の際に実施していると	感知器と連動して作動しないこと。

(換気設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				きは、報告書等で作動が良好であることが確認できれば点検に代えてよい。 なお、この検査のとき、建築物内への火災報知や防災盤への火災信号通信、空調器への停止信号送信等の関連作動があるので、管理者と十分打合せのうえ、注意して実施する。	

次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

1項(3)、(10)及び(17)から(22)まで、2項(14)並びに3項(9)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
1項(1)、(2)、(5)から(8)まで、(11)から(13)まで、(15)及び(16)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士、二級建築士又は建築設備検査員（以下「一級建築士等」という。）が実施した検査の記録
1項(4)及び(14)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
1	令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第126条の2第1項に規定する居室等					
(1)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	<p>1) 電動機を含め排煙機本体は、基礎又は架台に堅固に据付けてあること。 基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。</p> <p>①基礎部分のコンクリートには、大きなき裂や浮き上がりがないこと</p> <p>②架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。またナットの締付けは緩んでいないこと。</p> <p>2) 電動機を含めた排煙機本体に著しい腐食がないこと。</p> <p>3) 保守点検のため排煙機周囲に、おおむね60cm以上の空間が設けられていること。直結エンジンを設置する場合にも、同様の空間を確保していること。</p>	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
(2)			排煙風道との接続の状況	目視等により確認する。	排煙風道(ダクト)の接続部の取付けが堅固であり、破損又は変形がないこと。	接続部に破損又は変形があること。
(3)			煙排出口の設置の状況	目視等により確認する。	<p>1) 煙排出口は、換気・空調設備の外気取入口や窓から再び建築物に煙が侵入するおそれがある場所には設置されていないこと。なお、延焼のおそれのある部分に煙排出口が設けられている場合は、防火壁を設ける等防火上有効な措置を講じられていること。また防火壁に損傷がないこと。</p> <p>2) 煙排出口は単独となっていること。換気・空調設備等の排気口が併設されている場合は、仕切板等で区画されていること。</p>	排出された煙により他への影響のおそれがあること。
(4)			煙排出口の周囲の状況	目視等により確認する。	煙排出口の前部に障害物が置かれ、煙の排出を妨げていないこと。	煙の排出を妨げる障害物があること。

## (排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	1) 排煙機が屋外に設置されている場合又は煙排出口が外壁に取付けられている場合は、煙排出口から雨水の浸入、ねずみ等の侵入がないこと。 2) 雨水の浸入のおそれがある場合は、排水口を設ける等の措置が取られていること。	浸入した雨水等を排出できないこと。	
(6)	排煙機	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口の開放に連動して、排煙機が自動起動すること。排煙機は、排煙口が開放すると自動的に起動しなければならない。排煙機の起動の方法には、排煙口に内蔵されているリミットスイッチから排煙機の操作回路に信号を送る方法と、一度、連動制御盤に信号を送り、排煙口表示ランプを点灯した後、排煙機の操作回路に信号を送る方法がある。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
(7)			作動の状況	聴診又は触診により確認する。	1) 電動機を含め排煙機本体は、運転時に異常音、異常な振動、異常な過熱がないこと。 2) 常用の電源により正常に起動すること。 3) 定格運転中の電圧、電流値は仕様書等に規定されている値で適正であること。 4) 排煙機のリターン方向は、適正（表示されている方向）であること。	排煙機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(8)			電源を必要とする排煙機の子備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	1) 予備電源により正常に作動すること。 2) 電動機を含め排煙機本体は、運転時に異常な音、異常な振動、異常な発熱がないこと。 3) 定格運転中の電圧、電流値は仕様書等に規定されている値で適正であること。 4) 排煙機のリターン方向は、適正（表示されている方向）であること。	予備電源により作動しないこと。
(9)			排煙機の排煙風量	煙排出口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AVm$ この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量(単位 $m^3/min$ )	1) 排煙機の煙排出口における排煙風量(測定風量)が、規定風量以上であること。点検は全ての排煙機を対象として行う。点検にあたっては、排煙機が規定風量以上の空気を排出することを確認するために、必要かつ十分な複数の排煙口を開放し、かつ、排煙口を開放する室は、当該室の扉を開放し点検する。(扉を	令第123条第3項第二号若しくは第129条の13の3第13項(これらの規定中国土交通大臣が定めた構造方法のうち排煙機に係る部分に限る。)又は令第126条の3第1項第九号(令第128条の6第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあっては、令第126条の3第1項第九号を、令第129条第1項又は令第129条の2第

## (排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
			A 排煙出口面積 (単位 $m^2$ ) Vm 平均風速 (単位 $m/S$ )	<p>開放しないと通気抵抗により十分な排煙風量が得られない場合がある。）</p> <p>なお、排煙風量の測定は、排煙機の煙排出口で行うことを原則とするが、足場が無いなど煙排出口での測定が困難な場合は、排煙口で測定してもよい。</p> <p>また、排煙ダクトのダクトサイズ等の関係で排煙風量が規定風量に満たない場合は、排煙機の性能が規定風量を満足する事を示す技術的根拠のある方法によって半定してもよい。</p> <p>2) 排煙機の煙排出口における排煙風量 (測定風量) の半定</p> <p>排煙風量 (測定風量) が、次の式を満足することを確認する。</p> $\text{排煙風量 (測定風量)} \geq \text{規定風量}$ <p>ここで、規定風量とは、次の風量を表すものとする。</p> <p>①一般の排煙機 (令第126条の3第1項第九号)</p> <p>a. 1の防煙区画を1台の排煙機で受け持つ場合</p> <p>防煙区画部分の床面積 <math>1 m^2</math>につき <math>1 m^3/min</math> 以上で、かつ、<math>120 m^3/min</math> 以上の風量</p> <p>b. 2以上の防火区画を1台の排煙機で受け持つ場合</p> <p>当該防煙区画のうちの最大の防煙区画の部分の床面積 <math>1 m^2</math>につき <math>2 m^3/min</math> 以上で、かつ、<math>120 m^3/min</math> 以上の風量</p> <p>②劇場、集会場等 (令第112条第1項第一号に掲げる建築物の部分 (令第126条の2第1項第二号及び第四号に該当するものを除く。)) で、天井の高さが <math>3m</math> 以上の部分を受け持つ排煙機 (平成12年建設省告示第1436号第二号)</p> <p>防煙区画部分の床面積 (2以上の防煙区画部分に係る場合) については、それらの床面</p>	<p>1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第123条第3項第二号及び令第126条の3第1項第九号を除く。) の規定に適合しないこと。</p>

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					<p>積の合計) 1 m<sup>3</sup>につき 1 m<sup>3</sup>/min 以上で、かつ、500 m<sup>3</sup>/min 以上の風量</p> <p>③特別避難階段の付室又は非常用エレベーターの乗降ロビーを受け持つ排煙機 (平成 28 年国土交通省告示第 696 号又は平成 28 年国土交通省告示第 697 号)</p> <p>4 m<sup>3</sup>/s 以上の風量</p> <p>④特別避難階段の付室又は非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用する排煙機 (平成 28 年国土交通省告示第 696 号又は平成 28 年国土交通省告示第 697 号)</p> <p>6 m<sup>3</sup>/s 以上の風量</p> <p>⑤避難安全検証法等による排煙設備が設けられている場合の排煙機 (令第 128 条の 6 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は第 129 条の 2 第 1 項)</p> <p>避難安全検証法等に関連する設計図書が規定する風量</p> <p>3) 排煙機の排煙風量 (測定風量) の測定方法 排煙機の排煙風量 (測定風量) は、次の手順により求める。</p> <p>①排煙機の排煙風量に見合う排煙口を開放する。</p> <p>②煙排出口において、同一断面内から 5 箇所を偏りなく抽出する。</p> <p>③1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定し平均風速 V<sub>m</sub> を求める。</p> <p>④平均風速 V<sub>m</sub> を 60 倍 (1 分当たりの平均風速に換算) した値に煙排出口の有効断面積 A を乗じて排煙風量 (測定風量) Q を求める。</p>	
(10)	排煙機	排煙機の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	<p>高さが 31m を超える非常用エレベーターが設置された建築物又は各構えの合計が 1,000 m<sup>2</sup> を超える地下街の排煙機は、中央管理室において制御及び作動の状況を確認できること。</p> <p>点検においては、排煙口を中央管理室の連動制御盤から遠隔操作により開放させ、自動的</p>	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				に排煙機を起動させる。正常に開放及び起動すれば連動制御盤に排煙口の「開放」と排煙機の「起動」の表示ランプが点灯する。 1) 遠隔操作により、排煙機の開放から排煙機の起動までが適正に連動し作動すること。 2) 連動制御盤の排煙口の「開放」及び排煙機の「起動」表示ランプが点灯すること。	
(11)	排煙口 機械排煙設備の排煙口の 外観	排煙口の位置	目視等により確認する。	排煙口は、次の規定に適合していること。なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙口が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 排煙口の設置高さ ①天井高さ3m未満の場合 天井から80cm以内で防煙壁で区画されている場合は、防煙壁の下端より上の部分に設置されていること。 ②天井の高さが3m以上の場合 床からの高さ2.1m以上で、かつ、天井の高さの1/2以上の部分に設置されていること。 2) 平面上の排煙口の位置 排煙口は、防煙区画の各部分から水平距離で30m以下になるように設けられていること。	平成12年建設省告示第1436号第三号又は令第126条の3第1項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(12)		排煙口の周囲の状況	目視等により確認する。	排煙口の周囲の障害物（品物等が置かれること。）により煙の排出が妨げられていないこと。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
(13)		排煙口の取付けの状況	目視等により確認する。	1) 排煙口及び給気口の取付けは堅固であること。 2) 排煙口は支障なく開放すること。 3) 排煙口に著しい腐食又は損傷等がないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(14)		手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	1) 手動開放装置の周囲に品物等が置かれ、手動開放装置の確認に支障が生じていないこと。	周囲に障害物があり操作できないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				2) 手動開放装置の周囲に品物等が置かれ容易に近づけない等、手動開放装置の操作に支障が生じていないこと。	
(15)	機械排煙設備の排煙口の外觀	手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	手動開放装置は、次の規定に適合していること。 なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる手動開放装置が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 手動開放装置の手で操作する部分は、床面から 80cm 以上 1.5m 以下の高さの壁面に設けられていること。 2) 手動開放装置の手で操作する部分が天井から吊り下げられている場合は、床面からおおむね 1.8m の高さに設けられていること。 3) 手動開放装置の使用方法が見やすい方法で表示されていること。	令第 126 条の 3 第 1 項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 6 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(16)	排煙口	手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	1) ワイヤーによる機械式手動開放装置または電気式手動開放装置を操作し、排煙口が容易に開放すること。 2) 電気式手動開放装置の場合は、排煙口の開放により作動表示ランプが点灯すること。	排煙口の開放が手動開放装置と連動していないこと。
(17)		排煙口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	排煙口の回転軸は、排煙気流方向と平行となるように取付けてあること。	常時閉鎖状態を保持し開放時気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(18)	機械排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から 5 箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて 1 点につき 30 秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AVm$ この式において、Q、A 及び Vm は、それぞれ次の数値を表すものとする。 Q 排煙風量 (単位 m <sup>3</sup> /min) A 排煙口面積 (単位 m <sup>2</sup> ) Vm 平均風速 (単位 m/S)	排煙口の排煙風量 (測定風量) が規定風量以上であること。なお、本点検事項は、令第 126 条の 3 第 1 項第九号に規定する居室等を対象としており、令第 123 条第 3 項第二号に規定する階段室又は付室 (特別避難階段の付室)、令第 129 条の 13 の 3 第 13 項に規定する昇降路又は乗降ロビー (非常用エレベーターの乗降ロビー) は対象としていない。 1) 排煙口の排煙風量 (測定風量) の判定	令第 126 条の 3 第 1 項第九号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 6 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>排煙風量(測定風量)が、次の式を満足することを確認する。</p> $\text{排煙風量(測定風量)} \geq \text{規定風量(防煙区画部分の床面積[m] \times 1[\text{m}^3/\text{min} \cdot \text{m}^2])}$ <p>なお、避難安全検証法等による排煙設備が設けられている場合の規定風量は、避難安全検証法等に関連する設計図書が規定する風量とする。</p> <p>2) 排煙風量(測定風量)の測定</p> <p>排煙口の排煙風量(測定風量)は、次の手順により求める。</p> <p>①排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出する。</p> <p>②1点につき30秒以上継続して風速を測定し平均風速<math>V_m</math>を求める。</p> <p>③平均風速<math>V_m</math>を60倍(1分当たりの平均風速に換算)した値に排煙口の有効断面面積<math>A</math>を乗じて排煙風量<math>Q</math>を求める。</p> <p>3) 注意事項</p> <p>①風量測定は、原則として当該測定室の扉を開放して行うこと(扉を開放しないと通気抵抗により十分な排煙風量が得られない場合がある。)</p> <p>②天井チャンバー方式の排煙設備については、以下のいずれかの方法で風量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>システム天井の天井吸入口で測定する。</li> <li>天井チャンバー内の集煙口で測定する。</li> <li>天井チャンバー内の排煙ダンパー付近の検査口で測定する。</li> </ol>	
(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	高さが31mを超える非常用エレベーターが設置された建築物又は各構えの合計が1,000㎡を超える地下街の排煙口は、中央管理室において制御及び作動の状況を確認できること。点検においては、排煙口を中央管理室の連動制御盤から遠隔操作により「開放」させ、正常	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					に開放することを現地で確認する。また、連動制御盤の開放表示ランプの点灯を確認する。 1) 遠隔操作により、排煙口を開放し開放状態が保持されること。 2) 同一防煙区画に複数の排煙口がある場合は、同時に開放する連動機構が作動すること。 3) 連動制御盤の排煙口の「開放」表示ランプが点灯すること。	
(20)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の性能	煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	排煙口が煙感知器の作動により連動して開放すること。 1) 煙感知器又は熱煙複合感知器の作動により排煙口が支障なく開放し、かつ開放状態が保持されること。 2) 煙感知器または熱煙複合感知器は、設置場所により誤作動を起こすおそれがあるので、設置位置について十分留意する。 誤動作を起こしやすい場所を以下に示す。 ①換気口等の空気吹出口に近接する場所 ②塵埃、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所 ③腐食性ガスの発生するおそれのある場所 ④厨房等正常時において煙等が停留する場所 ⑤排気ガスが多量に滞留する場所 ⑥煙が多量に流入するおそれのある場所 ⑦結露が発生する場所	排煙口が連動して開放しないこと。
(21)		機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	1) 排煙風道（ダクト）変形又は破損がないこと。 2) 排煙風道（ダクト）に著しい腐食がないこと。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(22)	排煙風道		排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	1) 排煙風道（ダクト）の接続部及び吊りボルトの取付けが堅固であること。 2) 排煙風道（ダクト）の接続部及び吊りボルトに変形又は破損がないこと。 3) 排煙風道（ダクト）の接続部及び吊りボルトに著しい腐食がないこと。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。

## (排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(23)	排煙風道 (機械排煙設備の排煙風道隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の材質	目視等により確認する。	排煙風道(ダクト)は、次の規定に適合していること。 なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風道(ダクト)が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 排煙風道(ダクト)は、不燃材料で造られていること。 2) 排煙風道(ダクト)に用いるたわみ継手は、不燃材料で造られていること。	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(24)		防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	防煙壁を貫通する排煙風道(ダクト)は、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋められていること。 また、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風道(ダクト)が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。	令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	排煙風道(ダクト)は、次の規定に適合していること。 なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風道(ダクト)が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 排煙風道(ダクト)の断熱材に脱落又は損傷がないこと。 2) 排煙風道(ダクト)は、原則として木材、電線、冷媒管等の可燃材料から15cm以上離して設けられていること。	断熱材に脱落又は損傷があること又は令第126条の3第1項第七号で準用する令第115条第1項第三号イ(2)の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(26)		防火ダンパー(外壁の開口部で延焼のおそれのある部分)	防火ダンパーの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	1) 防火ダンパー(HFD)は主要構造部に堅固に取付けられていること。 2) 防火ダンパー(HFD)は、吊り金具等により堅固に取付けられていること。吊り金具は、4点吊りを基本とするが、直径300mm以下及び

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
	に設けるものを除く。)			角形 300mm 以下のダンパーは 2 点吊り、直径 100mm 以下のダンパーは 1 点吊りでもよい。 3) 防火ダンパー (HFD) の吊り金具に著しい腐食がないこと。	
(27)		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	防火ダンパー (HFD) が円滑に作動すること。 防火ダンパー (HFD) は、制御ダンパーのように常時動いているものではない。したがって、軸受けの部分や連結機構が錆やほこり、保守の際のペンキ等で固着していないか作動の確認を行う。また、ヒューズ方式のものは、ヒューズを抜取ったときに、自力 (錘又はスプリング) で完全に閉鎖するか確認する。その他、防火ダンパー (HFD) の羽根は円滑に作動するか確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視等又は触診により確認する。	1) 防火ダンパー (HFD) 本体に変形、破損等がないこと。 2) 防火ダンパー (HFD) 本体に著しい腐食がないこと。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	目視等により確認する。	天井、壁等に一辺の長さが 45 cm 以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火ダンパーの開閉及び作動状態を確認できる点検口が設けられていること。	天井、壁等に一辺の長さが 45cm 以上の保守点検が容易に行える点検口並びに防火設備の開閉及び作動状態を確認できる検査口が設けられていないこと。
(30)	排煙風道 防火ダンパー (外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。)	防火ダンパーの温度ヒューズ	目視等により確認する。	防火ダンパーの温度ヒューズは、次の規定に適合していること。 1) 防火ダンパー (HFD) に適正な溶解温度 (公称 280℃) の温度ヒューズであること。 ヒューズホルダーから温度ヒューズを取出して一般空調用及び換気系統用の温度ヒューズ (公称 72℃) や厨房、火気使用室など常時周囲温度が高い系統用の温度ヒューズ (公称 120℃～160℃) が使用されていないことを確認する。 2) 温度ヒューズの性能が錆、油脂、ほこり等の汚れ、経年劣化、変形等により阻害されていないこと。 3) 取替えが容易に行えること。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況(防火ダンパーが令第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する部分に近接する部分に設けられている場合に限る。)	目視等により確認する。	防火ダンパー(HFD)が、壁から離れて設置されている場合、壁と防火ダンパー(HFD)の間は、厚さ1.5mm以上の鉄板又はラスモルタル等の不燃材料ですき間のないように覆われていること。	防火ダンパーと防火区画との間の風道が厚さ1.5mm以上の鉄板でつくられていないこと又は鉄網モルタル塗その他の不燃材料で被覆されていないこと。
(32)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	排煙口及び給気口の大きさ及び位置 目視等により確認する。	排煙口及び給気口の大きさ及び位置は、次の規定に適合していること。特殊な構造の排煙設備には、①各室において給気機による給気及び排煙を行うもの ②複数の室を統合して給気機による給気を行い各室ごとに排煙を行うものの2種類がある。 なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙口又は給気口が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 排煙口の大きさは、当該室の床面積の550分の1以上で、かつ、当該室の床面積の60分の1以下であること。 2) 排煙口の設置高さ 天井から80cm以内で、かつ、防煙壁で区画されている場合は、防煙壁の下端より上の部分に設けられていること。 3) 排煙口は直接外気に接すること。 4) 平面上の排煙口の位置 排煙口は、防煙区画の各部分から水平距離が30m以下となるように設けられていること。 5) 給気口の設置高さ 給気口は、当該室の壁の床面からの高さが天井高さの1/2未満の部分に設けられていること。	平成12年建設省告示第1437号第一号口又は及び第二号口又はハの規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

## (排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(33)			排煙口及び給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	排煙口及び給気口の周囲は、障害物(品物等が置かれていること。)により排煙又は給気が妨げられていないこと。	周囲に排煙又は給気を妨げる障害物があること。
(34)			排煙口及び給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	1) 排煙口及び給気口の取付けは堅固であること。 2) 排煙口及び給気口は支障なく開放すること 3) 排煙口及び給気口に著しい腐食又は損傷等がないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(35)			手動開放装置の設置の状況	目視等により確認する。	1) 手動開放装置の周囲に品物等が置かれ、手動開放装置の確認に支障が生じていないこと。 2) 手動開放装置の周囲に品物等が置かれ容易に近づけない等、手動開放装置の操作に支障が生じないこと。	周囲に障害物があり操作できないこと。
(36)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口の外観	手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	手動開放装置は、次の規定に適合していることを確認する。 なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる手動開放装置が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 手動開放装置の手で操作する部分は、床面から80cm以上1.5m以下の高さの壁面に設けられていること。 2) 手動開放装置の手で操作する部分が天井から吊り下げられている場合は、床面からおおむね1.8mの高さに設けられていること。 3) 手動開放装置の使用方法が見やすい方法で表示されていること。	令第126条の3第1項第五号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(37)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。 $Q=60AVm$	排煙風量(測定風量)が規定風量の範囲内であること。 1) 排煙口の排煙風量の判定 排煙風量(測定風量)が、次の式を満足することを確認する。	令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>この式において、Q、A及びV<sub>m</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>Q 排煙風量 (単位 m<sup>3</sup>/min)  A 排煙口面積 (単位 m<sup>2</sup>)  V<sub>m</sub> 平均風速 (単位 m/s)</p>	<p>なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風量が定められている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているかを点検する。</p> <p>室の床面積[m<sup>2</sup>]×1[m<sup>3</sup>/min・m<sup>2</sup>]≤排煙風量[m<sup>3</sup>/min]≤排煙口の開口面積の合計値×550 m<sup>3</sup>/min・m<sup>2</sup></p> <p>2) 排煙風量 (測定風量) の測定  排煙口の排煙風量 (測定風量) は、次の手順により求める。</p> <p>①排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出する。</p> <p>②1点につき30秒以上継続して風速を測定し、平均速度V<sub>m</sub>を求める。</p> <p>③平均速度V<sub>m</sub>を60倍(1分当たりの平均風速に換算)した値に排煙口の有効断面面積Aを乗じて排煙風量Qを求める。</p>	<p>は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>
(38)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	<p>高さが3mを超える非常用エレベーターが設置された建築物又は各構えの合計が1,000 m<sup>2</sup>を超える地下街の排煙口は、中央管理室において制御及び作動の状況を確認できること。</p> <p>点検においては、排煙口及び給気口を中央管理室の連動制御盤から遠隔操作により開放させ、正常に開放することを現地で確認する。また、連動制御盤の「開放」表示ランプの点灯を確認する。</p> <p>1) 遠隔制御により、排煙口及び給気口を作動させ、支障なく開放し、かつ開放状態が保持されること。</p> <p>2) 同一防煙区画に複数の排煙口がある場合は、同時に開放する連動機構が作動すること。</p> <p>3) 連動制御盤の排煙口及び給気口の「開放」表示ランプが点灯すること。</p>	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(39)		煙感知器による作動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	<p>排煙口が煙感知器の作動により連動して開放すること。</p> <p>1) 煙感知器又は熱煙複合感知器の作動により排煙口が支障なく開放し、かつ開放状態が保持されること。</p> <p>2) 煙感知器または熱煙複合感知器は、設置場所により誤作動を起こすおそれがあるので、設置位置について十分留意する。 誤動作を起こしやすい場所を以下に示す。</p> <p>①換気口等の空気吹出口に近接する場所 ②塵埃、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所 ③腐食性ガスの発生するおそれのある場所 ④厨房等正常時において煙等が停留する場所 ⑤排気ガスが多量に滞留する場所 ⑥煙が多量に流入するおそれのある場所 ⑦結露が発生する場所</p>	排煙口が連動して開放しないこと。
(40)		給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>1) 給気風道(ダクト)に変形又は破損がないこと。</p> <p>2) 給気風道(ダクト)に著しい腐食がないこと。</p>	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(41)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の材質	<p>給気風道(ダクト)は、次の規定に適合していること。</p> <p>なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる給気風道(ダクト)が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。</p> <p>1) 給気風道(ダクト)は、不燃材料で造られていること。</p> <p>2) 給気風道(ダクト)に用いるたわみ継手は、不燃材料で造られていること。</p>	令第126条の3第1項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(42)			給気風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	1) 給気風道(ダクト)の接続部及び吊りボルトの取付けが堅固であること。 2) 給気風道(ダクト)の接続部及び吊りボルトに変形又は破損がないこと。 3) 給気風道(ダクト)の接続部及び吊りボルトに著しい腐食がないこと。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(43)			防煙壁の貫通措置の状況	目視等により確認する。	防煙壁を貫通する給気風道(ダクト)は、当該風道と防煙壁とのすき間をモルタルその他の不燃材料で埋められていること。 また、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる給気風道(ダクト)が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。	令第126条の3第1項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(44)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	1) 電動機を含め給気送風機本体は、基礎又は架台に堅固に据付けてあること。 基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。 ①基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと。 ②架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食、損傷等がないこと。 2) 電動機を含め給気送風機本体に著しい腐食、損傷等がないこと。 3) 保守点検のため給気送風機の周囲に、おおむね60cm以上の空間が設けられていること。直結エンジンを設置する場合にも、同様の空間を確保していること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(45)			給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	給気風道(ダクト)の接続部の取付けが堅固であり、空気漏れ、破損又は変形がないこと。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(46)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	排煙口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	<p>給気送風機及び給気口は、排煙口の開放に連動して、給気口が開放し給気送風機が自動的に起動すること。給気送風機の起動方法には、排煙口と給気口の連動をとり、給気口に内蔵されているリミットスイッチにより直接送風機に信号を送る方法と、一度、連動制御盤に信号を送り、給気口を開放し、送風機の操作回路に信号を送る方法がある。</p> <p>なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる給気送風機又は給気口が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。</p>	<p>令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>
(47)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	作動の状況	聴診又は触診により確認する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 電動機を含め給気送風機本体は運転時に異常な音、異常な振動、異常な過熱がないこと。</li> <li>2) 常用の電源により正常に起動すること。</li> <li>3) 運転中の電圧、電流値は仕様書等に規定されている値であること</li> <li>4) 給気送風機の回転方向は、適正(表示されている方向)であること。</li> </ol>	<p>送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。</p>
(48)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	電源を必要とする給気送風機の前備電源による作動の状況	前備電源により作動の状況を確認する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 予備電源により正常に起動すること。</li> <li>2) 電動機を含め給気送風機本体は運転時に異常な音、異常な振動、異常な過熱がないこと。</li> <li>3) 運転中の電圧、電流値は仕様書等に規定されている値であること。</li> <li>4) 給気送風機の回転方向は、適正(表示されている方向)であること。</li> </ol>	<p>予備電源により作動しないこと。</p>

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
<p>(49)</p>		<p>給気送風機の給気風量</p>	<p>排煙口の同一断面内から5箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて1点につき30秒以上継続して風速を測定し、次の式により排煙風量を算出する。  <math>Q=60AVm</math>                      この式において、Q、A及びVmは、それぞれ次の数値を表すものとする。                      Q 給気風量(単位 m<sup>3</sup>/min)                      A 吸込口面積(単位 m<sup>2</sup>)                      Vm 平均風速(単位 m/S)</p>	<p>1) 給気送風機の吸込口における給気風量(測定風量)が、規定風量を満足すること。点検は全ての給気送風機を対象として行う。点検にあたっては、給気送風機の給気風量に見合う排煙口を開放した状態で給気送風機を運転し、吸込口の風速を測定して算出した給気風量(測定風量)と給気送風機の規定風量とを比べて判断する。なお、給気風量(測定風量)の測定は、給気送風機の吸込口で行うことを原則とするが、足場が無い等、吸込口での測定が困難な場合は給気口で測定してもよい。</p> <p>2) 給気送風機の吸込口における給気風量(測定風量)の判定                      給気風量(測定風量)が、次の式を満足することを確認する。  <math>規定風量(下限値) \leq 給気風量(測定風量) \leq 規定風量(上限値)</math>                      ここで、規定風量とは、次に掲げる給気風量を表すものとする。                      ①各室において給気及び排煙を行う排煙設備(平成12年建設省告示第1437号第一号ハ(3)(ii))                      各室の排煙口から1分間に、当該室の床面積1m<sup>2</sup>につき1m<sup>2</sup>以上で、かつ、排煙口の開口面積に550を乗じた数値[単位m<sup>3</sup>/分]以下の空気を排出するために必要な給気風量                      ②複数の室を統合した給気及び各室ごとに排煙を行う排煙設備(平成12年建設省告示第1437号第二号ハ(1)(ii)(ロ))                      防煙区画室のうち床面積が最大なもの排煙口から1分間に、その床面積1m<sup>2</sup>につき1m<sup>2</sup>以上の空気を排出することができ、かつ、防煙区画室(給気室を除く。)のうち排煙口の開口面積の合計が最小のもの当該排煙口の開口面積の合計値に550を乗じた数値[単位m<sup>3</sup>/分]</p>	<p>令第126条の3第2項の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の6第1項、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

(排煙設備)

番号	(い) 点検項目		(ろ) 点検事項	(は) 点検方法	点検手法	(に) 判定基準
					<p>/分]以下の空気を排出するために必要な給気風量</p> <p>③避難安全検証法等による排煙設備（令第129条の6第1項、令第129条第1項又は第129条の2第1項）</p> <p>避難安全検証法等に関連する設計図書が規定する給気風量</p> <p>3) 給気送風機の給気風量（測定風量）の測定方法</p> <p>給気送風機の給気風量（測定風量）は次の手順により求める。</p> <p>①給気送風機の給気風量に見合う排煙口を開放する。</p> <p>②吸入口において、同一断面内から5箇所を偏りなく抽出する。</p> <p>③1点につき30秒以上継続して風速を測定し平均風速<math>V_m</math>を求める。</p> <p>④平均風速<math>V_m</math>を60倍（1分当たりの平均風速に換算）した値に吸入口の有効断面積<math>A</math>を乗じて給気風量（測定風量）<math>Q</math>を求める。</p>	
(50)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	<p>高さが3mを超える非常用エレベーターが設置された建築物又は各構えの合計が1,000㎡を超える地下街の給気送風機は、中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。点検においては、排煙口を中央管理室の連動制御盤から遠隔操作により開放させ、正常に開放及び起動すれば連動制御盤に排煙口の「開放」と給気送風機の「起動」表示ランプが点灯すること。</p> <p>1) 遠隔制御により、排煙口の開放から給気送風機の起動までが適正に連動し作動すること。</p> <p>2) 連動制御盤の排煙口の「開放」表示ランプ及び給気送風機の「起動」表示ランプが点灯すること。</p>	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(51)		特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	目視等により確認する。	1) 給気送風機の吸込口は、排煙機の煙排出口や窓等の建築物からの煙が排出されるような場所には近接して設けられていないこと。 2) 延焼のおそれのある部分に給気送風機の吸込口が設けられている場合は、防火壁を設ける等防火上有効な措置が講じられていること。また、防火壁等に損傷がないこと。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸込口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
(52)			吸込口の周囲の状況	目視等により確認する。	給気送風機の吸込口は、周囲の障害物(品物等が置かれていること。)により給気が妨げられていないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(53)	特殊な構造の排煙設備	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	1) 給気送風機が屋外に設置されている場合又は吸込口が外壁に取付けられている場合は、吸込口から雨水、ねずみ等の浸入がないこと。 2) 雨水の浸入のおそれがある場合は、排水口を設ける等の措置が取られていること。	浸入した雨水等を排出できないこと。
2	令第123条第3項第二号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー					
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口		排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況	作動の状況を確認する。	特別避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙機、排煙口及び給気口は、連動して作動すること。なお、中央管理室(防災センターとも呼ばれる。)が設けられている場合の排煙口及び給気口の開放検査は、付室内及び乗降ロビー内の手動開放装置による方法、中央管理室の連動制御盤からの遠隔操作による方法の両方を行う。	連動して作動しないこと。
(2)			給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	1) 給気口の周囲に給気を妨げる障害物が近接して置かれていないこと。 2) 乗降ロビー等にあつては、飲料水等の自販機等が置かれていないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(3)	加圧防排煙設備	排煙風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	排煙風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	1) 排煙風道(ダクト)に変形、破損がないこと。 2) 排煙風道(ダクト)に著しい腐食がないこと。	排煙風道に変形、破損又は著しい腐食があること。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(4)			排煙風道の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	1) 排煙風道(ダクト)の接続部及び吊りボルトの取付けが堅固であること。 2) 排煙風道(ダクト)の接続部及び吊りボルトに変形又は破損がないこと。 3) 排煙風道(ダクト)に著しい腐食がないこと。	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。
(5)			排煙風道の材質	目視等により確認する。	排煙風道(ダクト)は、次の規定に適合していること。 なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる排煙風道(ダクト)が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 排煙風道(ダクト)は不燃材料で造られていること。 2) 排煙風道(ダクト)に用いるたわみ継手は、不燃材料で造られていること。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(6)	給気口の外観		給気口の周囲の状況	目視等により確認する。	給気口の周囲の障害物(品物等が置かれていること。)により給気が妨げられていないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(7)			給気口の取付けの状況	目視等により確認する。	1) 給気口の取付けは堅固であること。 2) 給気口は支障なく開放すること。 3) 給気口に著しい腐食又は損傷等がないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(8)	加圧防排煙設備	給気口の外観	給気口の手動開放装置の周囲の状況	目視等により確認する。	1) 手動開放装置の周囲に品物等が置かれ、手動開放装置の確認に支障が生じていないこと。 2) 手動開放装置の周囲に品物等が置かれ容易に近づけない等、手動開放装置の操作に支障が生じていないこと。	周囲に障害物があり操作できないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(9)		給気口の手動開放装置の操作方法の表示の状況	目視等により確認する。	<p>手動開放装置は、次の規定に適合していること。</p> <p>なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる手動開放装置が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。</p> <p>1) 手動開放装置の手で操作する部分は、床面から 80 cm 以上 1.5m 以下の高さの壁面に設けられていること。</p> <p>2) 手動開放装置の使用方法が見やすい方法で表示されていること。</p>	平成 28 年国土交通省告示第 696 号第五号イ(2)(i)の規定に適合しないこと。ただし、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(10)	給気口の性能	給気口の手動開放装置による開放の状況	作動の状況を確認する。	手動開放装置と連動して給気口が支障なく開放すること。	手動開放装置と連動して給気口が開放していないこと。
(11)		給気口の開放の状況	目視等又は聴診により確認する。	<p>1) 給気口が開放時に気流により閉鎖しないこと。</p> <p>2) 給気口が開放時に気流により著しく振動しないこと。</p>	開放時に気流により閉鎖すること又は著しい振動があること。
(12)		給気風道の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>1) 給気風道(ダクト)に変形、破損がないこと。</p> <p>2) 給気風道(ダクト)に著しい腐食がないこと。</p>	給気風道に変形、破損又は著しい腐食があること。
(13)	給気風道(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	給気風道の取付けの状況	目視等又は聴診により確認する。	<p>1) 給気風道(ダクト)の接続部及び吊りボルトの取付けが堅固であること。</p> <p>2) 給気風道(ダクト)の接続部及び吊りボルトに変形又は破損がないこと。</p> <p>3) 給気風道(ダクト)に著しい腐食がないこと。</p>	接続部及び吊りボルトの取付けが堅固でないこと又は変形若しくは破損があること。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
(14)	給気風道 (隠蔽部分 及び埋設部 分を除く。)	給気風道の材質	目視等により確認する。	給気風道(ダクト)は、次の規定に適合していること。 なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる給気風道(ダクト)が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、各検査事項について当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 給気風道(ダクト)は、不燃材料で造られていること。 2) 給気風道(ダクト)に用いるたわみ継手は、不燃材料で造られていること。	不燃材料で造られていないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(15)	加圧防排 煙設備	給気送風機 の外観	給気送風機の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	1) 電動機を含め給気送風機は、基礎又は架台に堅固に据付けてあること。 基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。 ①基礎部分のコンクリートには、亀裂や浮き上がりが無いこと。 ② 架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食、損傷等がないこと。また、ナットの締付けは緩んでいないこと。 2) 電動機を含め給気送風機本体に著しい腐食、損傷等がないこと。 3) 保守点検のため給気送風機の周囲に、おおむね60cm以上の空間が設けられていること。直結エンジンを使用する場合にも、同様の空間を確保していること。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(16)		給気風道との接続の状況	目視等により確認する。	給気風道(ダクト)接続部の取付けが堅固であり空気漏れ、破損又は変形がないこと。	接続部に空気漏れ、破損又は変形があること。	

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(17)			給気口の開放と連動起動の状況	作動の状況を確認する。	給気送風機及び空気逃し口は、給気口が開放すると自動的に起動・開放すること。空気逃し口が排煙機に接続されている場合は、空気逃し口の開放により排煙機が起動すること。 なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で基準と異なる給気送風機又は空気逃し口が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、各当該図書が定める基準に適合しているか点検する。	平成28年国土交通省告示第696号第五号イ(5)の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(18)	加圧防排煙設備	給気送風機の性能	給気送風機の作動の状況	聴診又は触診により確認する。	1) 電動機を含め給気送風機本体は、運転時に異常な音、異常な振動、異常な過熱がないこと。 2) 常用の電源により正常に起動すること。 3) 運転中の電圧、電流値は仕様書等に規定されている値であること。 4) 給気送風機の回転方向は、適正(表示されている方向)であること。	送風機の運転時の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
(19)			電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	1) 予備電源により正常に起動すること。 2) 電動機を含めて給気送風機本体は、運転時に異常な音、異常な振動、異常な過熱がないこと。 3) 運転中の電圧、電流値は仕様書等に規定されている値であること。 4) 給気送風機の回転方向は、適正(表示されている方向)であること。	予備電源により作動しないこと。
(20)	加圧防排煙設備	給気送風機の性能	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	高さが3mを超える非常用エレベーターが設置された建築物の給気送風機は、中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。点検においては、給気口を中央管理室の連動制御盤から遠隔操作により開放させ、空気逃し口の「開放」と給気送風機の「起動」の表示ランプが点灯する。空気逃し口が排煙機に接続されている場合は、排煙機も自動的に起動し連動制御盤に排煙機の「起動」表示ランプが点灯する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				1) 遠隔操作により、給気口の開放、給気送風機（空気逃し口が排煙機に接続されている場合は排煙機も含む。）の起動までが適正に連動し作動すること。 2) 連動制御盤の給気口・空気逃し口の「開放」表示ランプ及び給気送風機（空気逃し口が排煙機に接続されている場合は排煙機も含む。）の「起動」表示ランプが点灯すること。	
(21)	給気送風機の吸入口	吸入口の設置位置	目視等により確認する。	1) 給気送風機の吸入口は、排煙機の煙排出口や窓等の建築物からの煙が排出されるような場所には近接して設けられていないこと。 2) 給気送風機の吸入口は、他の建築物からの影響を避けるため、延焼のおそれのある部分には、設置されていないこと。	排煙設備の煙排出口等の開口部に近接していること又は吸入口が延焼のおそれのある位置に設置されていること。
(22)		吸入口の周囲の状況	目視等により確認する。	給気送風機の吸入口の周囲の障害物（品物等が置かれていること。）により、給気が妨げられていないこと。	周囲に給気を妨げる障害物があること。
(23)		屋外に設置された吸入口への雨水等の防止措置の状況	目視等により確認する。	1) 給気送風機が屋外に設置されている場合又は吸入口が外壁に取付けられている場合は、吸入口から雨水、ねずみ等の浸入がないこと。 2) 雨水の浸入のおそれがある場合は、排水口を設ける等の措置が取られていること。	浸入した雨水等を排出できないこと。
(24)	遮煙開口部の性能	遮煙開口部の排出風速	加圧防排煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40cm開放し、同一断面内から9箇所を偏りなく抽出し、風速計を用いて一点につき30秒以上継続して風速を測定する。	測定排出風速が規定排出風速以上であること。 加圧防排煙設備の遮煙開口部の規定排出風速は、付室と隣接する室の用途及び、隣接室と一般室との区画性能に応じて、①隣接室が防火区画されている場合 ②隣接室が不燃区画されている場合 ③隣接室が一般室である場合の3つの条件を想定したものとなっている。 1) 遮煙開口部の排煙風量の判定 測定排出風速が、次の式を満足することを確認する。 なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる規定排出風速が定められている	平成28年国土交通省告示第696号第五号への規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。</p> <p>①隣接室が準耐火構造の床・壁又は特定防火設備で区画され、かつ、令第129条第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合  <math>V \geq 2.7 \times \sqrt{H}</math> [m/s]</p> <p>②隣接室が不燃材料の壁又は防火設備で区画され、かつ、火災の発生のおそれの少ない室である場合  <math>V \geq 3.3 \times \sqrt{H}</math> [m/s]</p> <p>③上記①②以外の場合  <math>V \geq 3.8 \times \sqrt{H}</math> [m/s]</p> <p>これらの式において、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。  V：測定排出風量 [単位 m/s]  H：遮煙開口部の開口高さ [単位 m]</p> <p>④避難安全性能検証法等による排煙設備が設けられている場合（令第129条第1項又は令第129条の2第1項）  避難安全検証法等に関連する設計図書が定める風量。また、修繕、改修等が行われている場合は、修繕、改修等が行われた部分が避難安全性能に影響を及ぼしていないことを併せて確認する。</p> <p>2) 排出風速の測定  ①加圧防煙設備を作動させた状態で遮煙開口部の開口幅を40cm開放し、同一断面内から9箇所を偏りなく抽出する。  ②1点につき30秒以上継続して風速を測定し、平均風速Vを求める。</p>	

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
(25)	加圧防排煙設備	空気逃し口の 外観	空気逃し口の大きさ及び位置	目視等により確認する。	<p>空気逃し口の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。加圧防排煙設備の空気逃し口には、①直接外気に接するもの、②排煙機が接続された排煙風道に接続されるもの、③、①及び②の両方を併用したものの3方式がある。</p> <p>なお、避難安全検証法等による排煙設備で基準と異なる開口面積が定められている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、当該図書が定める基準に適合しているか点検する。</p> $A_p = \frac{VH - V_e}{7}$ <p>この式において、<math>A_p</math>、<math>V</math>、<math>H</math>及び<math>V_e</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>A_p</math>：外気に接する空気逃し口の開口面積 [単位 m<sup>2</sup>]</p> <p><math>V</math>：遮煙開口部を通過する排出風速 [単位 m/s]</p> <p><math>H</math>：遮煙開口部の開口高さ [単位 m]</p> <p><math>V_e</math>：空気逃し口から水平距離が30m以下の位置に設けられた排煙口の排煙機による排煙能力 [単位 m<sup>3</sup>/s]</p>	平成28年国土交通省告示第696号第五号口の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
(26)			空気逃し口の周囲の状況	目視等により確認する。	空気逃し口の周囲の障害物（品物等が置かれていること。）により、空気の流れが妨げられていないこと。		周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
(27)			空気逃し口の取付けの状況	目視等により確認する。	<p>1) 空気逃し口は堅固に取付けられていること。</p> <p>2) 空気逃し口に著しい腐食、損傷等がないこと。</p>		取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(28)			空気逃し口の性能	空気逃し口の作動の状況	目視等により確認する。		空気逃し口は給気口の開放と連動して開放すること。
(29)		加圧防排煙設備	圧力調整装置の外観	圧力調整装置の大きさ及び位置	目視等により確認する。		次の1)又は2)に適合する圧力調整装置が設けられていること。加圧防排煙設備では、扉閉鎖時に付室内の空気を隣接室方向に開放し、

## (排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				付室等の圧力上昇による扉開放障害を防止する必要がある。そのため、下記条件を満たす必要がある。 なお、避難安全性能検証法等による排煙設備で圧力調整装置が設けられている場合は、当該検証法等に関連する設計図書を確認し、各当該図書が定める基準に適合しているか点検する。 1) 圧力調整装置は、次の規定に適合していること。 ①遮煙開口部に設けられている戸の部分又は、近接する部分のうち天井から80cmを超える距離にある部分に設けられていること。 ②圧力調整装置の開口部の開口面積が、次の式で定める必要開口面積以上であること。 $A_{dmp}=0.04VH$ この式において、 $A_{dmp}$ 、 $V$ 及び $H$ はそれぞれ次の数値を表すものとする。 $A_{dmp}$ ：必要開口面積 [単位 $m^2$ ] $V$ ：遮煙開口部を通過する排出風速 [単位 $m/s$ ] $H$ ：遮煙開口部の高さ [単位 $m$ ] 2) 遮煙開口部に設けられた戸が給気送風機を作動させた状態で100N以下の力で開放することができるものであること。	かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(30)		圧力調整装置の周囲の状況	目視等により確認する。	圧力調整装置の周囲の障害物（品物等が置かれていること。）により、空気の流れが妨げられていないこと。	周囲に空気の流れを妨げる障害物があること。
(31)		圧力調整装置の取付けの状況	目視等により確認する。	1) 圧力調整装置の取付けは堅固であること。 2) 圧力調整装置に著しい腐食、損傷等がないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(32)	圧力調整装置の性能	圧力調整装置の作動の状況	目視等により確認する。	扉の閉鎖と連動して開放することを確認する。	扉の閉鎖と連動して開放しないこと。

## (排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
3	令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)		手動降下装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	1) 手動降下装置を片手で容易に操作できること。 2) 手動降下装置の周囲に操作を妨げる障害物(品物等が置かれていること。)が近接して置かれていないこと。	片手で容易に操作できないこと。
(2)		手動降下装置による連動の状況	作動の状況を確認する。	1) 可動防煙壁を手動操作により作動させ、正常に降下すること。 2) 可動防煙壁の降下を妨げる障害物(物品等)が直下に置かれていないこと。 3) 点検後の復帰が支障なく行えること。	連動して作動しないこと。
(3)	可動防煙壁	煙感知器による連動の状況	発煙試験器等により作動の状況を確認する。	可動防煙壁が煙感知器等の作動により連動して作動すること。可動防煙壁用の煙感知器の設置位置は、可動防煙壁の各部分から1m以上10m以内でかつ防煙壁の両側に設けること。また、可動防煙壁の煙感知器は自動火災報知設備の煙感知器と兼用することができる。 1) 煙感知器または熱煙複合式感知器の作動により可動防煙壁が支障なく作動し、正常に降下すること。 2) 煙感知器または熱煙複合式感知器は、設置場所により誤動作を起こすおそれがあるので、設置位置について十分留意する。 誤動作を起こしやすい場所を以下に示す。 ①換気口等の空気吹出口に近接する場所 ②塵埃、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所 ③腐食性ガスの発生するおそれのある場所 ④厨房等正常時において煙等が停留する場所 ⑤排気ガスが多量に滞留する場所 ⑥煙が多量に流入するおそれのある場所 ⑦結露が発生する場所	連動して作動しないこと。
(4)		可動防煙壁の材質	目視等により確認する。	可動防煙壁が不燃材料で造られていること。	不燃材料でないこと。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
(5)		可動防煙壁の防煙区画	目視等により確認する。	可動防煙壁に脱落又は欠損がないこと。点検においては、可動防煙壁を作動させた状態で確認を行うこと。 1) 防煙壁は脱落、欠損がなく、蓄煙と排煙を併用して隣接区画への煙の拡散を防止し、また煙の拡散を遅らせる効果があること。 2) 防煙壁の丈(大きさ)は、天井面から50cm以上あること。	脱落又は欠損があり煙の流動を妨げる効果がないこと。	
(6)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	高さが3mを超える非常用エレベーターが設置された建築物又は各構えの合計が1,000㎡を超える地下街の可動防煙壁は、中央管理室において制御又は作動の状況を確認できること。点検においては、可動防煙壁を中央管理室の連動制御盤により開放させ、正常に降下することを現地で確認すること。また連動制御盤の可動防煙壁の「作動」表示ランプが点灯すること。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。	
4	予備電源					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	1) 配電管その他の管にあつては、防火区画とのすき間がモルタルその他の不燃材料で埋められており、欠損又は脱落がないこと。 2) 換気風道(ダクト)にあつては、防火ダンパーと防火区画との間のダクトが厚さ1.5mm以上の鉄板で造り又は鉄鋼モルタル塗その他不燃材料で被覆されており、欠損又は脱落がないこと。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第七号の規定に適合しないこと。
(2)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	1) 防災設備の合計の出力容量に比べ、予備電源の発電容量が大きいことを確認する。 2) 自家用発電装置により、防災設備が30分以上運転できること。	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと。
(3)			発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。	1) 発電機及び原動機の端子部の締付けが堅固であること。 2) 発電機及び原動機の配管又は配線・計器類に破損及び取付け不備等がないこと。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				3) 計器盤又は制御盤の表示ランプが点灯すること。 4) 原動機又は燃料タンクの周囲に油漏れ等がないこと。	
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	1) 燃料油及び冷却水槽の貯蔵量は、原動機の30分間以上の連続運転に必要な量が確保されていること。 2) 原動機の潤滑油は、機器に表示された適正な範囲内の量があること。 3) 燃料油、冷却水、潤滑油等の漏洩がないこと。 4) 原動機の潤滑油が経年劣化等していないこと。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内でないこと。
(5)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	始動用の空気槽の充填圧力が規定の圧力目盛を指示していること。また、予備槽の充填圧力も同様に規定の圧力目盛を指示していること。 1) 空気槽の自動空気圧力が、高圧側で2.2～2.9MPa、低圧側で0.7～1.0MPaに維持されていること。 2) 空気槽の圧力低下により警報を発すること。 3) 空気槽の底にごみや水分等が溜まっていること。 4) 1本の空気槽を用いての始動可能回数は、原動機と発電機を直結した状態で、配電盤操作により、3回以上行えること。 5) 空気槽は同一容量のものを2本設けていること。 6) 空気圧縮機は、始動に要する空気量を6時間以内に定格圧力まで充気できるものであること。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9MPa、低圧側で0.7から1.0MPaに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	1) セル始動用蓄電池の電圧を測定し、定格電圧(24Vまたは12V)以上であること。 2) セル始動用蓄電池の電解液量は、機器に表示された適正量があること。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。



(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(12)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	自家発電装置の絶縁抵抗の測定結果が電気設備技術基準省令第58条の規定値以上であること。 ※詳しくは「非常用の照明装置 6・(12) 絶縁抵抗」を参照のこと。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第58条の規定値を下回っていること。
(13)	自家発電装置	自家発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状況を確認する。	常用の電源(商用電源)から予備電源(自家発電装置電源)への切替えが、正常に行なえるか点検する。 ※詳しくは「非常用の照明装置 6・(13) 電源の切替えの状況」を参照のこと。	予備電源への切替えができないこと。
(14)			始動の状況	作動の状況を確認する。	1) 自家発電装置の始動は、空気始動又はセル始動により正常に行なえること。 2) 自家発電装置の電圧が始動から40秒以内に確立すること。	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。
(15)	自家発電装置	自家発電装置の性能	運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	1) 自家発電装置の運転中に異常な振動等が発生していないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(16)			排気の状況	目視等により確認する。	1) 自家発電装置の運転中、排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがないこと。 2) 排気管の末端部分に鳥の巣等の障害物がないこと。	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の運転中に異常な音、異常な振動、異常な過熱がないこと。	運転中に異常な音又は異常な振動があること。
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況	目視等又は触診により確認する。	1) 直結エンジンは、基礎又は架台に堅固に据付けてあること。 2) 基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。 ①基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがなく、 ②架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。またナットの締付けは緩んでいないこと。直結エンジンの収納箱の外板及び扉に著しい腐食がないこと。	据付けが堅固でないこと、アンカーボルト等に著しい腐食があること又は換気が十分でないこと。

## (排煙設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				3) 保守点検のため排煙機の周囲に、おおむね60cm以上の空間が設けられていること。また排煙機本体の周囲には、可燃物等が置かれていないこと。 4) 屋内設置の場合は、室内の換気が十分に行なわれていること。 6) 屋内設置の場合は、電気配線、換気風道(ダクト)等の防火区画貫通措置が適正であること。	
(19)	直結エンジン	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	1) 燃料油または冷却水の貯蔵量は、30分以上の連続運転に必要な量が確保されていること。 2) 潤滑油は、機器(レベルゲージ等)に表示された適正な範囲内の量があること。 3) 燃料油、潤滑油、冷却水等の漏洩がないこと。 4) 原動機の潤滑油が経年劣化していないこと。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が足りず30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
(20)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに、蓄電池電圧を電圧計により測定する。	1) セル始動用蓄電池の電圧を測定し、定格電圧(24Vまたは12V)以上であること。 2) セル始動用蓄電池の電解液量は、機器に表示された適正量があること。 3) セル始動用蓄電池と電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れによる変色等がないこと。	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。
(21)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	1) 直結エンジンの計器類(回転計、油圧計、電圧計、電流計、周波数計、水温計、油温計)、スイッチ類等に指示不良または損傷等がないこと。 2) 直結エンジンの運転中に発電機盤、自動制御盤等の運転表示ランプ類に不点灯等の故障がないこと。 3) 各制御機器の表示ランプが適正に点灯すること。	制御盤等の計器類、スイッチ類等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプ類が点灯しないこと。
(22)		給気部及び排気管の取付けの状況	目視等により確認する。	1) 給気部、排気管、消音器等に変形、損傷、き裂等がないこと。	変形、損傷、き裂等があること。

(排煙設備)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					2) 防火区画等の貫通部に欠損、脱落等がないこと。	
(23)			Vベルト	目視等又は触診により確認する。	1) Vベルトに損傷、変形、著しい摩耗等がないこと。 2) Vベルトの張り具合(たわみ量)が仕様書等に規定されている値であること。	ベルトに損傷若しくはき裂があること又はたわみが大きいこと。
(24)			接地線の接続の状況	目視等により確認する。	電動機本体又は配電盤の接地端子部分に接地線の緩み又は著しい腐食がないこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。
(25)			絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	直結エンジンの絶縁抵抗の測定結果が電気設備技術基準省令第58条の規定値以上であること。 ※詳しくは「非常用の照明装置 6・(12) 絶縁抵抗」を参照のこと。	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条の規定値を下回っていること。
(26)	直結エンジン	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	直結エンジンが(排煙機)が正常に作動し停止すること、排煙口の開放と連動して作動すること及び運転中に異常な音、異常な振動がないことを確認する。 直結エンジンの機能確認は、原則として次の方法により行うこと。 ①防煙区画の排煙口を開放し、常用電源により排煙機を起動して、電動機、排煙機本体等に異常な音、異常な振動、異常な過熱等がないことを確認する。 ②常用電源を遮断し、同時に直結エンジンが起動することを確認する。 ③定格運転後、排煙機の煙排出口の風量測定を行い、排煙機の規定排煙量が確保されているか確認する。又、直結エンジンに異常な音、異常な振動、異常な過熱等がないこと並びに燃料油、潤滑油等の漏洩がないことを確認する。 常用電源を復帰し、直結エンジンが正常に停止することを確認する。	正常に作動若しくは停止できないこと、排煙口の開放と連動して直結エンジンが作動しないこと又は運転中に異常な音、異常な振動等があること。

## (排煙設備)

次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

1 項(9)、(18)、(20)、(37)、(39)及び(49)、2 項(24)並びに3 項(3)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で実施した検査等の記録
1 項(2)、(4)、(6)から(8)まで、(10)、(12)から(14)まで、(16)、(19)、(21)、(22)及び(27)、2 項(1)から(4)まで、(6)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(16)から(20)まで及び(26)から(28)まで、3 項(2)、(5)及び(6)並びに4 項(3)から(8)まで及び(10)から(17)まで	前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
1	照明器具				
(1)	非常用の照明器具	使用電球、ランプ等	目視等により確認する。	非常用の照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものであること	昭和45年建設省告示第1830号第1第一号の規定に適合しないこと。
(2)		照明器具の取付けの状況	目視等及び触診により確認する。	照明器具は天井その他取付け部に正しく固定されていること。 予備電源内蔵コンセント型照明器具の場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されており、延長コード、テーブルタップなどを使用していないこと。	天井その他の取付け部に正しく固定されていないこと又は予備電源内蔵コンセント型照明器具である場合は、差込みプラグが壁等に固定されたコンセントに直接接続されていないこと若しくはコンセントから容易に抜ける状態であること。
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家用発電装置				
(1)	予備電源	予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能	作動の状況及び点灯時間を確認する。ただし、自動検査機能を有するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。	予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切替えられて復帰すること。また、30分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができること。 予備電源には、蓄電池によるものと蓄電池と自家用発電装置併用によるものがある。蓄電池による場合は、放電等に関する特性があるのでそれらを踏まえて点検をする必要がある。蓄電池と自家用発電装置併用による場合は、非常用照明器具を30分以上点灯させることができる自家用発電装置でなければならないが、蓄電池から自家用発電機への切替え後の点灯時間は、主として自家用発電機の燃料容量が関係する。 また、この場合の蓄電池の容量は、自家用発電装置に切替るまでの間、非常用の照明装置を継続して点灯させることができるものとしなければならない。 予備電源としての蓄電池設備が、電気室の遮断器等の直流操作電源と共用となっているものは、点灯試験により蓄電池が過放電にな	昭和45年建設省告示第1830号第3第二号又は第三号の規定に適合しないこと。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>り、電気室（操作電源、VCB等）の遮断器が操作不能となる場合があるので注意すること。</p> <p>1) 蓄電池内蔵形器具の切替え点灯点検例            電池内蔵形蛍光灯器具（併用形）の点検スイッチ（停電検出）を作動（開放）すると常用の電源が瞬時に遮断され、同時に蓄電池点灯回路に切り替わり蓄電池により非常用の照明装置が30分間継続して点灯することを確認する。また、点検スイッチをもとに戻す（閉じる）と、非常用照明器具が消灯することを確認する。</p> <p>2) 電源別置形器具の切替え点灯点検例            階別にゾーニングがとられている予備電源回路の場合は、各階に設置してある常用分電盤の不足電圧継電器が作動して、非常用分電盤の電磁接触器が自動投入され非常用照明器具が30分間継続して点灯することを確認する。点灯点検後は、常用分電盤の当該分岐回路の配線用遮断器を投入又は試験用スイッチをもとに戻して、非常用照明器具が消灯することを確認する。</p> <p>また、全館一括して非常用照明が点灯する回路構成の場合は、不足電圧継電器の設置箇所を電気図面等により調べ、電気室等において予備電源回路への切替えを点検する。</p> <p>3) 自動検査機能を有する非常用の装置の点検</p> <p>①自動検査機能について            自動検査機能とは、器具本体に搭載されているスイッチや、リモコンによる起動操作等により、蓄電池を放電（非常点灯）させ、定格時間経過後に放電基準電圧以上であることを判定する機能で、（一社）日本照明工業会規格JIL5501（非常用照明器具技術基準）に2009年に位置付けられた「自動点検機能」に該当するものとして、近年普及が進んでいる。</p> <p>②自動検査機能による点検</p>	

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>自動検査機能を有する非常用の照明装置にあっては、予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能の点検は本機能により行い、器具本体に搭載されている緑色に点灯する「充電モニタ」の非常点灯終了後の表示により判定を行う。</p> <p>点検結果のモニタ表示は、正常であれば点灯し、蓄電池の寿命であれば正常な蓄電池に交換するまで点滅する。</p> <p>③自動検査機能による点検の注意点</p> <p>自動検査機能による点検手順は、各メーカーにより異なる点や、共通点があり、詳細は各メーカーのカタログ、取扱説明書等を参照されたい。</p>	
(2)	照度	照度の状況	<p>避難上必要となる部分のうち最も暗い部分の水平床面において低照度測定用照度計により測定する。ただし、自動検査機能を有し、非常時のみLEDランプが点灯するものにあつては、自動検査機能による検査終了後における表示等により確認することで足りる。</p>	<p>30分点灯後の水平面照度が、常温下で床面において1lx(蛍光灯又はLEDランプを用いる場合にあつては2lx)以上あること。</p> <p>1) 非常用照明器具の照度(測定値)の半定 非常用照明器具の照度(測定値)が次の式を満足することを確認する。</p> $\text{照度(測定値)} \geq \text{規定照度}$ <p>この式において、照度(測定値)は、非常用照明器具を30分間点灯させた後の照度とし、規定照度は白熱灯で1lx、蛍光灯又はLEDランプで2lxである。</p> <p>2) 測定方法 照度の測定は、JIS C 7612(照度測定方法)に準拠し、物理的測定方法によって床面の水平面照度(Lx)を測定する。測定の際の非常用の照明の照明装置の電源は、予備電源によるものとする。</p> <p>3) 測定時刻 測定時刻は、測定を正確に行うため、外光の影響を受けない夜間等に行うことが望ましい。</p> <p>4) 照度測定位置「照度」</p>	<p>昭和45年建設省告示第1830号第4第一号の規定に適合しないこと。</p>

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>測定位置は、光源から遠く、廊下、階段、非常用エレベーターのロビー及び居室の出入口等、主として避難を行う際に重要な位置を中心に選定する。なお、居室等の隅角部や柱の影等で、避難上支障のない部分は、規定照度以下でもよい。</p> <p>5) 自動検査機能を有する非常用の照明装置の点検</p> <p>①非常時のみ LED ランプが点灯する非常用の照明装置</p> <p>自動検査機能を有し、非常時のみ LED ランプが点灯するもの(専用形、組込み形)の照度の状況の点検は、低照度測定用照度測定には依らず、「点検事項 2・(1) 予備電源への切替え及び器具の点灯の状況並びに予備電源の性能」における自動検査機能を有する非常用の照明装置の点検結果を準用し行う。</p> <p>この照度測定を不要とする措置は、非常時のみ点灯する LED ランプに使用する LED は、一般灯に使用する LED と異なり、非常用の照明装置が寿命を迎えるまでの点灯時間が短く、光束はほとんど低下しないことによるものである。</p> <p>②非常時のみ LED ランプが点灯する非常用の照明装置以外の器具</p> <p>自動検査機能を有していても、光源が LED ランプ以外のもの、光源が LED でも併用形のもの、低照度測定用照度計により照度測定を行う。</p> <p>なお、これらの非常用の照明装置の照度測定においては、自動検査機能が非常用光源の消灯など定格時間経過後に常用の状態に戻す制御を行うことから、当該検査機能による非常点灯中(定格時間内)に行う。</p>	

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				6) 法第68条の25第1項に規定する認定を受けた構造方法による非常用の照明装置の点検 国土交通大臣の認定を受けた非常用の照明装置の点検は、構造方法等の認定申請の際に添付される図書に記載されている点検の方法によるものとする。	
(3)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	非常用の照明装置の照明が、周囲の障害物(物品等が置かれること。)により妨げられていないこと。 非常用の照明装置の周辺に物品を放置することは、非常時に停電した際の安全かつ円滑な避難行動を阻害するほか、光源がハロゲン電球の場合、電球の発熱最高温度は約440℃近くにも達するため、非常用の照明器具の周辺に可燃物を存置することで、電気設備点検を実施するための全館停電の際に、火災が起こる危険性があることについても留意する必要がある。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
(4)	分電盤	非常用電源分岐回路の表示の状況	目視等により確認する。	電源別置形非常用照明器具の非常用分電盤の分岐回路に非常用の照明装置である旨の表示があること。	非常用の照明装置である旨の表示がないこと。
(5)	配線	配電管等の防火区画の貫通措置の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	目視等又は触診により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	配電管等が防火区画を貫通している場合は、当該管と防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋められていること。 配電管等は面積区画、異種用途区画、高層区画、堅穴区画、スパンドレル、防火壁、界壁、防火上主要な間仕切壁等を貫通する場合、区画されたパイプシャフト等の中にある場合を除き、次のいずれかに適合すること。 1) 貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両端1m以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。	令第112条第20項又は令第129条の2の4第1項第七号の規定に適合しないこと。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				2) 配電管の材質が難燃材料又は硬質塩化ビニルで、「平成12年建設省告示第1422号」に規定する外径未満のものであること。 3) 防火性能に関して国土交通大臣の認定を取得した材料であること。	
3	電源別置形の蓄電池及び自家発電装置				
(1)	配線	照明器具の取付けの状況及び配線の接続の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視等により確認する。	隠蔽部分及び埋設部分以外の部分において、電源別置形の照明器具の口出線と電気配線は直接接続されており、その途中にコンセント・スイッチその他これに類するものはないこと。また、劣化がないこと。 なお、不点灯である照明器具がある場合、天井隠蔽の配線部分であっても、点検口等から確認できる範囲を断線等が無い、配線の状況を確認することが望ましい。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
(2)		電気回路の接続の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて回路計により測定する。	1) 電源別置形の電気配線は、他の電気回路（電源又は誘導灯に接続する部分を除く）に接続していないこと。 2) 電源別置形の電気配線に、一般の者が容易に電源を遮断できる開閉器を設けていないこと。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
(3)		接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理の状況	目視等により確認する。	接続部（幹線分岐及びボックス内に限る。）の耐熱処理が適切であること。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。
(4)		予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	目視等により確認する。	電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次の1)から4)でのいずれかに該当する配線又はこれらと同等以上に防火措置を講じたものであること。 1) 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料とした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線 2) 準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二ロに規定する防火設備で区画され	昭和45年建設省告示第1830号第2第三号の規定に適合しないこと。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				たダクトスペースその他これに類する部分に行う配線 3) 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線 4) MI ケーブルを用いて行う配線	
(5)	切替回路	常用の電源から蓄電池設備への切替えの状況	作動の状況を確認する。	電源別置形器具では常用の電源が断たれた場合、電気室等に設置された切替え装置により予備電源（蓄電池設備又は蓄電池設備＋自家用発電装置）に切替わり、充電を行うことなく30分間継続して非常用の照明装置を点灯できること。 なお、常用の電源から予備電源への切替えるための停電検出継電器（リレー）の位置は、建築物の用途・規模等によって異なるので、あらかじめ電気図面を確認する必要がある。 また、試験時には、停電検出リレーの電源を切り、停電状態にしてリレーの動作試験及び器具の点灯を点検すること。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。
(6)	切替回路	蓄電池設備と自家用発電装置併用の場合の切替えの状況	作動までの時間を確認する。	蓄電池は常用の電源が断たれた直後から自家用発電装置が送電を開始するまで充電を行うことなく非常用の照明装置を点灯させることができること。また、常用の電源から自家用発電装置の電源確立まで、非常用の照明器具の点灯にタイムラグが発生することなく切替わること。	昭和45年建設省告示第1830号第3の規定に適合しないこと。
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)		充電ランプの点灯の状況	目視等により確認する。	一般照明用の点滅スイッチを切断（OFFに）しても、非常用の照明器具の充電ランプ（モニターランプ）が点灯（緑色）していること。	点滅スイッチを切断しても充電ランプが点灯しないこと。
(2)	配線及び充電ランプ	誘導灯及び非常用照明兼用器具の専用回路の確保の状況	目視等により確認する。	消防法に基づく誘導灯と兼用する非常用の照明装置の電気回路に、他の電気回路を接続していないこと。消防法の階段通路誘導灯は、法による非常用の照明装置と兼用している場合に限り、点検の対象となる。	昭和45年建設省告示第1830号第2の規定に適合しないこと。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
5	電源別置形の蓄電池					
(1)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	防火区画(準耐火構造)の床若しくは壁等において配電管等の貫通部分の処理について、防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。 また、貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第七号の規定に適合しないこと。
(2)			蓄電池室の換気の状況	室内の温度を温度計により測定する。	給排気状態が十分で、室内温度が40℃以下であることを確認する。 蓄電池室の換気は、充電時に発生する爆発性ガス(水素ガス)の集積除去及び蓄電池の性能、寿命を確保するため必要である。 第1回目の点検においては、機械換気設備によるものは設計図書等により必要換気量を確認し、風量測定を行う。特に異常がないと判断される場合は、次回の点検から換気設備の動作確認のみを行い、風量の測定は省略できるものとする。	室温が摂氏40度を超えていること。
(3)	蓄電池	蓄電池等の状況	蓄電池の設置の状況	目視等又は触診により確認する。	1)蓄電池の電槽・蓋に亀裂、変形等の損傷、液漏れ等がないこと。 2)キュービクル、架台、接続板、接続線端子等に腐食がないこと。 ※非常用の照明装置の予備電源として用いられる蓄電池の点検に当たっては、点検対象建築物に設置されている蓄電池の種類、構造及び特性を十分理解して行なわなければならない。特に、蓄電池を含む直流電源装置は、技術の進歩が著しいので製造者の取扱説明書を熟読する必要がある。現在、用いられている蓄電池には大別して鉛蓄電池とアルカリ蓄電池がある。 また、極板形式、排気構造(ベント形及び制御弁式)により分類できる。	変形、損傷、腐食、液漏れ等があること。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(4)		蓄電池の性能	電圧	電圧計により測定する。	蓄電池の総電圧及びセル電池の端子電圧が正常であること。	電圧が正常でないこと。
(5)		蓄電池の性能	電解液比重	比重計により測定する。	電解液比重が適正であること。	電解液比重が適正でないこと。
(6)			電解液の温度	温度計により測定する。	電解液の温度が45℃以下であること。	電解液の温度が摂氏45度を超えていること。
(7)	蓄電池	充電器	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	防火区画(準耐火構造)の床若しくは壁等において配電管等の貫通部分の処理について、防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。また、貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第七号の規定に適合しないこと。
(8)			キュービクルの取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	1) キュービクル本体は、基礎又は架台に堅固に取付けられていること。 基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。 ①基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や、浮き上がりがないこと。 ②架台・アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。また、ナットの締め付けは緩んでいないこと。 2) 屋外設置のキュービクル式においては、本体に著しい腐食がないこと。	取付けが堅固でないこと。
6	自家用発電装置					
(1)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	防火区画(準耐火構造)の床若しくは壁等において配電管等の貫通部分の処理について、防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められていること。また、貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4第1項第七号の規定に適合しないこと。
(2)			発電機の発電容量	予備電源の容量を確認する。	1) 自家用発電装置に接続される非常用の照明設備・排煙設備等の合計の負荷容量に比べ、	自家用発電装置の出力容量が少なく、防災設備を30分以上運転できないこと。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				1) 自家用発電装置の出力容量のほうが大きいこと。 2) 自家用発電装置により、防災設備が30分以上運転できること。	
(3)		発電機及び原動機の状況	目視等又は触診により確認する。	1) 発電機及び原動機の端子部の締付けが堅固であること。 2) 発電機及び原動機の配管又は配線・計器類に破損及び取付け不備等がないこと。 3) 計器盤又は制御盤の表示ランプが点灯すること。 4) 原動機又は燃料タンクの周囲に油漏れ等がないこと。	端子部の締め付けが堅固でないこと、計器若しくは制御盤の表示ランプ等に破損があること又は原動機若しくは燃料タンクの周囲に油漏れ等があること。
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	目視等により確認する。	1) 燃料タンク及び冷却水槽の貯蔵量は、原動機の30分間以上の連続運転に必要な量があること。燃料タンクは、槽の外部に内部液面を表示するレベル計が設けられているので、この表示より内部貯蔵量を確認する。減圧水槽及び地下タンクは、発電機盤等においてそれぞれの減液警報の表示が出ていないことを確認する。 2) 原動機の潤滑油は、機器に表示された適正な範囲内の量があること。	燃料タンク若しくは冷却水槽の貯蔵量が少なく30分以上運転できないこと又は潤滑油が機器に表示された適正な範囲内にないこと。
(5)		始動用の空気槽の圧力	圧力計を目視等により確認するとともに、聴診により確認する。	1) 空気槽は、同一容量のものが2本設けられていること。 2) 空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2～2.9MPa、低圧側で0.7～1.0MPaに維持されていること。 3) 空気槽の圧力低下により警報を発すること。 4) 1本の空気槽を用いての始動可能回数は、原動機と発電機を直結した状態で、配電盤操作により3回以上できること。 5) 空気槽の底にごみや水分等が溜まっていることがあるので定期的に清掃を実施していること。	空気槽の自動充気圧力が、高圧側で2.2から2.9MPa、低圧側で0.7から1.0MPaに維持されていないこと又は圧力が低下しても警報を発しないこと。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(6)	自家用発電装置	自家用発電装置等の状況	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	目視等により確認するとともに蓄電池電圧を電圧計により測定する。	<p>1) セル始動用蓄電池の電圧は、定格電圧(24V又は12V)以上であること。</p> <p>2) セル始動用蓄電池の電解液量は、機器に表示された適正量があること。</p> <p>3) セル始動用蓄電池と電気ケーブルとの接続部に緩み、漏液による変色等がないこと。</p> <p>※検査例</p> <p>1) 電圧計(テスター)で測定し確認する。</p> <p>2) 電解液の液面位を点検する。</p> <p>3) 管理基準 全セルの電解液面が最高液面線と最低液面線の間範囲にあること。ただし、ベント形(触媒栓付)鉛蓄電池の補助電極式の場合は、極板上縁より10mm以上の位置にあること。</p> <p>①電解液面は全セルが、およそ同一レベルにあればよい。特定のセルのみが減少している場合は、その液面が最低液面以上にあっても異常と考える。</p> <p>②電解液面が、およそ同一レベルにあっても、液面が最高液面から最低液面に急激に低下する現象(おおよそ2ヶ月程度で低下)が見られる場合は、蓄電池の異常が考えられる。</p> <p>4) 電解液の減少について</p> <p>①ベント形(触媒栓無)の場合 電解液は蒸発と水の電気分解により減少する。電解液の減少速度は、蓄電池の充電状態の判断材料となり、その減少が非常に少ないときは、蓄電池が十分充電されていないことが考えられる。また、減少が多いときは、蓄電池の過充電が考えられる。このような場合は、充電電圧の調整が必要となる。</p> <p>②ベント形(触媒栓付)の場合 電解液は触媒栓の働きによって長時間にわたり補水する必要がない。しかし、極めて長期間にわたる使用によって又は何らかの原因で、電解液が最低液面線まで低下した場合は、精</p>	電圧が定格電圧以下であること、電解液量が機器に表示された適正量より少ないこと又は電気ケーブルとの接続部に緩み、液漏れ等があること。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
				製水を補充し、最低液面線より下がらないようにする。		
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	目視等により確認する。	<p>燃料、冷却水及び空気管等の配管類の接続部等に漏洩等がないこと。</p> <p>1) 燃料油系統配管 内燃機関の燃料は、燃料小出槽(サービスタック)→フィルター→燃料ポンプ→燃料噴射ポンプを經由して燃料室へ供給される。燃料の供給は原動機の回転数をガバナによって検出し、燃料調整軸を作動させ、噴射量を調整している。</p> <p>2) 冷却水系統配管 原動機の冷却方式は、空冷式と水冷式に分けられ、水冷式にはラジエーター冷却方式、清水冷却方式及び熱交換冷却方式がある。また清水冷却方式には使用した冷却水を放流する放流式、循環使用する水槽循環式及びクーリングタワー式(冷却塔式)がある。</p>	配管の接続部等に漏洩等があること。	
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	目視等により確認する。	<p>1) 発電機盤、自動制御盤等の計器類(回転計、油圧計、電圧計、電流計、周波数計、水温計及び油温計)、スイッチ類等に指示不良又は損傷等がないこと。</p> <p>2) 自家発電装置の運転中、発電機盤、自動制御盤等の転表示ランプ類に不点灯等の故障がないこと。</p> <p>3) 各制御機器の表示ランプが適正に点灯すること。</p>	発電機盤、自動制御盤等の計器類、スイッチ等に指示不良若しくは損傷があること又は運転表示ランプが点灯しないこと。	
(9)	自家発電装置	自家発電装置等の状況	自家発電装置の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	<p>1) 発電機、原動機を含め発電装置本体は、基礎又は架台に堅固に据付けてあること。 基礎、架台等に関しては、下記事項を点検する。</p> <p>①基礎部分のコンクリートには、大きな亀裂や浮き上がりがないこと。</p> <p>②架台、アンカーボルトには、変形や著しい腐食がないこと。また、ナットの締付けは緩んでいないこと。</p>	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準											
				2) 屋外設置の発電装置にあつては、本体等に著しい腐食がないこと。 3) 保守点検のために発電装置の周囲に、おおむね 60cm 以上の空間が設けられていること。												
(10)		自家用発電機室の給排気の状態（屋内に設置されている場合に限る。）	室内の温度を温度計により測定するとともに、作動の状態を確認する。	1) 給排気状態が十分に行われ、自家用発電装置室の室内温度が 40℃以下であること。 2) 自家用発電装置室の給排気ファンが、単独又は発電機と連動して運転されること。	給排気状態が十分でなく室内温度が摂氏 40 度を超えていること又は給排気ファンが単独で若しくは発電機と連動して運転できないこと。											
(11)		接地線の接続の状況	目視等により確認する。	発電機本体又は配電盤の接地端子部分に接地線の緩み又は著しい腐食がないこと。	接続端子部に緩み又は著しい腐食があること。											
(12)	自家用発電装置等の状況	絶縁抵抗	絶縁抵抗計により測定する。	使用電圧が低圧の電路の電線相互間及び電路と大地との間の絶縁抵抗は、開閉器又は過電流遮断機で区切ることのできる電路ごとに、下表の左欄に掲げる電路の使用電圧の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値以上であること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">回路電圧</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300V 以下</td> <td>対地電圧（接地式電路において電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。）が 150V 以下の場合</td> <td>0.1MΩ</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>0.2MΩ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">300V を超えるもの</td> <td>0.4MΩ</td> </tr> </tbody> </table>	回路電圧		絶縁抵抗値	300V 以下	対地電圧（接地式電路において電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。）が 150V 以下の場合	0.1MΩ	その他の場合	0.2MΩ	300V を超えるもの		0.4MΩ	測定結果が電気設備に関する技術基準を定める省令第 58 条の規定値を下回っていること。
回路電圧		絶縁抵抗値														
300V 以下	対地電圧（接地式電路において電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。）が 150V 以下の場合	0.1MΩ														
	その他の場合	0.2MΩ														
300V を超えるもの		0.4MΩ														
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	作動の状態を確認する。	常用の電源（商用電源）から予備電源（自家用発電装置電源）への切替えが、正常に行えること。 ※常用の電源と予備電源の切替えについて 電源の切替えは、変圧器の 1 次側で切替る高圧切替えと変圧器の 2 次側で切替る低圧切替えがある。常用の電源（商用電源）と予備電源（自家用発電装置電源）の並列運転は、一般	予備電源への切替えができないこと。											

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>的には行わないのが原則であり、常用の電源の遮断器と自家用発電装置用遮断器は同時に投入されないよう、電氣的又は機械的インターロックが施されている。切替えの点検は、電気図面をよく調べ、停電検出リレー等により行なう（制御回路のみの操作による場合は電気事故の発生も考えられるので、必ず停電検出に係る遮断器を開放して行うこと）。なお、高圧切替の点検は、自主検査記録等を確認することにより省略するものとする。</p> <p>注)インターロックとは常用の電源と予備電源が同時に投入されると電気事故の発生のおそれがあるので、一方の電源が入っているとき他方の電源が入らない機構をいう。</p>	
(14)		始動の状況	作動の状況を確認する。	<p>1) 自家用発電装置の始動は、空気始動及びセル始動により正常に行えること。</p> <p>2) 自家用発電装置定格電圧が始動から40秒以内（10秒始動にあつては10秒以内）に確立すること。</p> <p>※参考</p> <p>1) 自家用発電装置の始動・停止法では、非常時における自家用発電装置の手動始動は認めていない。</p> <p>2) 自家用発電装置の種類 自家用発電装置には電圧が確立し、負荷に電力を供給するまでの時間が40秒のものや10秒のものがある。</p> <p>3) 自家用発電装置の始動特性</p> <p>4) 発電機盤、自動始動盤の状態 発電機盤は、発電機の定格電圧の電圧区分により構成機器が異なり、その主たる部分は発電機に係る計器、遮断器等の電気機器で構成されるのに対し、自動始動盤は、主として原動機の運転停止に係る機器で構成される。</p> <p>小容量の自家用発電装置の場合は、発電機盤と自動始動盤一体の盤構成となっている例</p>	空気始動及びセル始動により作動しないこと又は電圧が始動から40秒以内に確立しないこと。

(非常用の照明装置)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					<p>が多い。また、セル始動用蓄電池設備がある場合は、直流電源装置盤(充電器及び蓄電池)として列盤となっている例が多い。</p> <p>なお、燃料移送ポンプ用電動機、冷却水ポンプ用電動機等の各種の電動機補機盤が別に設けられているのが一般的である。</p> <p>点検時においては、所定の電圧及び周波数が発生しているか、切替スイッチの状態、表示灯に球切れはないか等に注意して点検する。</p> <p>5)ディーゼル機関の予熱制御回路の状態</p> <p>予熱分岐回路を遮断した場合バッテリー予備電源に切替わるか、また、原則として予熱コイル設置部は暖機状態になっているかに注意し点検する。ディーゼル機関(予熱副室付き)には、始動性能をよくする目的で各シリンダーに予熱栓(着火促進ヒーター)がある。赤熱時間を短縮するために、外部電源により予熱栓を定格電圧1/2程度の電圧で加熱している。機関始動時には、直流電源DCに切替り予熱栓を赤熱する(機関によっては、始動時のみ予熱栓に電圧をかけているものもある。)</p>	
(15)	自家用発電装置	自家用発電装置の性能	運転の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	自家用発電装置の運転中に異常な音、異常な振動等が発生していないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。
(16)			排気の状況	目視等により確認する。	<p>1) 自家用発電装置の運転中に、排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがないこと。</p> <p>2) 排気管の末端部分に鳥の巣等又は障害物がないこと。</p>	排気管、消音器等の変形、損傷、き裂等による排気漏れがあること。
(17)			コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	作動の状況を確認する。	コンプレッサー(能力)、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の運転中に異常な音、異常な振動、異常な過熱等が発生していないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること。

5項(2)から(6)まで並びに6項(3)から(8)まで及び(10)から(17)までについては、前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
1	飲料用の配管設備及び排水設備				
(1)	飲料用配管及び排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	配管の取付けの状況	目視等により確認する。	配管は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障がない構造とし、架台等(支持構造部材等)に堅固に取付けられていること。	平成12年建設省告示第1388号第4第一号の規定に適合しないこと。
(2)		配管の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	1) 配管に著しい腐食及び配管から漏水がないこと。 2) 配管の継手部分(エルボ、フランジ等の部分)に著しい腐食又は不具合による漏水がないこと。	配管に腐食又は漏水があること。
(3)		配管が貫通する箇所の損傷防止措置の状況	目視等により確認する。	建築物の部分を通って配管する場合には、当該管通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置が取られていること。	平成12年建設省告示第1388号第4第二号の規定に適合しないこと。
(4)		継手類の取付けの状況	目視等により確認する。	管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合には、伸縮継手又は加撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置が取られていること。また、継手類が堅固に取付けられていること。	平成12年建設省告示第1388号第4第三号の規定に適合しないこと。
(5)		保温措置の状況	目視等により確認する。	1) 配管は、水質、温度その他特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造であること。 2) 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置が取られていること。	令第129条の2の4第1項第五号又は第2項第四号の規定に適合しないこと。
(6)		防火区画等の貫通措置の状況	目視等により確認する。	1) 構造耐力上主要な部分を貫通して配管している場合は、建築物の構造耐力上支障を生じさせていないこと。 2) 配管が防火区画等(令第112条第20項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁又は防火床、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁)を貫通している場合には、火災が発生した場合に配管経路による延焼を防	令第129条の2の4第1項第二号又は第七号の規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>止する必要性から、次に示すいずれかの構造に適合するものであること。</p> <p>①貫通する部分及び貫通する部分からそれぞれ両端1m以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。</p> <p>②配管の材質が難燃材料又は硬質塩化ビニール管で、管の外径が平成12年建設省告示第1422号の表に示される数値未満のものであること。</p> <p>③防火性能に関して国土交通大臣の認定を受けたものであること。</p> <p>また、配管と防火区画貫通部分のスリーブ穴との隙間には、モルタル等の不燃材料が充填されているか又は不燃材料の脱落等がないことを確認する。</p>	
(7)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	配管の支持金物	目視等により確認する。	<p>1) 配管の支持金物は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造であること。</p> <p>2) 管を支持し、又は固定する場合には、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置が講じられていること。</p>	平成12年建設省告示第1388号第4第一号又は第四号の規定に適合しないこと。
(8)	飲料用配管及び排水配管（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	飲料水系統配管の汚染防止措置の状況	目視等により確認する。	<p>1) 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。）とその他の配管設備とは、直接連結（クロスコネクションという。）されていないこと。なお、直結給水方式等、水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備は、本点検事項の対象外となる。</p> <p>2) 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離（吐水口空間）を適当に保つ等、有効な水の逆流防止のための措置が講じられていること。</p>	令第129条の2の4第2項第一号又は第二号の規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				3) 吐水口空間を確保することが不可能な場合にはバキュームブレーカが設置されていること。バキュームブレーカには大気圧式と圧力式があり、各々取付け位置が異なることに留意すること。	
(9)		止水弁の設置の状況	目視等により確認する。	給水立て主管からの各階への分岐管等主要な分岐管には、分岐店に近接した部分で、かつ、操作を容易に行うことができる部分に止水弁が設けられていること。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号ロの規定に適合しないこと。
(10)		ウォーターハンマーの防止措置の状況	目視等により確認する。	ウォーターハンマー(水撃作用)が生ずるおそれのある場合においては、エアチャンバーを設ける等有効なウォーターハンマー防止のための措置が講じられていること。ウォーターハンマーが起きていないかヒアリングし、実際に水栓の急閉止等を行って点検する。	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号イの規定に適合しないこと。
(11)		給湯管及び膨張管の設置の状況	目視等により確認する。	給湯管又は膨張管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等の有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置が講じられていること。また、給湯管は、空気だまりや円滑な流れの妨げとならないように配管の勾配が十分にとられていること、膨張管は、水の熱膨張による圧力を逃すためのものであり、配管の途中に弁が取付けられていないことを併せて点検することが望ましい。	平成12年建設省告示第1388号第4第四号の規定に適合しないこと。
<b>2</b>	<b>飲料水の配管設備及び排水設備</b>				
(1)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	1) 給水タンク又は貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)が建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設けられている場合においては、次の措置が講じられていること。 ①外部から、給水タンク等の天井、底又は周壁の保守点検を容易、かつ、安全に行うことができるように設けられていること。給水タンク等の場合、保守点検用の寸法が、周囲、下面	昭和50年建設省告示第1597号第1第二号イ又はロの規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>で60cm以上、上部で100cm以上確保されていること。</p> <p>②給水タンク等の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用していないこと。</p> <p>③給水タンク等の内部には飲料水の配管設備以外の配管設備が設けられていないこと。</p> <p>④内部の保守点検を容易、かつ、安全に行うことができる位置に、次に定める構造としたマンホールが設けられていること。ただし、給水タンク等の天井が蓋を兼ねる場合においては、この限りでない。なお、マンホールの蓋は密閉式(防水型)、二重蓋等を用い、給水タンク内の水を汚染させない構造とすることが望ましい。また、給水タンク等は、みだりに開閉できないように施錠できるものとする。</p> <p>a) 内部が常時加圧される構造の給水タンク等(以下「圧力タンク等」という。)に設ける場合を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立ち上げること。</p> <p>b) 直径60cm以上の円が内接することができるものとする。ただし、外部から内部の保守点検を容易、かつ、安全に行うことができる小規模な給水タンク等にあつては、この限りでない。</p> <p>⑤最下階の床下その他浸水によりオーバーフロー管から水が逆流するおそれのある場所に給水タンク等を設置する場合にあつては、浸水を容易に覚知することができるよう浸水を検知し、警報する装置の設置その他の措置を講じられていること。</p> <p>⑥給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和設備等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置が講じられていること。</p>	

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>2) 給水タンク等が1) 以外の場所に設けられている場合においては、次の措置が講じられていること。</p> <p>①給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜き管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満である場合においては、1) の①、③から⑤までに定めるところによること。</p> <p>② ①以外の場合においては、1) の③から⑤までに定めるところによること。</p>	
(2)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等の設置の状況	目視等により確認する。	<p>給水タンク等の通気管、水抜き管、オーバーフロー管等は、次の基準に適合すること。給水タンク等はオーバーフロー管と通気管が設置され、外部に常時開放した状態となっており、これらの管によりタンクへの通気性が確保されているが、管の開口部からのほこり、ねずみ、害虫等、衛生上有害物の侵入を防止する措置が講じられていなければならない。また、水抜き管を設けるなど内部の保守点検を容易に行うための措置が必要である。</p> <p>1) 通気管 圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造（防虫網等）の通気のための装置が有効に設けられていること。ただし、有効容量が2 m<sup>3</sup>未満の給水タンク等については、この限りではない。</p> <p>2) 水抜き管 保守点検等を行う際に、タンク内の水を排除できるよう給水タンク等の下部に水抜き管が設けられていること。また、水抜き管の管端は一般排水に直接接続せず排水管との間に排水口空間が設けられていること。</p> <p>3) オーバーフロー管</p>	昭和50年建設省告示第1597号第1第一号又は第二号の規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>圧力タンク等を除き、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管が設けられていること。</p> <p>①オーバーフロー管には、給水タンク等にほこりその他衛生上有害なものが入らないために防虫網等が取り付けられていること。オーバーフロー管の開口部に設ける防虫網等は、オーバーフロー管の開放性を損なう(オーバーフロー管の大きさに開放している部分の面積を狭めること等) ことのないように設置する。</p> <p>②オーバーフロー管と排水管との間に排水口空間が設けられていること。なお、排水口空間については、150mm以上確保することが標準とされている。</p>	
(3)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ	給水タンク等の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	<p>1) 給水タンク等で金属製のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置が講じられていること。</p> <p>鋼板製のタンクは内外面の腐食防止のために防食塗装が必要である。給水タンクの内面塗装は衛生上支障のない塗料により塗装されていなければならない。一体型のものは、エポキシ樹脂コーティングされているものが多い。また、パネル型にあつてはナイロン樹脂粉末コーティングされたものが多い。塗装状態によってはピンホールや剥離が起き、腐食が発生することがある。</p> <p>ステンレス鋼板製の場合は、タンク内部の水面上部気相部において水中の塩素が濃縮し腐食することがあるので、その部分を塗装する等の措置が必要である。また気相部を樹脂コーティングしたタンクもある。</p> <p>2) 給水タンク等の本体から漏水していないこと。</p>	令第129条の2の4第2項第五号の規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(4)		給水用圧力タンクの安全装置の状況	作動の状況を確認する。	1) 圧力タンクには、安全弁、圧力計、圧力スイッチ等の安全装置が設けられていること。 2) 安全弁、圧力計、圧力スイッチ等が規定の圧力で作動していること。	令第129条の2の4第1項第四号の規定に適合しないこと。
(5)		給水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	1) 給水ポンプ運転中に異常な音、異常な振動、異常な過熱がないこと。 2) 給水ポンプの圧力計の指示値、電動機の電流計の指示値は仕様書等に規定されている値であること。 3) 給水ポンプ停止時に配管が振動するようなウォーターハンマーが生じていないこと。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。
(6)	飲料用の給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びに給水ポンプ	給水タンク及びポンプ等の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	1) 給水タンク等、ポンプ、制御盤及び加圧給水装置等の支持構造部及び緊結金物（固定金物、ストッパー等をいう。）で腐食又は腐朽のおそれのあるものには、有効なさび止め又は防腐のための措置が講じられていること。また、支持構造部、緊結金物に発錆がないこと、アンカーボルトが埋め込まれているコンクリート基礎に劣化き裂がないことを併せて確認する。 2) 屋上から突出する給水タンク等その他これらに類するものは、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結されていること。	平成12年建設省告示第1388号第1又は第2の規定に適合しないこと。
(7)		給水タンク等の内部の状況	目視等により確認する。	飲料水用給水タンク内に藻やほこり等衛生上有害なものがないことを点検する。	藻等の異物があること。
(8)	給湯設備（循環ポンプを含む。）	給湯設備（ガス湯沸器を除く。）の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	電気湯沸器、石油湯沸器等の給湯設備は、次の基準に適合すること。 1) 屋上から突出する給湯設備は、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結されていること。 2) 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全上支障のない構造	平成12年建設省告示第1388号第2又は第5の規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>であること。この場合、満水時の給重量が 15 kgを超える給湯設備に係る地震に対して安全上支障のない構造は、以下のいずれかに該当するものであること。</p> <p>①給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は囲いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合。</p> <p>②①以外の場所で、底部を緊結する場合は、設置場所、運転質量、アスペクト比の区分ごとに平成 12 年建設省告示第 1388 号第 5 の表に示すおねじ形あと施工アンカーボルト等の径及び本数であること。</p>	
(9)		ガス湯沸器の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	<p>ガス湯沸器は、次の基準に適合すること。</p> <p>1) 屋上から突出するガス湯沸器は、支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は建築物の構造耐力上主要な部分に緊結されていること。</p> <p>2) 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障がないこと。</p> <p>3) ガス湯沸器の設置位置が引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けられていないこと。ガス湯沸器の設置場所・設置位置の安全性、防火上の離隔距離、保守点検のための空間が確保されているかを確認する。</p>	平成 12 年建設省告示第 1388 号第 2 又は第 5 の規定に適合しないこと又は引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。
(10)		給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視等により確認する。	給湯設備本体に腐食又は漏水がないこと。機械室の給湯機器、湯沸室の給湯器、洗面器下の給湯器、厨房内の給湯器、各住戸のガス給湯器・電気温水器など各種の給湯機器について、腐食がないか、漏水がないかを確認する。	本体に腐食又は漏水があること。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
3	排水設備				
(1)	排水槽	排水槽のマンホールの大きさ	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	排水槽の内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール(直径60cm以上の円が内接することができるものに限る。)が設けられていること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあっては、この限りではない。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ロの規定に適合しないこと。
(2)		排水槽の通気の状態	目視等により確認する。	排水槽には、通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放されていること。	昭和50年建設省告示第1597号第2第二号ホの規定に適合しないこと。
(3)		排水漏れの状況	目視等により確認する。	排水槽に漏れないこと。点検においては、排水槽内のき裂の確認を行なうこと。可能範囲で、排水槽の隣接ピット(湧水槽)に漏水していないか確認する。また、排水槽への汚水の流入(最大24時間程度が望ましい。)が適正な状態で、排水槽内の汚水の水位に変化がないことを確認する。	漏れがあること。
(4)		排水ポンプの設置の状況	目視等により確認する。	1) 排水ポンプの底面が排水槽底面に密着していること。なお、排水ポンプの状態は、排水槽の清掃時に確認することが望ましい。 2) 排水揚水管が排水槽躯体に固定されていること。 3) 運転時にポンプ本体の大きな揺れがないこと。 4) ポンプ本体に腐食・損傷がないこと。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
(5)		排水ポンプの運転の状況	水圧計により測定するとともに、作動の状況を確認する。	1) 排水ポンプの運転中に、異常な騒音・振動がないこと。 2) 排水ポンプの水圧計が適正水圧を示していること。 3) 排水ポンプの電流計が適正值を示していること。	運転中に異常な音、異常な振動等があること又は定格水圧がないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(6)	排水槽	地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況	作動の状況を確認する。	<p>地下街の非常用の排水設備の処理能力及び予備電源の状況は、次の基準に適合すること。</p> <p>1) 排水設備(排水ポンプを含む。以下同じ。)の処理能力は、当該排水設備に係る地下道及びこれに接する地下街の各構えの汚水排水量の合計(地下水の湧出又は地表水の浸出がある場合においては、これを含む。)の2倍の水量を排出し得るものであること。</p> <p>排水ポンプ等の揚水量は汚水流入(計画)量の2倍以上であることを確認する。</p> <p>2) 電源を必要とする排水設備には、予備電源(自動充電装置又は時限充電装置を有する蓄電池(充電を行うことなく30分間継続して排水設備を作動させることのできる容量を有し、かつ、開放型の蓄電池にあつては、減液警報装置を有するものに限る。)自家用発電装置その他これらに類するもの)が設けられていること。</p>	昭和44年建設省告示第1730号第3第3号又は第四号の規定に適合しないこと。
(7)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水の用途	雑用水に着色等を行い、目視等により確認する。	<p>1) 飲料水の配管設備(これと給水系統を同じくする配管設備を含む。)とその他の配管設備とは、直接連結(クロスコネクションという。)されていないこと。</p> <p>2) 排水再利用配管設備は、洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結されていないこと。</p>	令第129条の2の4第2項第一号又は昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ハの規定に適合しないこと。
(8)		雑用水給水栓の表示の状況	目視等により確認する。	<p>排水再利用水の配管設備に接続する給水栓には、誤飲、誤用の防止のための識別として、容易に取外しができないもの、文字表示を消す事のできない注意表示又は表示板が目立つ位置に表示されていること。</p> <p>なお、散水や洗車用の水栓類には、誤飲、誤用の防止のためキー付き水栓とされていることが望ましい。</p>	昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ニの規定に適合しないこと。
(9)		配管の標識等	目視等により確認する。	排水再利用水の配管設備であることを示す表示が見やすい方法で水栓及び配管にされていること。	昭和50年建設省告示第1597号第2第六号ロの規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
(10)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	雑用水タンク、ポンプ等の設置の状況	目視等により確認する。	<p>1) 雑用水タンク、ポンプ等の取付けが堅固であること。 雑用水タンク、ポンプ、制御盤等は、水圧、地震、その他の震動及び衝撃に対して安全上及び構造上支障のないように支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に緊結されていること。</p> <p>2) 雑用水タンク、ポンプ等に著しい腐食、損傷等がないこと。 雑用水タンク、ポンプ本体及び緊結金物(固定金物、ストッパー等をいう。)に発錆や腐食はないか確認する。また、さび止め、防腐のための措置が講じられていることを確認する。</p> <p>3) アンカーボルト等が埋込まれている場合、コンクリート基礎の劣化や、き裂等がないこと。</p> <p>4) 雑用水タンク、ポンプ等から漏水していないこと。</p>	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	
(11)		消毒装置	目視等により確認する。	消毒装置が設置されている場合は、消毒装置の消毒液量は十分確保されていること。また消毒装置は十分に機能していること。	消毒液がなくなり、装置が機能しないこと。	
(12)	その他	衛生器具	衛生器具の取付けの状況	目視等により確認する。	<p>1) 水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置が講じられていること。</p> <p>2) 衛生器具の取付けが堅固であること。 「衛生器具」とは、水を供給するため、液体若しくは洗浄されるべき汚物を受け入れるため、又はそれを排出するために設けられた給水器具(給水栓、洗浄弁など)、水受け容器(便器・洗面器類、流し類など)、排水器具(排水金具類、トラップなど)及び付属品の総称をいう。</p> <p>3) 衛生器具に損傷等がないこと。</p>	令第129条の2の4第2項第二号の規定に適合しないこと、取付けが堅固でないこと又は損傷があること。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(13)	排水トラップ	排水トラップの取付けの状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	<p>排水トラップ(排水内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。)は、次の基準に適合していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 雨水排水管(雨水排水立て管を除く)を汚水排水のための配管設備に連結する場合には、当該雨水排水管に排水トラップが設けられていること。</li> <li>2) 二重トラップとならないように設けられていること。同一排水配管系統で直列に2個のトラップが設けられていないこと。直列に2個のトラップを設けることは、排水の円滑な流れを阻害するので禁止されている。</li> <li>3) 汚水に含まれる汚物等が附着し、又は沈殿しない構造であること。</li> <li>4) 排水トラップの深さ(排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。)は、5cm以上10cm以下(阻集器を兼ねる排水トラップにあつては5cm以上)であること。なお、器具の、利用頻度が少ない場所、乾燥する場所、室内外の気圧差の大きい場所等に存する封水切れが生ずるおそれのあるトラップには、封水を補給するための装置の設置等の対策が必要である。また、流し台に蛇腹付ビニルホース等を利用し、トラップを形成している場合がある。この場合は排水トラップとは認め難いので正規の排水トラップを設置すること。</li> </ol>	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イ、ロ、ハ又はニの規定に適合しないこと。
(14)	阻集器	阻集器の構造、機能及び設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器が設けられていること。</li> <li>2) 阻集器は、汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造であること。</li> </ol>	昭和50年建設省告示第1597号第2第四号イ、ロ又はハの規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				3) 阻集器は、容易に掃除ができる構造であること。	
(15)	排水管	公共下水道等への接続の状況	目視等により確認する。	配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結されていること。	令第129条の2の4第3項第三号の規定に適合しないこと。
(16)		雨水排水立て管の接続の状況	目視等により確認する。	雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管と連結されていないこと。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号への規定に適合しないこと。
(17)		排水の状況	目視等により確認する。	1) 排水勾配が適正に設けられていること。 2) 排水管の直径と勾配は、排水量に対して適切であること。	排水勾配がないこと又は流れていないこと。
(18)		掃除口の取付けの状況	目視等により確認する。	排水管は、掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造となっていること。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号イの規定に適合しないこと。
(19)	排水管	雨水系統との接続の状況	目視等により確認する。	雨水排水管(雨水排水立て管を除く)を汚水排水のための配管設備に連結する場合には、当該雨水排水管に排水トラップが設けられていること。	昭和50年建設省告示第1597号第2第三号イの規定に適合しないこと。
(20)		間接排水の状況	目視等により確認する。	1) 排水管は次に掲げる配管に直接連結されていないこと。 ①冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管 ②滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管 ③給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管 ④給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管 2) 間接排水管に損傷がないこと。 3) 洗面台、流し台等の下部に設置される小型電気湯沸器の逃し弁の排水は、適切な排水口空間を設けて間接排水としていること。	昭和50年建設省告示第1597号第2第一号ロの規定に適合しないこと又は損傷があること。
(21)	通気管	通気開口部の状況	目視等により確認する。	通気管は直接外気に衛生上有効に開放されていること。ただし、配管内の空気が屋内に漏れることを防止する装置が設けられている場合を除く。	昭和50年建設省告示第1597号第2第五号への規定に適合しないこと。

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>1) 直接外気に開放されている場合                      通気管末端の開口部を、当該建築物又は近隣の建築物の出入口、窓、換気口、外気取入口等に近接して開口されている場合は、次の方法によること。</p> <p>①通気管末端部の開口部は、出入口、窓その他の開口部より、少なくとも 600mm 以上立上げる。</p> <p>②上記の各種開口部より 600mm 以上立上げられない場合には、それらの開口部より水平に 3.0m 以上離す。</p> <p>③寒冷地にある建物で、通気管末端の開口部が凍結によって閉塞するおそれがある場合には、開口部の口径は 75mm 以上とする。開口部の口径を大きくする場合には、開口部より 300mm 以上下部で行う。通気立て管又は伸頂通気管の管径が 75mm 以上の場合には、それより一口径大きな管径とする。</p> <p>2) 建築物の屋上が庭園、運動場、物干場等に使用されている場合には、通気管の末端は屋上の床面より人間の背の高さ以上（約 2m）に、屋上を使用していない場合には、屋上の雨水等が通気管内に流入しないような高さ（約 200mm）に立上げられていること。</p> <p>3) 通気管の開口部には、防虫網が設けられていること。</p> <p>4) 排水管内臭気漏れ防止装置が設置されている場合                      伸頂通気管の頂部に設置し、屋内で通気管末端部の処理ができ伸頂通気管内の負圧時に弁が開き、正圧時には弁が閉止して排水管内の空気が室内に漏れ出すのを防止する通気弁が平成 2 年（旧）法第 38 条により認定され、使用条件を付した上で使用が認められていた。本告示のただし書きは、平成 12 年の法改正に</p>	

(給水設備及び排水設備)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				より同認定制度が廃止された際に追加された規定である。	
(22)		通気管の状況	目視等又は嗅診により確認する。	1) 排水槽は、通気のための装置以外の部分から臭気が漏れない構造とすること。 2) 通気管は、排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって封水トラップが破封しないように有効に設けられていること。 3) 通気管は、汚水の流入により通気が妨げられていないこと。 4) 通気管に損傷がないこと。	昭和 50 年建設省告示第 1597 号第 2 第二号イ又は第五号の規定に適合しないこと又は損傷があること。

次の表の左欄に掲げる項目については、それぞれ同表の右欄に掲げる記録がある場合には、(は)欄に掲げる検査方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。

1 項(2)を除く。)、2 項(2)、(3)及び(7)を除く。)並びに3 項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)を除く。)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録
1 項(2)、2 項(2)、(3)及び(7)並びに3 項(2)、(3)、(5)、(11)、(14)及び(22)	前回の検査後にそれぞれ(は)欄に掲げる検査方法と同等の方法で一級建築士等が実施した検査の記録又は前回の検査後に建築基準法令以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録

(防火扉)

防火設備の点検方法、判定基準

防火設備の点検は、別表(イ)欄に掲げる項目に応じ、それぞれ別表(ロ)欄、(ハ)欄に掲げる点検事項・方法により、別表(ニ)欄にかかげる基準に従い、是正の必要性等を判断すること。

別表 防火設備の点検の項目及び項目ごとの点検方法等

番号	(イ)点検項目	(ロ)点検事項	(ハ)点検方法	点検手法	(ニ)判定基準		
(1)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	防火扉の軌跡の範囲内に物品が放置されていないか、又は扉が照明器具や懸垂物等に接触することがないか確認する。 常時閉鎖式の防火扉については、開放させる場合においても、支障となる物品が放置されていないか、又は扉が照明器具や懸垂物等に接触することがないか確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。		
(2)		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	防火扉を閉鎖又は常時閉鎖式の防火扉については開放させて、扉の取付けの状況を確認する。 具体的には、閉鎖又は開放の際に扉のぐらつきや振動がないか目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。		
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	防火扉を閉鎖又は常時閉鎖式の防火扉については開放させて、扉又は枠に著しい腐食がないか、扉の表面材に浮きがないか目視等により確認する。また、扉又は枠に塗料などによる固着や劣化、損傷がないか目視等により確認する。 金物は、錠前、吊り金具及び自閉装置などについて、劣化や損傷又は塗料などによる固着がないか目視等により確認する。 さらに、枠などに気密材のある場合には、気密材の状況も目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。		
(4)	防火扉	常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という。)	固定の状況	目視等により確認する。	目視等により確認する。	常閉防火扉について、くさび、ストッパー又は針金等によって開放された状況に固定され、閉鎖できない状態か目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。

(防火扉)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
<p>(5)</p>	<p>人の通行の用途に供する部分に設ける防火扉</p>	<p>作動の状況</p>	<p>扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、各階の主要な常閉防火扉について、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。</p>	<p>扉の質量による簡易的な運動エネルギーと閉鎖力の確認は「1.簡易な方法」の方法により行い、必要に応じて運動エネルギーの算出と閉鎖力の測定は「2.個別計算方法」の方法により行う。また、正常に開放させた後に自動的に閉鎖することを確認する。</p> <p>1.簡易な方法          運動エネルギーが10J以下、閉鎖力が150N以下となる条件は、防火扉の種類（鋼製建具、鋼製軽量建具、鋼製引き戸、鋼製軽量引き戸）ごとに整理されている。防火扉の重量は扉の幅と高さから推定する。「防火設備定期検査業務基準2025年改訂版（日本建築防災協会編集・発行）」p87～p89の各表において、対象とする扉の高さに該当する行と、扉の幅に該当する列の交点のセルの値が防火扉の重量（推定値）である。セルの色は第1ゾーンから第3ゾーンに分けられており、第1ゾーン及び第2ゾーンについては定められた閉鎖時間であることをストップウォッチ等で測定し確認する。なお、第3ゾーンについては「2.個別計算方法」に従い運動エネルギーと閉鎖力を確認する。</p> <p>2.個別計算方法          (1)運動エネルギーの算出方法  <math display="block">\text{運動エネルギー} = (1/2)MV^2</math>         ここで、運動エネルギーはジュール(J)          Mは扉の質量(kg)、Vは速度(m/s)である。          扉の質量(kg)の測定は実際には不可能であるため、扉の面積1㎡につき40kgとして求めるが、実際の質量がこれより明らかに大きい場合には、実況に応じて求めるものとする。速度(m/s)は、戸先(吊り元と反対側の端部)の円周に沿った距離(m)を、最大に開放した状態から閉鎖するまでの時間(秒)で除して求める。ただし、最大に開放した状態から閉鎖するまでの距離の</p>	<p>昭和48年建設省告示第2563号第1第一号又は第二号イの規定に適合しないこと。</p>

## (防火扉)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					<p>計測が困難な場合において、扉の閉鎖する速度が概ね一定である場合には、計測が可能な位置から防火扉を開放して計測して速度を算出してもよい。</p> <p>(例)90°開放した状態からの作動距離(戸先の円周に沿った距離(m))を、90°開放した状態から閉鎖するまでの時間(秒)で除して求める。</p> <p>なお、ドアクローザやヒンジクローザなど閉鎖装置の劣化や調整不良などにより、最大に開放した状態から閉鎖するまでの速度の方が速い場合もあるため、事前の確認が必要である。引き戸の場合は、全開放した状態からの作動距離(手を放して閉鎖するまでの距離(m))を、閉鎖するまでの時間(秒)で除して求める。</p> <p>(2)閉鎖力の測定</p> <p>閉鎖時に人の頭が挟まれる危険性のある20～30cm手前の位置に戸先がある状態の静荷重を、閉鎖力としてプッシュプルゲージ又はテンションゲージ(ばね秤)等を使用して測定する。</p>	
(6)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器・熱煙複合式感知器及び熱感知器の設置位置が適切か、又は外観に異常がないか目視等により確認する。設置位置は、必要に応じて鋼製巻尺等により壁及び天井面からの距離を測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(7)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(17)の項又は(18)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	熱感知器には加熱試験器、煙感知器(スポット型)には加煙試験器、煙感知器(分離型)には減光フィルター、熱煙複合式感知器には加熱試験器及び加煙試験器を使用し、作動の状況を確認する。感知器が作動すると感知器の確認灯が点滅又は点灯する。試験開始から感知器が定められた時間以内で作動することを確認する。遠隔試験機能付感知器の試験にはメーカーが指定する外部試験器を使用する。	適正な時間内に感知しないこと。

(防火扉)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
				ただし、該当する感知器について、前回の検査以降に消防法令に基づく自動火災報知設備の点検等で同等の方法により実施した検査の記録がある場合は、その記録を適用することができる。 なお、「(17)及び(18)の項の総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本点検項目の内容を(17)及び(18)の項で確認する。 感知器を作動させた時、連動制御器で連動する防火扉の制御区域表示番号を確認し、連動表と照合する。		
(8)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視等により確認する。	温度ヒューズに油脂、埃、塗料などが付着していないか又は温度ヒューズがなく針金などで固定されていないか目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。	
(9)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。	スイッチ類の操作の状況、感知器及び自動閉鎖装置の作動の状況が正常に表示されるか確認する。 スイッチ類及び表示灯の確認は「熱感知器、煙感知器及び熱煙複合式感知器(7)感知の状況」など他の点検項目を実施しながら確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。	
(10)		結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	連動制御器の配線の状況を目視等又は触診により確認する。外部配線接続用端子部に接続してある外部配線に緩みがないか触診により確認すること。 また、端子部に著しい錆等が発生していないか目視等により確認する。著しい錆等が発生していると、導電率が低下して接触不良を起こす又は錆の粉で短絡を起こすおそれがある。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	
(11)	連動機構	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	連動制御器の接地端子に錆、配線の緩み又は接触不良がないか回路計、ドライバー等で確認する。 接地端子の緩みについては、ドライバーで確認し、接地端子と筐体の導通は回路計で確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(12)			予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	連動制御器の交流電源スイッチをOFF側にし、常用電源を遮断して、予備電源に切り替わるか確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。

(防火扉)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(13)	連動機構用 予備電源		劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	連動制御器内にある予備電源に、変形、損傷又は著しい腐食がないか目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(14)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。	連動制御器の操作部にある予備電源の試験スイッチ进行操作し、連動制御器の回路電圧計、回路電圧灯などにより確認する。 また、経年劣化などで予備電源を交換した際に製品表示銘板に記載された仕様と一致していない場合が散見されるので、その場合は特記事項等にその旨を記載し所有者等に報告する。なお、使用予備電源の容量表示が製品表示銘板の指定値未満の場合は容量不足となり、製品表示銘板の指定値より大きい場合は充電できないおそれがある。	容量が不足していること。
(15)	連動機構	自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	防火扉の自動閉鎖装置は、ラッチ式や上枠内蔵式などがある。ラッチ式自動閉鎖装置は、防火扉の壁側表面に扉保持用フックが設置され、防火扉の収納された枠の壁などの部分にラッチ部が設置されるので、開放された防火扉を手で閉じると自動閉鎖装置を見ることができる。上枠内蔵式自動閉鎖装置は防火扉の上部に設置されており、戸袋側上枠内蔵部は戸袋枠の上部の枠内に内蔵され、防火扉の上面には受け金具が設置される。開放された防火扉を手で閉じると戸袋側上枠内蔵部の見え掛かり面を見ることができる。防火扉が上下で分割されている場合があり、上部の防火扉が人の背丈よりも高い位置に設置されている場合には、自動閉鎖装置を容易に目視できるよう足場を用意する。 取付け状況は、自動閉鎖装置の固定ボルトの緩みを目視で確認し、触診によりぐらつきの有無を確認する。劣化の状況は、外観の変形や、損傷状況及び腐食の状況を目視等で確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。

(防火扉)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(16)	連動機構	自動閉鎖装置	再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより作動の状況を確認する。	自動閉鎖装置を作動させた後、連動制御器による復旧操作前に閉鎖状態の扉又は閉鎖途中にある扉を、手で閉鎖前の場所に戻したとき、再び自動閉鎖することを確認する。	防火扉が自動的に再開鎖しないこと。
(17)			防火扉（常閉防火扉を除く。）の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（常閉防火扉及び(18)の項の点検が行われるものを除く。以下この(17)の項において同じ。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉（常閉防火扉及び(18)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(18)	総合的な作動の状況		防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉（常閉防火扉を除く。以下この(18)の項において同じ。）の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	<p>&lt;留意事項&gt;</p> <p>①堅穴区画を有しない建築物の場合は、(18)の項の点検を行う必要はない。また、単体で作動する防火設備により堅穴区画が形成される部分については、(17)の項の点検によって適合性が確認されているため、(18)の項の点検を行う必要はない。</p> <p>②複数の堅穴区画を有する建築物の場合は、(18)の項の点検対象となる堅穴区画の決定にあたり、長期的には全ての堅穴区画が点検対象となるように、前回の点検対象とは異なる堅穴区画を選定するように配慮すること。</p> <p>③(18)の項の点検対象となる防火扉については、重複して(17)の項の点検を行う必要はない。</p> <p>④点検対象となる一の感知器について、当該感知器からの水平距離が10m以内にある連動した防火設備が一斉に閉鎖することを確認すること。</p> <p>⑤防火扉が一斉に閉鎖することから、点検時において、周囲の人（点検に携わる者を含む。）が挟まれるなどの接触事故を引き起こすことがな</p>	防火扉が正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

(防火扉)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				いよう、十分に配慮すること。 ⑥数回の点検で全ての防火区画が点検できるよう計画的に全ての防火区画を対象とし実施すること。	

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(1)	設置場所の 周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	防火シャッターの降下位置に物品が置かれていたり、配管や配線が通過していないか又は防火シャッターの降下の際にシャッターカーテンが照明器具や懸垂物等に接触しないか、目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(2)	防火シャッター 駆動装置 (2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の固定ボルトが緩んでいないか目視等又は触診により確認する。 防火シャッターの開閉時に軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機にぐらつき、振じれ、歪みがないか目視等により確認し、異常音、異常な振動が発生していないか聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		スプロケットの設置の状況	目視等により確認する。	開閉機側と巻取りシャフト側のスプロケットが一直線上にあり、心ずれしていないか確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	軸受け部のブラケットの状態を目視等により確認する。 ベアリング及びスプロケット又はロープ車の摩擦による異常音、異常な振動がないか聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
(5)		ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	ローラチェーンの腐食がないか目視等により確認し、たるみや固着がないか触診により確認する。 防火シャッターの開閉時に、ローラチェーンの異常な振動又は歯飛びがないか目視等、聴診又は触診により確認する。 ワイヤロープの折れ、素線の断線によるささくれがないか目視又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視等により確認する。	防火シャッターを閉鎖させて、変形、損傷、座板固定ねじの欠落又は緩みがないか目視等により確認する。 また、劣化の状況については、著しい腐食がないか目視等により確認する。 さらに、スラットに片流れについても目視等に

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				より確認する。 スラットの固着の状況については、防火シャッターが全開の状態において、連動制御器又は感知器を作動させて、防火シャッターを閉鎖させる際に、目視等により確認する。	
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視等又は触診により確認する。	防火シャッターを閉鎖させて、変形、損傷、固定ボルトに緩みがないか目視等又は触診により確認する。また、劣化の状況については、著しい腐食がないか目視等により確認する。 防火シャッターは、全開若しくは半開の状態では、巻取りシャフトに巻き取られたシャッターカーテンによって遮られて吊り元を見ることができないため、全開状態であることを確認の上、点検を実施する。防火シャッターの吊り元は、シャッターカーテンの最上部に設置されているが、防火シャッターの開口幅によって、設置箇所数が異なり、一般に開口幅の大きい方が設置箇所が多くなる。 点検する場合は、状況に応じて、ケース板をはずす又はケース板を一部外すなどをする。ケース内が暗い場合があるので、吊り元を電灯などで照らすなどして、その状況を目視等や触診により確認する。 なお、点検終了後は、ケースを元の位置に戻し確実に復帰措置を行う。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(8)	防火シャッター	ケース	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	ケースに外れがあること。
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>や腐食がないか確認する。                      ガイドレールは、表に露出した部分のみならず、溝部分も確認する。                      特に溝の下部には、閉鎖の支障となる障害物が溜まっている場合があるので確認する。                      ガイドレールはステンレス製と鋼製とがあるが、鋼製については特に下部の腐食の状況を確認する。また、遮煙性能を有する防火シャッターの場合は、防火シャッターを閉鎖させた状態で、シャッターカーテンとガイドレールの遮煙材との隙間がないか又はシャッターカーテンとまぐさの遮煙材との隙間がないか確認する。                      ガイドレール及びまぐさの遮煙材の材質は、不燃、準不燃又は難燃材料のクロス製のものや、ゴム製のものがある。                      遮煙材は、ガイドレールの下端から上端まで設けられ、まぐさには左右の端まで設けられており、ガイドレールとまぐさの遮煙材は、シャッターカーテンに対して片側だけに設けられている。なお、ガイドレールには遮煙材のないものもある。                      遮煙材の状況を確認する場合、ガイドレール及びまぐさの奥側にあるため、暗くて損傷の状況が分かりにくい場合があることや、遮煙材の色が濃くてその損傷の状況が見えにくい場合があることから、電灯などで照らして遮煙材の状況を確認する。</p>	
(10)	危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視等により確認する。	危害防止用連動中継器の配線に劣化、損傷又は脱落がないか目視等により点検する。 <留意事項> ・危害防止用連動中継器の配線の状況の確認を行う場合は、感電の恐れを回避するために電源を遮断すること。	劣化、損傷又は脱落があること。
(11)	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	目視等により確認する。	危害防止用連動中継器は、火災時に連動制御器や手動閉鎖装置からの作動信号を受けて自動閉	変形、損傷又は著しい腐食があること。

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					<p>鎖装置に電源を供給する装置であり、予備電源は停電時でも電源を供給するためのものである。これらが正常に作動しないと、火災時に防火シャッターが閉鎖しない状況が発生するので、危害防止装置用予備電源が劣化又は損傷していないかを確認する。</p>	
(12)			<p>危害防止装置用予備電源の容量の状況</p>	<p>予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。</p>	<p>危害防止用連動中継器は、火災時に連動制御器や手動閉鎖装置からの作動信号を受けて自動閉鎖装置に電源を供給する装置であり、予備電源は停電時でも電源を供給するためのものである。これらが正常に作動しないと、火災時に防火シャッターが閉鎖しない状況が発生するので、予備電源試験スイッチ等を操作して予備電源容量が不足していないかを確認する。</p>	<p>容量が不足していること。</p>
(13)	<p>防火シャッター</p>	<p>危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）</p>	<p>座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況</p>	<p>目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。</p>	<p>座板感知部の作動の状況の確認は「(14)作動の状況」の点検の中で行い、座板が床より1,500mmの位置で座板感知部を作動させ防火シャッターが停止するかを確認する。 座板感知部は、人や物を感知すると開閉機のブレーキを制御する装置(危害防止用連動中継器及び自動閉鎖装置等)に信号を出力し、自重降下中の防火シャッターを停止させる装置である。 &lt;留意事項&gt; ①点検開始前に、点検する防火シャッターの周囲に人や物がないことを確認し、「検査中 立入禁止」等の表示を行うとともに、安全柵等で安全を確保すること。 ②点検員以外が防火シャッターを作動させ検査員等が挟まれる危険を回避するために、押しボタンスイッチ等の起動スイッチに検査中であることを表示をすること。 ③座板感知部が作動せず防火シャッターが停止しないことを想定し、挟まれ防止のため防火シャッターの降下位置に留まらないこと。</p>	<p>変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。</p>

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(14)	防火シャッター  危害防止装置（人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。）		作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	平成16年6月に防火シャッターに児童が挟まれる重大事故が発生したことを契機に、平成17年7月の建築基準法施行令に基づく昭和48年建国第2563号（最終改正 令和2年4月1日）では、防火扉を含めた防火設備全体に対して、「周囲の人の安全を確保できるものであること」を規定した。具体的には、防火設備が人に接触した場合に自動的に停止するなど、「閉鎖作動時における危害防止機構等」の装着が義務付けられた。昭48年建告第2563号により、防火シャッターの閉鎖に関して基準が定められている。 ①シャッターカーテンの質量(kg)に防火シャッターの閉鎖時の速度(m/秒)の二乗を乗じて得た値が20以下となるもの。(運動エネルギーが10J以下) ②人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が5cm以下であり、かつ、接触した人が防火シャッターから離れた後に再び閉鎖又は作動する構造であるもの。 以上については以下の①、②により確認を行う。 ①運動エネルギーは、防火シャッターの自重降下時の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量と測定した閉鎖時間により算出する。点検における確認方法は下記の「運動エネルギーの簡易確認方法」による。 ②一次側電源(危害防止用運動中継器の電源及び防火シャッターの電源)を遮断して、自重降下中の防火シャッターを、座板が床面上1,500mmの位置でスコヤ等を当てて座板感知部を作動させることにより停止させ、停止距離を鋼製巻尺等により測定する。その後スコヤ等を離して防火シャッターの再降下することを確認する。 (運動エネルギーの簡易確認方法) ・防火シャッターのW(幅)×H(高さ)より開口	運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してから停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>面積を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>座板が床上 1,000 mmの位置を通過した時点から床面に到達するまでの閉鎖時間をストップウォッチ等で測定する。</li> <li>「防火設備定期検査業務基準 2025 年改訂版(日本建築防災協会編集・発行)」p143 表 2-(14)-1 より開口面積に対し測定した閉鎖時間が適用閉鎖時間以外であれば 10 J 以下を満足する。</li> <li>開口幅又は開口高さが 10m を超える場合若しくは表 2-(14)-1 の確認表で不合格になった場合は、シャッターメーカーにシャッターカーテンの質量(kg)を確認し、床面より 1,000 mmの高さから完全に閉鎖するまでの時間 T (秒) を測定して、下記の式により運動エネルギーを計算して判定する。</li> </ul> $\text{運動エネルギー} K = 1/2 \times M \times V^2$ $= 1/2 \times M \times (1/T)^2$ <p>K ≤ 10 又は 2K ≤ 20 で合格とする。                      K : 運動エネルギー(J)                      M : 質量(kg)                      V : 閉鎖速度(m/秒)                      T : 床面から 1m の高さから完全に閉鎖するまでの時間(秒)</p> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>点検開始前に、点検する防火シャッターの周囲に人や物がいないことを確認し、「点検中 立入禁止」等の標示を行うとともに、安全柵等で安全を確保すること。</li> <li>点検員以外が防火シャッターを作動させ点検員等が挟まれる危険を回避するために、押しボタンスイッチ等の起動スイッチに点検中であることの表示をすること。</li> <li>座板感知部が作動せず防火シャッターが停止しないことを想定し、挟まれ防止のため防火シャッターの降下位置に留まらないこと。</li> </ol>	

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(15)	連動機構	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の設置位置が適切か、又は外観に異常がないか目視等により確認する。設置位置は、必要に応じて鋼製巻尺等により壁及び天井面からの距離を測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(16)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器  連動機構	感知の状況	(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	熱感知器には加熱試験器、煙感知器(スポット型)には加煙試験器、煙感知器(分離型)には減光フィルター、熱煙複合式感知器には加熱試験器及び加煙試験器を使用し、作動の状況を確認する。感知器が作動すると感知器の確認灯が点滅又は点灯する。試験開始から感知器が定められた時間以内で作動することを確認する。遠隔試験機能付感知器の試験にはメーカーが指定する外部試験器を使用すること。 ただし、該当する感知器について、前回の点検以降に消防法令に基づく自動火災報知設備の点検等で同等の方法により実施した点検の記録がある場合は、その記録を適用することができる。 なお、「(26)及び(27)の項の総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本点検項目の内容を(26)及び(27)の項で確認する。 感知器を作動させた際、連動制御器で連動する防火シャッターの制御区域表示番号を確認し、連動表と照合する。	適正な時間内に感知しないこと。
(17)	温度ヒューズ装置	設置の状況	目視等により確認する。	温度ヒューズに油脂、埃、塗料などが付着していないか又は温度ヒューズがなく針金などで固定されていないか目視等により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(18)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。	スイッチ類の操作の状況、感知器及び自動閉鎖装置の作動の状況が正常に表示されるか確認する。スイッチ類及び表示灯の確認は「(16)熱感知器、煙感知器及び熱煙複合式感知器の感知の状況」など他の点検項目を実施しながら確認すること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(19)		結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	連動制御器の配線の状況を目視等又は触診により確認する。外部配線接続用端子部に接続してある外部配線に緩みがないことを触診により確認する。 また端子部に錆等が発生していないか目視等により確認する。著しい錆等が発生していると、導電率が低下して接触不良を起こす又は錆の粉で短絡を起こすおそれがある。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(20)		接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	連動制御器の接地端子に錆、配線の緩み又は接触不良がないか回路計、ドライバー等で確認する。 接地端子の緩みについては、ドライバーで確認し、接地端子と筐体の導通を回路計で確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(21)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	連動制御器の交流電源スイッチを OFF 側にし、常用電源を遮断して、予備電源に切り替わることを確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(22)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	連動制御器内にある予備電源に、変形、損傷又は著しい腐食がないか目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(23)	連動機構	容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	連動制御器の操作部にある予備電源の試験スイッチを操作し、連動制御器の回路電圧計、回路電圧灯などにより確認する。 また、経年劣化などで予備電源を交換した際に製品表示銘板に記載された仕様と一致していない場合が見られるので、その場合は特記事項にその旨を記載し所有者等に報告する。なお、使用予備電源の容量表示が製品表示銘板の指定値未満の場合は容量不足となり、製品表示銘板の指定値より大きい場合は充電できないおそれがある。	容量が不足していること。
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	自動閉鎖装置にぐらつきや固定ボルトの緩みがないか触診により確認し、自動閉鎖装置を作動させた際の異常な振動又は取付け下地からの浮きがないか触診又は目視等により確認する。劣化の状況は、外観の変形や損傷の状況及び腐食の状況を目視等で確認する。

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	<p>手動閉鎖装置の床からの高さは、人が手で操作する部分の高さとして80cm～150cmを目安とする。</p> <p>手動閉鎖装置を、直接目視できない又は目視しにくい状態にないか若しくは速やかに操作することができない状況にないか確認する。</p> <p>また、手動閉鎖装置のケース及び扉などに変形、損傷又は著しい腐食がないか目視等により確認する。</p> <p>さらに、打ち破り窓のプレートが設置されているか目視等により確認する。</p> <p>手動閉鎖装置は、防火シャッターを随時閉鎖させるための装置であるが、連動制御器の起動スイッチで閉鎖させることをもって、随時閉鎖するものとして運用されている場合は、手動閉鎖装置が設置されていない場合がある。</p>	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(26)		防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(27)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(27)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(27)	総合的な作動の状況	防火区画(令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	<p>&lt;留意事項&gt;</p> <p>①堅穴区画を有しない建築物の場合は、(27)の項の点検を行う必要はない。また、単体で作動する防火設備により堅穴区画が形成される部分については、(26)の項の点検によって適合性が確認されているため、(27)の項の点検を行う必要はない。</p> <p>②複数の堅穴区画を有する建築物の場合は、(27)の項の点検対象となる堅穴区画の決定にあたり、長期的には全ての堅穴区画が点検対象となるように、前回の点検対象とは異なる堅穴</p>	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

(防火シャッター)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>区画を選定するように配慮すること。</p> <p>③ (27) の項の点検対象となる防火シャッターについては、重複して (26) の項の点検を行う必要はない。</p> <p>④点検対象となる一の感知器について、当該感知器からの水平距離が 10m 以内にある連動した防火設備が一斉に閉鎖することを確認すること。</p> <p>⑤防火シャッターなどが一斉に閉鎖することから、点検時において、周囲の人（点検に携わる者を含む。）が挟まれるなどの接触事故を引き起こすことがないよう、十分に配慮すること。</p> <p>⑥数回の点検で全ての防火区画が点検できるよう計画的に全ての防火区画を対象とし実施すること。</p>	

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	耐火クロススクリーンの降下位置に物品が置かれていたり、配管や配線が通過していないか又は耐火クロススクリーンの降下の際にカーテン部が照明器具や懸垂物等に接触しないか、目視等により確認する。	物品が放置されていること等により耐火クロススクリーンの閉鎖又は作動に支障があること。
(2)	駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	目視等、聴診又は触診により確認する。	ローラチェーンの腐食がないか目視等により確認し、たるみや固着がないか触診により確認する。 耐火クロススクリーンの開閉時に、ローラチェーンの異常な振動又は歯飛びがないか目視等、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(3)	耐火クロススクリーン	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視等により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖させて、耐火クロスに亀裂や破損、縫製糸の切れ・ほつれ及びたるみがないか目視等により確認する。 また、座板に固定するねじの欠落又は緩みがないか目視等により確認する。劣化の状況については、著しい腐食がないか目視等により確認する。 さらに、耐火クロススクリーンが全開の状態において、連動制御器又は感知器を作動させて、耐火クロススクリーンを閉鎖させる際に、耐火クロススクリーンに固着がないか目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)	カーテン部	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視等又は触診により確認する。	耐火クロススクリーンを閉鎖させて、変形、損傷、固定ボルトに緩みがないか目視等又は触診により確認する。また、劣化の状況については、著しい腐食がないか目視等により確認する。 耐火クロススクリーンは、全開若しくは半開の状態では、巻取りシャフトに巻き取られたカーテン部によって遮られて吊り元を見ることができないため、全閉状態であることを確認の上、点検を実施する。耐火クロススクリーンの吊り元は、カーテン部の斎場部に設置されているが、耐火クロススクリーンの開口幅によって、設置	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>箇所数が異なり、一般に開口幅の大きい方が設置箇所が多くなる。</p> <p>点検する場合は、状況に応じて、ケース板をはずらす又はケース板を一部外すなどをする。ケース内が暗い場合があるので、吊り元を電灯などで照らすなどして、その状況を目視等や触診により確認する。</p> <p>吊り元は、鋼製の金物で耐火クロスを挟み込むタイプや、耐火クロスを巻取りシャフトに直接ボルトで固定するタイプなどがある。</p> <p>なお、点検終了後は、ケースを元の位置に戻し確実に復帰措置を行う。</p>	
(5)	ケース	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>ケースの全面について、変形、損傷、脱落、外れ及び隙間がないことを目視等により確認する。また天井がある場合には、天井点検口を開いて状況を確認する。</p> <p>ケースは、鉄板を曲げたL形や平板の鉄板を貼り合わせる張り形等があり、天井内にある場合と、天井がなく露出の状態にある場合とがある。</p>	ケースに外れがあること。
(6)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>まぐさ及びガイドレールは、車両等の通行時における接触によって、変形や損傷の発生する場合があります。設置されている環境によっては錆や腐食が発生するので、変形、損傷及び錆や腐食の状況を確認する。</p> <p>ガイドレールは、表に露出した部分のみならず、溝部分も確認する。</p> <p>特に溝の下部には、閉鎖の支障となる障害物が溜まっている場合があるので確認する。</p> <p>ガイドレールはステンレス製と鋼製とがあるが、鋼製については特に下部の腐食の状況を確認する。</p> <p>また、耐火クロススクリーンを閉鎖させた状態で、カーテン部とガイドレールの遮煙材との隙間の有無と、カーテン部とまぐさの遮煙材との</p>	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>隙間の有無を確認する。</p> <p>ガイドレール及びまぐさの遮煙材の材質は、不燃、準不燃又は難燃材料のクロス製のものやゴム製のものがある。</p> <p>遮煙材はガイドレールの下端から上端まで設けられ、まぐさには左右の端まで設けられており、ガイドレールとまぐさの遮煙材は、カーテン部に対して片側だけに設けられている。なお、ガイドレールには遮煙材のないものもある。</p> <p>遮煙材の状況を確認する場合、ガイドレール及びまぐさの奥側にあるため、暗くて損傷の状況が分かりにくい場合があることや、遮煙材の色が濃くてその損傷状況が見にくい場合があることから、電灯などで照らして遮煙材の状態を確認する。</p>	
(7)	危害防止装置(人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視等により確認する。	<p>危害防止用連動中継器の配線に劣化、損傷又は脱落がないかを目視等により確認する。</p> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危害防止用連動中継器の配線の状況の確認を行う場合は、感電の恐れを回避するために電源を遮断すること。</li> </ul>	劣化、損傷又は脱落があること。
(8)	耐火クロススクリーン	危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>危害防止用連動中継器は、火災時に連動制御器や手動閉鎖装置からの作動信号を受けて自動閉鎖装置に電源を供給する装置であり、予備電源は停電時でも電源を供給するためのものである。これらが正常に作動しないと、火災時に耐火クロススクリーンが閉鎖しない状況が発生するので、危害防止装置用予備電源が劣化や損傷していないかを確認する。</p>	変形、損傷又は著しい腐食があること。

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(9)	る。)	危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。	危害防止用連動中継器は、火災時に連動制御器や手動閉鎖装置からの作動信号を受けて自動閉鎖装置に電源を供給する装置であり、予備電源は停電時でも電源を供給するためのものである。これらが正常に作動しないと、火災時に耐火クロススクリーンが閉鎖しない状況が発生するので、予備電源試験スイッチ等进行操作して予備電源容量が不足していないかを確認する。	容量が不足していること。
(10)		座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視等により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。	<p>座板感知部の作動の状況の確認は「(11)作動の状況」の点検の中で行い、座板が床上 1,500mm の位置で座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンが停止するかを確認する。</p> <p>座板感知部は、人や物を感知すると開閉機のブレーキを制御する装置（危害防止用連動中継器及び自動閉鎖装置等）に信号を出力し、自重降下中の耐火クロススクリーンを停止させる装置である。</p> <p>座板感知部の構造は防火シャッターの座板感知部（2-（13）を参照。）と同様であるが、その他に「可動座板と接触式感知装置」や「耐火クロス巻き接触式感知装置」がある。</p> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検開始前に、点検する耐火クロススクリーンの周囲に人や物がないことを確認し、「点検中立入禁止」等の標示を行うとともに、安全柵等で安全を確保すること。</li> <li>・点検員以外が耐火クロススクリーンを作動させ点検員等が挟まれる危険を回避するために、押しボタンスイッチ等の起動スイッチに点検中であることを表示すること。</li> <li>・座板感知部が作動せず耐火クロススクリーンが停止しないことを想定し、挟まれ防止のため耐火クロススクリーンの降下位置に留まらないこと。</li> </ul>	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(11)	耐火クロススクリーン	危害防止装置	作動の状況	<p>イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。</p> <p>ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。</p>	<p>耐火クロススクリーンは国土交通大臣の認定を取得したものであり、安全措置は令第 112 条第 19 項に定められ、指定性能評価機関の防火設備性能評価業務方法書に試験方法、評価方法が示されている。要求性能は昭 48 年建告第 2563 号に基づいたものである。</p> <p>①カーテン部の質量 (kg) に耐火クロススクリーンの閉鎖時の速度 (m/秒) の二乗を乗じて得た値が 20 以下となるもの。(運動エネルギーが 10 J 以下)</p> <p>②閉鎖力が 150N 以下であるもの又は人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が 5 cm 以下であり、かつ、接触した人が耐火クロススクリーンから離れた後に再び閉鎖又は作動する構造であるもの。</p> <p>以上については以下の①、②により確認を行う。</p> <p>①運動エネルギーは、耐火クロススクリーンの自重降下時の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量と測定した閉鎖時間により算出する。点検における確認方法は下記の「運動エネルギーの簡易確認方法」による。</p> <p>②巻取り式の場合、一次側電源 (危害防止用連動中継器の電源及び耐火クロススクリーンの電源) を遮断して、自重降下中の耐火クロススクリーンを、座板が床 上 1,500mm の位置でスコヤ等を当てて座板感知部を作動させることにより停止させ、停止距離を鋼製巻尺等により測定する。その後に、障害物を取除いて耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。</p> <p>バランス式の場合、プッシュプルゲージを用いて、床 上 300mm からの耐火クロススクリーン閉鎖時の閉鎖力を測定する。</p> <p>(運動エネルギーの簡易確認方法)</p>	<p>イ 巻取り式 運動エネルギーが 10J を超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が 5 cm を超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。</p> <p>ロ バランス式 運動エネルギーが 10J を超えること又は閉鎖力が 150N を超えること。</p>

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					<p>・耐火クロススクリーンの開口幅を測定する。</p> <p>・座板が床面上 1,000 mm の位置を通過した時点から床面に到達するまでの閉鎖時間をストップウォッチ等で測定する。</p> <p>・巻き取り式にあつては、「防火設備定期検査業務基準 2025 年改訂版 (日本建築防災協会編集・発行)」 p190 の表 3-(11)-1 より開口幅に対し測定した閉鎖時間が適用閉鎖時間以上であれば 10 J 以下を満足する。</p> <p>・バランス式にあつては、開口幅に関わらず閉鎖時間が 1.3 秒より長ければ 10J 以下と判断する。</p> <p>運動エネルギー <math>K=1/2 \times M \times V^2</math>  <math>=1/2 \times M \times (1/T)^2</math></p> <p><math>K \leq 10</math> 又は <math>2K \leq 20</math> で合格とする。</p> <p>K: 運動エネルギー (J)  M: 質量 (kg)  V: 閉鎖速度 (m/秒)  T: 床面から 1m の高さから完全に閉鎖するまでの時間 (秒)</p> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <p>①点検開始前に、点検する耐火クロススクリーンの周囲に人や物がいないことを確認し、「点検中立入禁止」等の標示を行うとともに、安全柵等で安全を確保すること。</p> <p>②点検員以外が耐火クロススクリーンを動作させ点検員等が挟まれる危険を回避するために、押しボタンスイッチ等の起動スイッチに点検中であることを表示すること。</p> <p>③座板感知部が動作せず耐火クロススクリーンが停止しないことを想定し、挟まれ防止のため防火シャッターの降下位置に留まらないこと。</p>	
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器及、熱煙複合式感知器及び熱感知器の設置位置が適切か、外観に異常がないか目視等により確認する。設置位置は、必要に応じて鋼	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和 48 年建設省告示第 2563 号第 1 第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつ

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
	感知器			製巻尺等により壁及び天井面からの距離を測定する。	ては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(13)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	感知の状況	(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合においては、当該記録により確認することで足りる。	熱感知器には加熱試験器、煙感知器(スポット型)には加煙試験器、煙感知器(分離型)には減光フィルター、熱煙複合式感知器には加熱試験器及び加煙試験器を使用し、作動の状況を確認する。感知器が作動すると感知器の確認灯が点滅又は点灯する。試験開始から感知器が定められた時間以内で作動することを確認する。遠隔試験機能付感知器の試験にはメーカーが指定する外部試験器を使用する。 ただし、該当する感知器について、前回の点検以降に消防法令に基づく自動火災報知設備の点検等で同等の方法により実施した点検の記録がある場合は、その記録を適用することができる。 なお、「(22)及び(23)の項の総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本点検項目の内容を(22)及び(23)の項で確認する。 感知器を作動させた時、連動制御器で連動する耐火クロススクリーンの制御区域表示番号を確認し、連動表と照合する。	適正な時間内に感知しないこと。
(14)	連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。	スイッチ類の操作の状況、感知器及び自動閉鎖装置の作動の状況が正常に表示されるか確認する。 スイッチ類及び表示灯の確認は「(13)熱感知器、煙感知器及び熱煙複合式感知器の感知の状況」など他の点検項目を実施しながら確認すること。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(15)	連動制御器	結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	連動制御器の配線の状況を目視等又は触診により確認する。外部配線接続用端子部に接続してある外部配線に緩みがないか触診により確認する。 端子部に著しい錆等が発生していないか目視等	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準	
				により確認する。著しい錆等が発生していると、導電率が低下して接触不良を起こす又は錆の粉で短絡を起こすおそれがある。		
(16)	連動制御器	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	連動制御器の接地端子に錆、配線の緩み又は接触不良がないか回路計、ドライバー等で確認する。 接地端子の緩みについてはドライバーで確認し、接地端子と筐体の導通を回路計で確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(17)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	連動制御器の交流電源スイッチを OFF 側にし、常用電源を遮断し、予備電源に切り替わるか確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	
(18)		劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	連動制御器内にある予備電源に、変形、損傷又は著しい腐食がないか目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(19)	連動機構	連動機構用予備電源	容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	容量が不足していること。	
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	自動閉鎖装置にぐらつきや固定ボルトの緩みがないか触診により確認し、自動閉鎖装置を作動させた際の異常な振動又は取付け下地からの浮きがないか触診又は目視等により確認する。劣化の状況は、外観の変形や損傷の状況及び腐食の状況を目視等で確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	手動閉鎖装置の床からの高さは、人が手で操作する部分の高さとして 80cm～150cm を目安とする。手動閉鎖装置を、直接目視できない又は目視し	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落して

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				にくい状況にないか若しくは速やかに操作することができない状況にないか確認する。 また、手動閉鎖装置のケース及び扉などに変形、損傷又は著しい腐食がないか目視等で確認する。 さらに、打ち破り窓のプレートが設置されているかを目視等で確認する。	いること。
(22)		耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（(23)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン（(23)の項の点検が行われるものを除く。）の作動の状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は連動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。
(23)	総合的な作動の状況	防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち1以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	<p>&lt;留意事項&gt;</p> <p>①堅穴区画を有しない建築物の場合は、(23)の項の点検を行う必要はない。また、単体で作動する防火設備により堅穴区画が形成される部分については、(22)の項の点検によって適合性が確認されているため、(23)の項の点検を行う必要はない。</p> <p>②複数の堅穴区画を有する建築物の場合は、(23)の項の点検対象となる堅穴区画の決定にあたり、長期的には全ての堅穴区画が点検対象となるように、前回の点検対象とは異なる堅穴区画を選定するように配慮すること。</p> <p>③(23)の項の点検対象となる耐火クロススクリーンについては、重複して(22)の項の点検を行う必要はない。</p> <p>④点検対象となる一の感知器について、当該感知器からの水平距離が10m以内である連動した防火設備が一斉に閉鎖することを確認すること。</p>	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、連動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。

(耐火クロススクリーン)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				⑤耐火クロススクリーンなどが一斉に閉鎖することから、点検時において、周囲の人（点検に携わる者を含む。）が挟まれるなどの接触事故を引き起こすことがないよう、十分に配慮すること。 ⑥数回の点検で全ての防火区画が点検できるよう計画的に全ての防火区画を対象とし実施すること。	

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(1)	設置場所の 周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	水幕による区画形成部の床面、壁面、空間などに、水幕形成の妨げとなるもの、排水の妨げとなるものが設けられていたり、置かれていたりしていないか、目視等により確認する。	物品が放置されていること等によりドレンチャー等の作動に支障があること。
(2)	散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視等により確認する。	本設備は散水ヘッドが設置され、手動作動装置(操作部)が付近に設置されているのみで、明確な水幕形成部の位置が分かりにくいいため、設計図書などによって予め設置位置を把握しておく。 また、増改築等による変更等で水幕を形成する区画の設定に誤りがないか等について、設計図書等と照合しながら目視等により確認するとともに、設置状況が正常であるか、部品の脱落、異物の付着などが無いかを確認する。	水幕を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
(3)	ドレンチャー等 開閉弁	開閉弁の状況	目視等により確認する。	開閉弁について漏れ、変形、損傷、著しい腐食等及び弁の開閉位置について、目視等により確認する。 弁本体及び付属装置、放水試験装置(放水試験弁)、一次側止水弁及び二次側止水弁等、手動操作する弁類の操作が容易か否かについては、目視及び開閉操作することにより確認する。(構成機器は設備や製品ごとに異なるが、常に全ての構成弁類について点検する。) <留意事項> ・起動用配管の構成は設備ごとに異なる可能性がある。各弁類の開閉操作を行う際には、それぞれの機能と開閉操作によって引き起こされる状況を把握し、予期しない運動や弁の開放等が起きないように、水幕設備の管理者と十分協議の上点検を実施する。 ・特に開閉弁本体を起動する弁類の操作を行う際は、現地に放水することが無いよう操作前に他の弁類の開閉位置を確認する。 ・手動起動弁による開閉弁の起動も、本点検の	変形、損傷又は著しい腐食があること。

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>中で確認しておく(緊急時のみの手動操作)。                      ・遠隔起動により開閉する方式で、配線接続がある場合は以下の項目も確認する。                      ①遠隔起動弁や圧力スイッチに、接続された配線の端子部の緩みや脱落がある。                      ②配線に損傷があり、芯線が露出している、配線が断線している。</p>	
(4)	排水設備	排水の状況	<p>次に掲げる方法のいずれかによる。                      イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視等により確認する。                      ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視等により確認する。</p>	<p>実際に排水状況を確認できる場合は、設備を起動させて実際に排水し、目視等により確認する。実際に排水させることができない場合は、排水口のつまり等を目視等により確認する。</p>	排水が正常に行われぬこと。
(5)	水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視等により確認する。	<p>貯水槽の状況及び水質については、懐中電灯などを用いて目視等により確認する。水量については、以下の要領で確認する。                      ①水位計の機能を確認後、水位計によって目視等により確認する。                      ・マンホールのふた等を開けて検尺により水位を測定し、水位計内部の水を排水して現在の水位を確認する。                      ②水位計のないものは、マンホールのふた等を開けて検尺して確認する。                      &lt;留意事項&gt;                      ・水位計については変形、損傷、著しい腐食等が考えられるため、事前に以下の事項について確認すること。                      ①水位を測定するための弁類の操作が容易にできるか。                      ②ガラス管の内面・外面に汚損はないか。                      ③水位計内にある残留水は容易に排水できるか。</p>	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(6)		水源	給水装置の状況	目視等により確認する。	①水位電極を用いるものは、電極回路の配線を外すなどで減水状態にして給水が開始されることを確認する。さらに、電極回路の配線を接続することで給水が停止することを確認する。 ②ボールタップを用いるものは、ボールを押し下げて水中に没すること等により減水状態にして給水が開始されることを確認する。さらに、ボールを元に戻すことにより給水が停止することを確認する	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視等又は作動の状況により確認する。	周囲の状況、外観、表示、変形、損傷、脱落等及び開閉位置などについては目視により確認する。操作によって確認するものは、手で操作して確認する。 なお、ポンプ起動等のスイッチを操作して点検する際には、事前に関係者に連絡し、弁類の開閉位置を確認する等の準備も怠らないこと。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
(8)	結線接続の状況		目視等又は触診により確認する。	目視等又は手で触って配線の状況を確認し、端子の緩みについてはドライバー等による触診で確認する。 端子部等を触診する場合は、感電や短絡による故障を防ぐため、必ず電線の破断や被覆の負傷がないかを目視等で確認したうえで実施する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。	
(9)	接地の状況		回路計、ドライバー等により確認する。	接地端子に錆、配線の緩み、接触不良がないことを回路計、ドライバー等で確認する。接地端子の緩みについては、ドライバーで確認し、接地端子と筐体の導通を回路計で確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(10)	ドレンチャー等	加圧送水装置	ポンプ及び電動機の状況	目視等又は触診により確認する。	ポンプの外観、回転軸、軸受部及びグランド部について、電動機の外観、回転軸、軸受部及び軸継手の各項目について確認する。 ポンプは点検途中で突然起動することもあるため、点検時は防火管理者に確認の後、制御盤の電源を切って作業を進める。点検終了後は必ず電源を復旧させる。 <留意事項>	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要量ないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
					<p>ポンプは回転機器であり、設定・調整が狂うと静粛な回転ができない。また、腐食が進んでいる場合も機能を発揮できないので以下の点にも注意して確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプや配管等に変形や損傷がある、または著しい腐食がある。</li> <li>・ポンプ吐出側の弁類に腐食があり、ボルト・ナット等を緩める等の作業がしにくい。</li> <li>・耐震措置としての可とう管に腐食がある、固定されていない、軸心がずれている。</li> <li>・配線に損傷があり、芯線が露出している、配線が断線している。</li> </ul>	
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	<p>ポンプを起動させるための予備電源に関する試験は、電気設備の関係者の立会いの下に実施し、加圧送水装置を起動し、性能試験配管を使用した定格負荷運転状態として、常用電源から予備電源への切り替えを行う。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 点検時点において、予備電源に切り替えると業務に支障が出る場合は、休業日等全館停電日に合わせて実施する。</p>	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	<p>外観、周囲状況などについて、現地を目視等により確認する。予備電源が自家発電設備の場合は、その劣化及び損傷の状況について目視等で確認する。</p> <p>&lt;留意事項&gt; 点検時点において、予備電源に切り替えると業務に支障が出る場合は、休業日等全館停電日に合わせて実施する。</p>	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(13)	ドレンチャー等	加圧送水装置	加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視等により確認する。	<p>加圧送水装置（ポンプ）を起動するための予備電源については、(11)の項の切り替え試験において、その容量が適正で適正な運転ができるかを確認する。</p> <p>&lt;留意事項&gt;</p>	容量が不足していること。

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>点検時点において、予備電源に切り替えると業務に支障が出る場合は、休業日等全館停電日に合わせて実施する。</p>	
(14)		<p>圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況</p>	<p>目視等又は作動の状況により確認する。</p>	<p>圧力計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変形、損傷、漏水、著しい腐食が無いかな等については目視等により確認する。</li> <li>・圧力計及び連成計の指示値については、取付け配管のコック等を閉止し、圧力計及び連成計を取り外す等で圧力を除去した時にゼロ点を示し、圧力を加えた時に適正な指示値を示すか確認する。</li> </ul> <p>呼水槽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変形、損傷、腐食、規定水量、開閉位置等については目視等により確認する。</li> <li>・弁類の開閉操作は手で操作することにより確認する。</li> <li>・自動給水装置については、以下の要領で点検する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 排水弁を開放した場合、水位の低下に伴って自動的に給水を開始すること。</li> <li>(イ) 排水弁を閉止した場合、水位の回復に伴って自動的に給水が停止すること。</li> <li>(ウ) 給水量が十分であること。</li> </ul> </li> <li>・減水警報装置については、以下の要領で点検する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 自動給水装置を閉止し、排水弁を開放した場合、概ね 1/2 の水量に減水するまでに減水警報を発すること。</li> <li>(イ) 自動給水装置を開放し、排水弁を閉止した場合、水位の回復に伴って減水警報が復旧すること（復旧は警報復旧スイッチの操作で確認する）。</li> </ul> </li> <li>・フート弁については、以下の要領で点検する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) フート弁を開閉して、フート弁の逆止効果があることを確認する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。</p>

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>(イ) ポンプの呼水漏斗のコックを開放し、連続的に溢水があることを確認する。</p> <p>起動用圧力スイッチ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変形、損傷、腐食等については目視等により確認する。</li> <li>・端子の緩みについては目視等及びドライバー等で確認する。圧力計の指示値を目視等で確認した際、漏水や漏気が懸念される場合は、接続する弁類を閉止して漏れ箇所を見つける。</li> <li>・作動圧力値の確認等、機能確認する場合には、関係者への連絡と各弁類の開閉位置の事前確認を必ず行うこと。</li> </ul> <p>(参考) 性能試験装置等の点検方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変形、損傷、腐食等については目視等により確認する。</li> <li>・水温上昇防止用逃し配管の逃し水量については、測定可能な場合は測定する。測定が困難な場合は、流水があることを確認し、流量が少ないか、流れていない場合(目詰まり等)は、オリフィス部の清掃を行い、流水が確保されることを確認する。</li> <li>・性能試験装置にてポンプ性能を確認する際は以下の手順で点検を行う。なお、ポンプを起動する場合には、関係者への連絡と各弁類の開閉位置の事前確認を必ず行うこと。</li> </ul> <p>(ア) ポンプ吐出側の止水弁を閉止する。</p> <p>(イ) ポンプを起動する。</p> <p>(ウ) 性能試験配管の試験弁を全開する。</p> <p>(エ) 流量調整弁を徐々に開放し、流量計で確認しながら定格流量にセットする。</p> <p>(オ) 電流計、電圧計、連成計、圧力計の指示値を確認する。</p> <p>(カ) 試験弁、流量調整弁を閉止する。</p> <p>(キ) ポンプを停止する。</p>	

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(15)	連動機構	設置位置	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	<p>(ク) ポンプ吐出側の止水弁を開放する。</p> <p>基本的に検査方法は、煙感知器、熱煙感知器及び熱感知器それぞれにおいて他の防火設備（防火扉・防火シャッター・耐火クロススクリーン）と同様である。</p>	<p>煙感知器又は熱煙複合式感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあつては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。</p>
(16)	連動機構	感知の状況	<p>(25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。</p>	<p>熱感知器には加熱試験器、煙感知器（スポット型）には加煙試験器、煙感知器（分離型）には減光フィルター、熱煙複合式感知器には加熱試験器及び加煙試験器を使用し、作動の状況を確認する。感知器が作動すると感知器の確認灯が点滅又は点灯する。試験開始から感知器が定められた時間以内で作動することを確認する。遠隔試験機能付感知器の試験にはメーカーが指定する外部試験器を使用すること。</p> <p>火災感知用ヘッド：火災感知ヘッドの作動確認等の点検は実施しない（手動作動装置の項目参照）。</p> <p>&lt;留意事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感知器の作動試験においては、開閉弁が連動して開放するので、現地で放水することが無いよう、事前に付属弁類の開閉状態を十分に確認するか、連動を遮断する等の措置を行うこと。</li> <li>・感知器の作動試験を行う際には、非常放送設備や中央監視盤など他設備への連動に注意し、必要に応じて制御盤で連動を遮断する等の措置を行うこと。</li> <li>・火災感知ヘッド（閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用）の作動試験は、都度、ヘッドの交換工事が必要であり、ヘッド個数分だけ交換／復旧作業を伴うことから実施しない。これは消防用設備等におけるスプリンクラー設備</li> </ul>	<p>適正な時間内に感知しないこと。</p>

## (ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				の点検方法に準じている。	
(17)		スイッチ類及び表示灯の状況	目視等により確認する。	制御盤ごとの機能によるので、取扱説明書を確認しながら表示、スイッチ、継電器類、ヒューズ等が適正かを確認する。操作に際しては、他設備との連動の有無、連動の良否等について防火管理者と十分打合わせの上で作業を行う。各種信号の授受に関しては点検を進めていく中で確認し、確認できない項目については単独で信号を発生させて確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(18)		結線接続の状況	目視等又は触診により確認する。	制御盤の扉を開け配線状況を目視等により確認し、外部配線接続用端子部に接続してある外部配線に緩みがないことを触診して確認する。端子部等を触診する場合は、感電や短絡による故障を防ぐため、必ず電線の破断や被覆の損傷がないかを目視等で確認したうえで実施する。また、端子部に錆等が発生していると、導電率が低下して接触不良を起こす場合や錆の粉で短絡を起こす場合など様々な不具合が考えられるため、速やかに交換等を勧めることが望ましい。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(19)	連動機構	接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	制御盤の接地端子に錆、配線の緩み又は接触不良がないか回路計、ドライバー等で確認する。接地端子の緩みについては、ドライバーで確認し、接地端子と管体の導通を回路計で確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(20)		予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	常用電源を遮断し、又は制御盤のスイッチ操作で常用電源を遮断することができる場合はその操作により、予備電源へ切り替える。切り替えた後に、電圧計又は電源監視用の表示灯などで容量が適正であるか確認する。 ＜留意事項＞ 再度常用電源を復帰した際、予備電源の充電装置が適正に作動するかについて確認する。このとき充電装置が異常に発熱していないか等も確認することが望ましい。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
(21)	連動機構用 予備電源	劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	制御盤内の予備電源に変形や変色、発熱等がないか、本体やカバーに損傷等がないか、配線に損傷や芯線の露出等がないかを目視等にて確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(22)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等进行操作し、目視等により確認する。	制御盤の切り替えスイッチを操作して予備電源に切り替え、制御盤の機能に支障がないかを目視等により確認する。 また、経年劣化などで予備電源を交換した際に製品表示銘板に記載された仕様と一致していない場合が散見されるので、その場合は特記事項等とその旨を記載し所有者等に報告する。なお、使用予備電源の容量表示が製品表示銘板の指定値未満の場合は容量不足となり、製品表示銘板の指定値より大きい場合は充電できないおそれがある。	容量が不足していること。
(23)	自動作動装置	設置の状況	目視等又は触診により確認する。	目視等又は触診にて、点検上の障害となるものがないこと、変形や損傷等、機能に支障となることがないこと、結線接続に断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないことを確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(24)	手動作動装置	設置の状況	目視等により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	手動作動装置の設置場所は、人の手で操作ができる高さとして床から80cm～150cmを目安とされている。ただし、いたずら防止のため、建築物の用途によりこれより高い所に設置されている場合もある。手動作動装置の所在が直接目視できない若しくは目視しにくい状態又はそのままの状態で見ついで操作できない状態にないかを確認する。 また、手動作動装置のケース及び扉などに変形、損傷及び著しい腐食がないか、打ち破り窓のプレートが設置されているかを目視等で確認する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等(26)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただ	<留意事項> ①本点検では、個々のドレンチャー等の系統(開閉弁)ごとに、熱又は煙を感知したときに当該	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
			<p>し、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。</p> <p>イ 放水区域に放水することができる場合にあつては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法</p> <p>ロ 放水区域に放水することができない場合にあつては、放水試験による方法</p>	<p>ドレンチャー等が適切に作動することを確認する。</p> <p>②開閉弁を連動させて開放するとともに、加圧送水装置（ポンプ）の起動を確認する。</p> <p>③現地放水する場合は、周囲の養生、排水設備の確認など事前に十分準備すること。</p> <p>④現地での放水ができない場合には、開閉弁の二次側配管を試験配管に切り替えて放水試験を行うこと。</p> <p>⑤本点検を行う際には、非常放送設備や中央監視盤など他設備への連動に注意し、必要に応じて制御盤で連動遮断する等の措置を行う。</p> <p>⑥火災感知用ヘッドの作動については、手動起動弁の操作による起動方法で代用するものとし、実施しない。手動作動装置の項参照のこと。</p>	
(26)	総合的な作動の状況	防火区画（令第112条第11項から第13項までの規定による区画に限る。）の形成の状況	当該区画のうち1以上を対象として、(25)の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	<p>&lt;留意事項&gt;</p> <p>①ドレンチャー等が堅穴区画に設置されていない建築物の場合は、(26)の項の点検を行う必要はない。また、単体で作動する防火設備により堅穴区画が形成される部分については、(25)の項の点検によって適合性が確認されているため、(26)の項の点検を行う必要はない。</p> <p>②複数の堅穴区画を有する建築物の場合は、(26)の項の点検対象となる堅穴区画の決定にあたり、数年で全ての堅穴区画が点検対象となるように、前回の点検対象とは異なる堅穴区画を選定できるように配慮すること。</p> <p>③(26)の項の点検対象となるドレンチャー等については、重複して(25)の項の点検を行う必要はない。</p> <p>④点検対象となる一の感知器について、当該感知器からの水平距離が10m以内にある連動した防火設備が一斉に作動することを確認する。</p> <p>⑤本試験を実施する際は、感知器の作動により選択され起動する開閉弁を予め確認し、誤放水</p>	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。

(ドレンチャー)

番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	点検手法	(に)判定基準
				<p>等がないよう、当該区画以外の開閉弁二次側の止水弁を閉止しておくこと。なお、試験の方法、確認する項目などは(25)の項の場合と同様である。</p> <p>⑥制御盤の予備電源、及び加圧送水装置を起動する予備電源に切り替えた状態で試験を行う。なお、加圧送水装置を起動する予備電源によって試験を実施できない場合は、当該予備電源の直近の試験結果によることとし、常用の電源のまま試験を行う。</p> <p>⑦火災感知用ヘッドの作動については、手動起動弁の操作による起動方法で代用するものとし、実施しない。手動差動装置の項参照のこと。</p> <p>⑧数回の点検で全ての防火区画が点検できるよう計画的に全ての防火区画を対象とし実施すること。</p>	